

東京都障害者計画 第3期 東京都障害福祉計画 (平成24年度～平成26年度)





ご挨拶

東京都は、平成19年5月に「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」を策定、平成21年3月に「第2期東京都障害福祉計画」を策定し、グループホーム等の地域居住の場や通所施設等の日中活動の場など、障害者の地域生活を支える基盤整備を着実に進めてきました。

また、平成23年12月には、障害者の地域生活を支援し、誰もが共に暮らす社会を実現する「2020年の東京」の姿を描き、その実現に向け、今後3か年の政策展開を示す「2020年の東京」への実行プログラムを併せて策定しました。

一方、国においては、障害者制度の集中的な改革を推進することとしている中、平成23年8月には、障害者基本法の一部改正により、「共生社会」の実現が法律の目的に明記されました。また、平成24年4月から、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、相談支援の充実や障害児支援の強化などが図られることとなり、さらに、平成24年10月からは、障害者虐待防止法が施行されるなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。

こうした国の動向にも的確に対応しつつ、東京都は、これまでの取組を一層充実していくために、「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」を策定しました。この計画は、東京都が従前より基本理念として掲げてきた「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者が当たり前前に働ける社会」、「すべての都民が共に暮らす地域社会」の実現を引き続き目指し、平成26年度までに達成すべき目標と、その達成のために取り組むべき施策展開を明らかにしたものです。

今後、東京都は、区市町村や各事業者及び福祉・保健・医療・教育・労働の関係機関、さらには企業・経済団体などとも連携し、本計画の着実な推進を図ってまいります。都民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

平成24年4月

東京都知事

目 次

計画の策定にあたって

1	計画策定（改定）の背景・趣旨	3
2	計画の性格	7
3	計画期間	7
4	計画の進行管理	8

第1章 東京の障害者の状況

第1節	東京都における障害者数	11
第2節	東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」結果	14
1	障害者の状況	15
2	住まい等の状況	17
3	介護・介助等の援助の状況	19
4	就労の状況	21
5	趣味や社会活動への参加の状況	25
6	日中の過ごし方の状況	27
7	必要な福祉サービス等	28
8	将来どこで暮らしたいか	29
9	障害のためにあきらめたり妥協したこと	30
10	障害者自立支援法による障害福祉サービス等の利用状況	31

第2章 障害者施策推進の基本的考え方

第1節	障害者施策推進の基本理念	35
第2節	東京都の障害者施策の目標と課題への対応	36
施策目標Ⅰ	地域における自立生活を支える仕組みづくり	37
課題1	地域におけるサービス提供体制の整備	37
課題2	地域生活を支える相談支援体制等の整備	45
課題3	施設入所・入院から地域生活への移行促進	49
課題4	保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応	58
課題5	災害時における障害者支援	60
施策目標Ⅱ	社会で生きる力を高める支援	62

課題 1	障害児支援の充実	62
課題 2	児童・生徒一人一人に応じた教育の推進	64
課題 3	職業的自立に向けた職業教育の充実	66
施策目標Ⅲ	当たり前で働ける社会の実現	67
課題 1	一般就労に向けた支援の充実・強化	67
課題 2	福祉施設における就労支援の充実・強化	76
施策目標Ⅳ	バリアフリー社会の実現	78
課題 1	ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進	78
課題 2	心のバリアフリーの推進	80
施策目標Ⅴ	サービスを担う人材の養成・確保	83

第3章 障害者施策推進の総合的展開

第1節	障害者施策の目標と取組の体系	87
第2節	具体的施策の体系	88
第3節	計画事業の展開	95
施策目標Ⅰ	地域における自立生活を支援する仕組みづくり	95
取組 1	地域生活を支えるサービス基盤の整備	95
取組 2	相談支援体制等の整備	100
取組 3	地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保	109
取組 4	保健・医療サービスの充実	113
取組 5	地域生活の安心・安全の確保	124
施策目標Ⅱ	社会で生きる力を高める支援	128
取組 1	自立と社会参加を支える施策の充実	128
取組 2	スポーツ・文化芸術・学習・交流活動の推進	138
施策目標Ⅲ	当たり前で働ける社会の実現	141
取組 1	働く意欲や力量を高める支援の充実・強化	141
取組 2	一般就労の機会を拡大する仕組みづくり	144
取組 3	安心して働き続けるための支援体制の整備	147
取組 4	福祉施設における就労支援の取組の強化	148
施策目標Ⅳ	バリアフリー社会の実現	149
取組 1	福祉のまちづくりの推進	149
取組 2	情報面のバリアフリー	158
取組 3	制度面のバリアフリー	161
取組 4	心のバリアフリー	163

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保	166
取組 人材の養成・確保	166
多様な取組への活用が可能な事業	172

資 料

東京都障害者施策推進協議会 審議経過	175
東京都障害者施策推進協議会 委員・専門委員名簿	176
東京都障害者施策推進協議会条例	177
障害福祉計画に係る法令の根拠	179

表紙写真

【上】

障害者インターンシップの様子

【左】

障害者インターンシップの様子

【右】

東京都障害者スポーツ大会の様子

【下】

全国障害者スポーツ大会の様子

計画の策定に当たって

1 計画策定（改定）の背景・趣旨

（1）東京都における障害者施策の計画的推進の経緯

- 東京都は、国際連合が提唱した「国際障害者年」（昭和56〔1981〕年）を契機に、以下のとおり障害者計画を策定してきました。これらの計画に基づき、東京都は、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、全庁を挙げて障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

- ◇ 「国際障害者年東京都行動計画」（昭和56〔1981〕年度～平成2〔1990〕年度）
- ◇ 「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者福祉行動計画」（平成3〔1991〕年度～平成12〔2000〕年度）
- ◇ 「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者計画」（平成9〔1997〕年度～平成17〔2005〕年度）
- ◇ 「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」（平成19〔2007〕年度～平成23〔2011〕年度）
- ◇ 「第2期東京都障害福祉計画」（平成21〔2009〕年度～平成23〔2011〕年度）

- この間、平成12年度には、我が国の社会福祉制度の基礎構造改革の一環として、サービスの利用の仕組みを「措置から契約へ」転換する介護保険制度が実施されました。平成15年度には、障害者分野でも同様にサービス利用者の「自己選択・自己決定」に基づく利用契約制度として「障害者支援費制度」が開始され、平成18年4月からは、障害者自立支援法が施行されています。

- 東京都は、平成19年5月、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の性格を併せもつ一体的な計画として、「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」を策定しました。また、平成21年3月には、障害福祉計画に相当する部分について所要の改定を行い、「第2期東京都障害福祉計画」を策定しました（以下、これらの計画を合わせて「旧計画」といいます。）。

- 上記の計画において東京都は、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支えあいながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会である」という理念を掲げ、障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、独自の先進的な取組を含め、広範な施策分野にわたり全庁を挙げて、障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

(2) 障害者自立支援法の施行、障害者制度改革に向けた国の動向等

- 障害者自立支援法には、障害の種別にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるように、区市町村が一元的にサービスを提供することや、障害者がもっと働ける社会の実現などの内容が含まれています。

障害者自立支援法のポイント

- 1 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。））にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるように、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- 2 障害のある人々に、身近な区市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- 3 サービスを利用する人々も所得等に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- 4 就労支援を抜本的に強化
- 5 支給決定の仕組み（手続・基準）を透明化、明確化

- 東京都は、障害者自立支援法の施行当初から独自に、低所得者に対してホームヘルプサービス利用者に対する定率負担導入の激変緩和を講じました。また、精神障害者の通院医療費自己負担分の低所得者に対する無料化や心身障害者（児）医療費助成制度の知的障害者（児）入所施設等入所者への対象拡大を図りました。

- さらに、平成18年度からの「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」及び平成21年度からの「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」により地域生活基盤の整備促進を図るとともに、平成19年度には「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を創設するなど、地域における支援体制の整備を早急に進めるよう取り組んできました。

- 一方で、平成20年5月には、平成18年12月の国連総会において採択された、障害のある人の権利に関する世界初の国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。日本政府は、平成19年9月に条約に署名しています。

- 国は、平成21年12月、条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本

部」を設置し、当面5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとしています。また、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、事業者、学識経験者等による「障がい者制度改革推進会議」、「総合福祉部会」及び「差別禁止部会」を開催して検討を進め、順次、意見や提言の取りまとめを行っています。

- こうした中、平成23年8月には、障害者基本法の一部改正により、目的規定（第1条）において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とされました。この社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図ることとされており、こうした理念を推進していく必要があります。

地域社会における共生等（障害者基本法第3条より）

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

- また、平成24年4月からは障害者自立支援法及び児童福祉法が一部改正され、平成24年10月からは障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されるなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。
- 東京都は、国が継続して制度の充実・強化を図るよう、国に対して積極的に提案してきており、その一部は、特別対策や緊急措置、報酬改定などを通じて実現されています。
- 東京都は、今後とも引き続き、国における議論の進展を踏まえ、その動向を見ながら国に対して積極的に提案していきます。

(3) 新たな障害者計画及び第3期東京都障害福祉計画の策定

- こうした状況のもと、東京都は、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする新たな「東京都障害者計画」及び「第3期東京都障害福祉計画」（以下、2つの計画を合わせて「新計画」といいます。）の基本的方向を明らかにするため、平成23年7月に第6期東京都障害者施策推進協議会を設置し、「障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方」について調査審議を依頼しました。
- 同協議会は、「地域におけるサービス提供体制の整備」、「地域生活移行の取組状況」、「就労支援策の取組状況」の3点に加え、保健、医療、教育、まちづくり、災害時における障害者支援など、全庁的な連携を要する様々な分野にわたって調査審議を行い、平成24年2月、新計画の策定に向けて、東京都知事に対する意見具申（提言）を行いました。
- この提言では、新計画の策定に際し、これまでの実績、地域の実情、国の動向等を踏まえて、旧計画の基本理念及び施策目標を維持しつつ、なお引き続き、各障害の特性を踏まえた独自の先進的な施策を展開すべきであるとされました。
- また、精神保健福祉分野については、東京都地方精神保健福祉審議会を平成21年6月から平成24年3月まで開催し、精神障害者を地域で支える医療提供体制の整備等について検討してきました。
- 東京都は、これらの提言や検討状況等を踏まえて新計画を策定し、区市町村と一層の連携を図りながら、全庁を挙げて障害者施策の総合的な展開に取り組むこととしました。

2 計画の性格

(1) 東京都障害者計画

障害者基本法第11条第2項の規定に基づいて策定します。

障害者施策に関する基本計画としての性格を有し、基本理念のほか、広範な施策分野にわたって達成すべき目標を掲げています。

(2) 東京都障害福祉計画

障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づいて策定します。

障害者計画の中の生活支援に関わる事項についての実施計画としての性格を有し、各年度における障害福祉サービス等の必要見込量や、地域生活移行及び一般就労に関する数値目標などを掲げています。

- 本計画は、東京都障害者計画と東京都障害福祉計画の2つの性格を併せもつ計画として、一体的に策定（改定）します。
- また、本計画は、東京都保健医療計画、東京都福祉のまちづくり推進計画、次世代育成支援東京都行動計画（後期）、東京都特別支援教育推進計画、東京都住宅マスタープランなど、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。

3 計画期間

- 計画期間は、東京都障害者計画及び東京都障害福祉計画いずれも、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。
- 東京都障害福祉計画は、平成20年度までの第1期、平成23年度までの第2期に引き続き、第3期となります。

4 計画の進行管理

- この計画で定めた事業目標並びに数値目標及び各年度におけるサービスの必要見込量に対する達成状況については、区市町村や関係機関等の協力を得て、毎年、福祉保健局障害者施策推進部において調査し、把握します。
- 東京都は、把握した計画の達成状況について東京都障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の点検・評価を受けるものとします。
- 障害者基本法の一部改正により、障害者施策推進協議会を「審議会その他の合議制の機関」（名称は各地方公共団体の判断）に改組し、その所掌事務に「施策の実施状況を監視すること」を追加することとされましたが、東京都においては、引き続き、東京都障害者施策推進協議会を障害者基本法に基づく知事の附属機関として位置づけ、計画の達成状況等、施策の実施状況を明らかにしていきます。
- 本計画の見直しには、東京都障害者施策推進協議会の意見を踏まえ、取り組めます。

第1章

東京の障害者の状況

第1章 東京の障害者の状況

第1節 東京都における障害者数

平成23年10月末現在、都内では、身体障害者手帳の交付を受けている人が約46万人、愛の手帳（知的障害者（児）を対象）の交付を受けている人が約7万人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約6万人です。

平成12年度以降の手帳交付者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成22年度末における交付者数は、前年度末に比べ身体障害者手帳では1.6%、愛の手帳では3.7%、精神障害者保健福祉手帳では10.8%伸びています。

1 身体障害者手帳交付状況

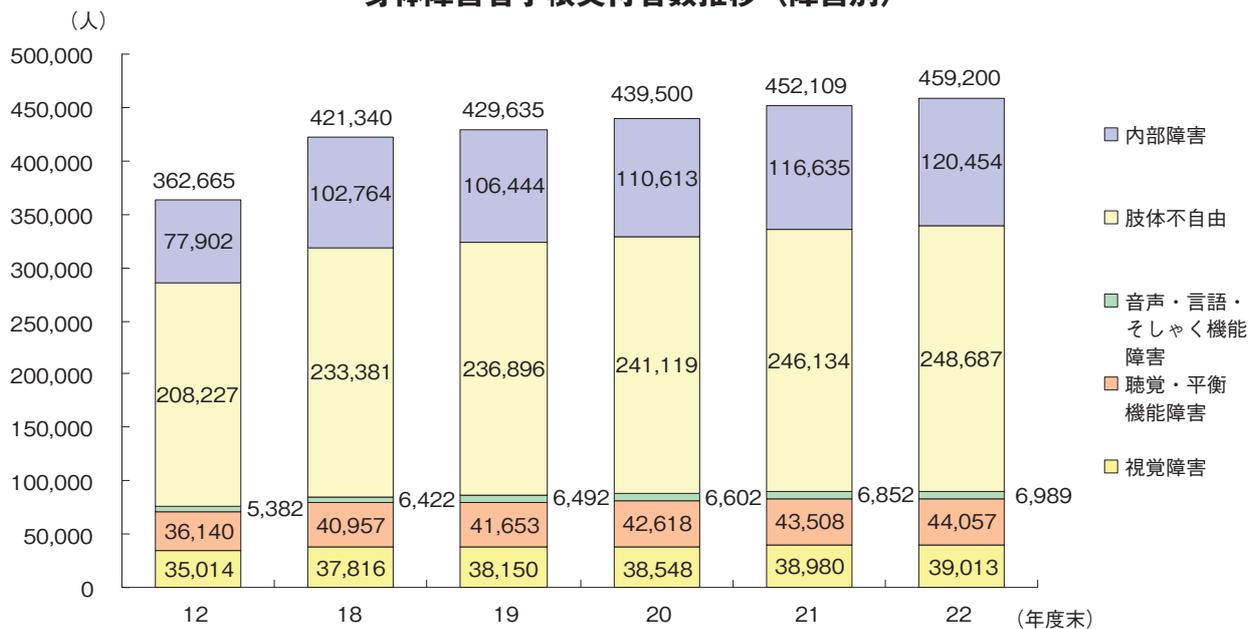
（平成23年10月末現在、単位：人）

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	462,685	39,087	44,423	7,052	249,972	122,151
構成比	100.0%	8.4%	9.6%	1.5%	54.0%	26.4%
児 18歳未満	23,928	2,026	4,816	399	14,630	2,057
者 18歳以上	438,757	37,061	39,607	6,653	235,342	120,094

資料：福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 月報」

（注）四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない場合があります。

身体障害者手帳交付者数推移（障害別）



資料：福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 年報」

2 知的障害者「愛の手帳」交付状況

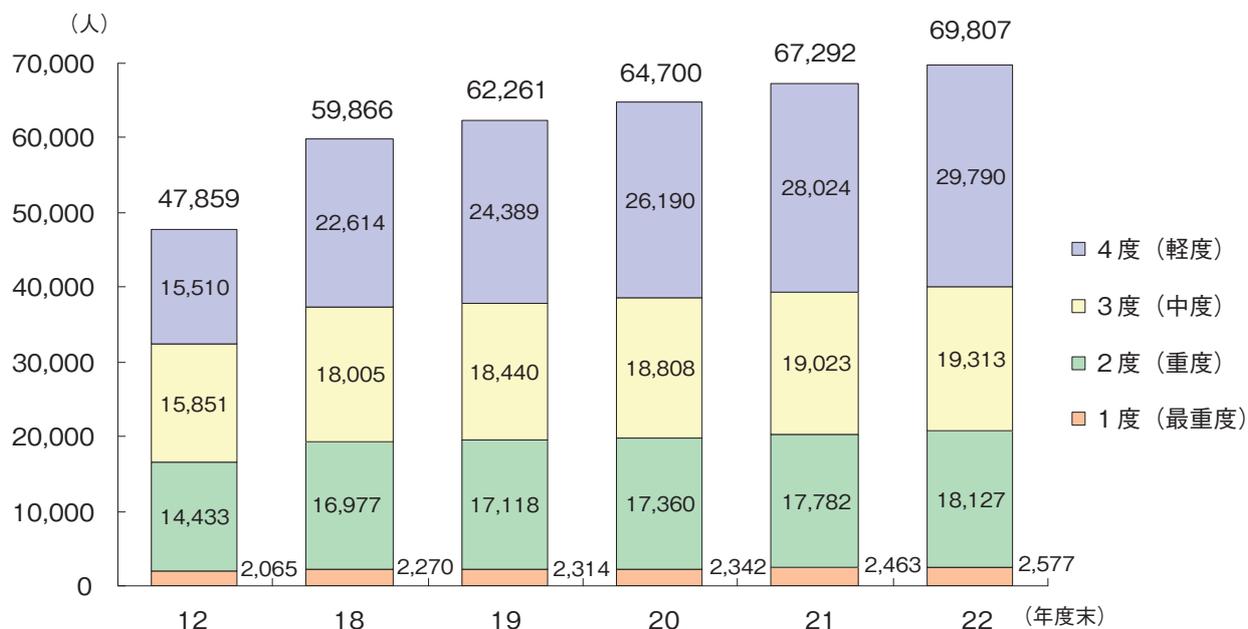
(平成23年10月末現在, 単位: 人)

区分		総数	1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
総数		71,209	2,609	18,386	19,450	30,764
構成比		100.0%	3.7%	25.8%	27.3%	43.2%
児 者	18歳未満	16,390	299	3,270	4,154	8,667
	18歳以上	54,819	2,310	15,116	15,296	22,097

資料: 福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 月報」

(注) 四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない場合があります。

愛の手帳交付者数推移 (障害程度別)



資料: 福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 年報」

3 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成23年10月末現在, 単位:人)

区分	総数	1級	2級	3級
総数	64,527	5,972	36,255	22,300
構成比	100.0%	9.3%	56.2%	34.6%

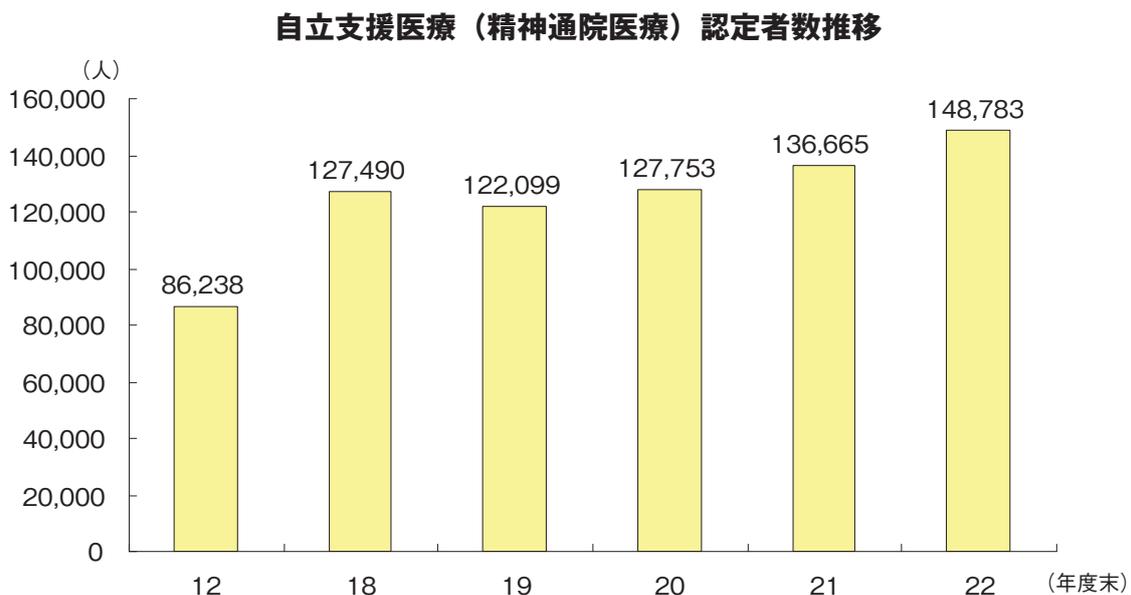
資料：福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 月報」

(注) 四捨五入しているため、構成比の合計は100%とならない場合があります。



資料：福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 年報」

(平成12年度末については中部総合精神保健福祉センター調べ)



資料：中部総合精神保健福祉センター調べ

第2節 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」結果

東京都では、おおむね5年おきに、障害者の生活実態に関する調査を実施しており、直近では、平成20年度に実施しました。

本節では、この調査結果を中心として、前回調査（平成15年度実施）の結果と比較し障害者の状況やニーズの変化を踏まえながら、東京における障害者の生活状況等を明らかにします。

東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」の概要

調 査 名	平成20年度東京都福祉保健基礎調査 「障害者の生活実態」
調 査 基 準 日	平成20年10月15日
前 回 調 査 年 度	平成15年度
調 査 対 象 者	都内に在住する18歳以上の者で、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持するもののうち調査への協力に応じたもの 〔調査回答数〕 身体障害者 2,762人分 知的障害者 805人分 精神障害者 529人分 計 4,096人分
調 査 項 目	① 障害の状況 ② 日常生活の状況 ③ 就労の状況 ④ 経済基盤 ⑤ 社会参加等 ⑥ 障害者自立支援法による障害福祉サービス等 など

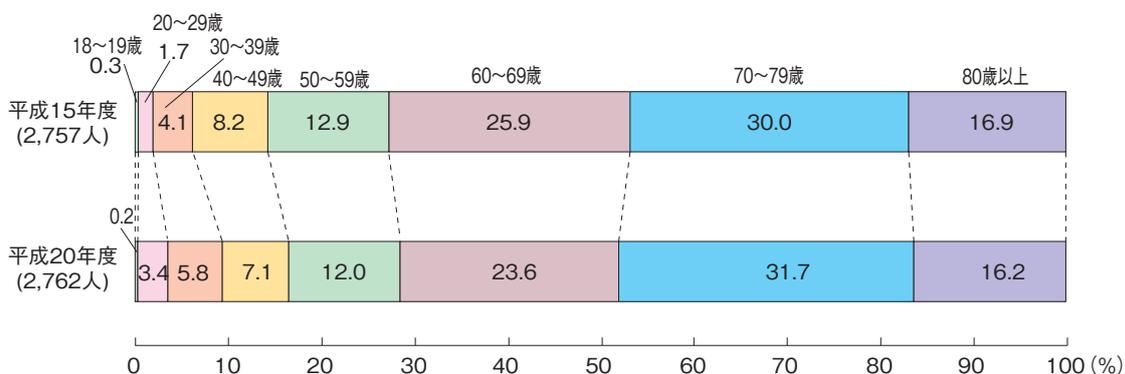
(注) 本節に掲載した図表で、特に注記がないものは、平成20年度福祉保健基礎調査結果を表す。また、調査結果を表した図表に記載されている「総数」は、当該調査の回答者数をいう。

1 障害者の状況

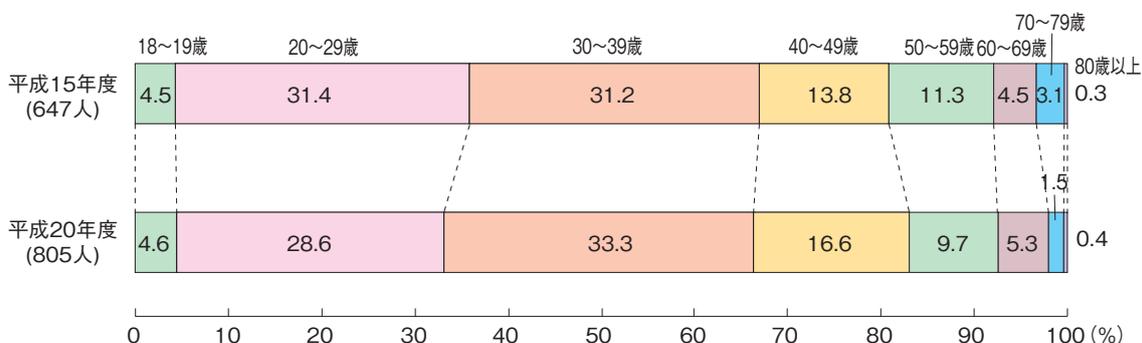
(1) 年齢の状況

回答者の年齢を見ると、身体障害者では60歳以上が71.5%となっています。知的障害者では「30～39歳」33.3%、次いで「20～29歳」28.6%と合わせて6割強となっています。60歳以上は7.2%です。精神障害者は、「40～49歳」24.6%、次いで「30～39歳」22.3%となっています。60歳以上は25.7%です。

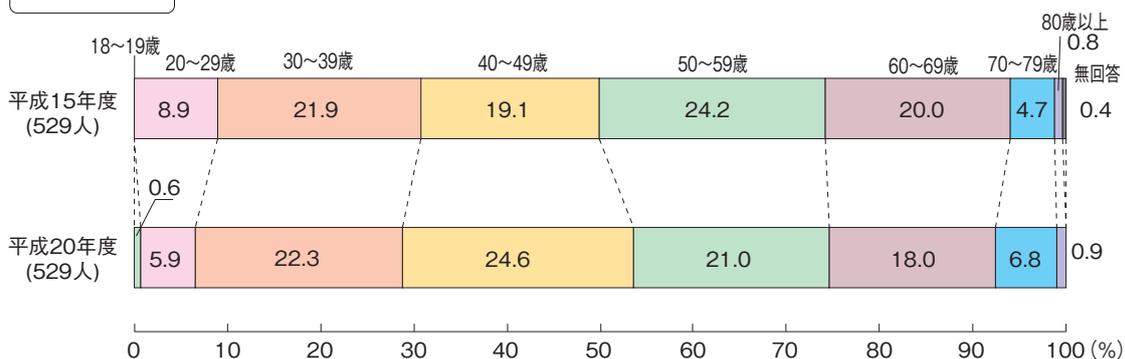
身体障害者



知的障害者

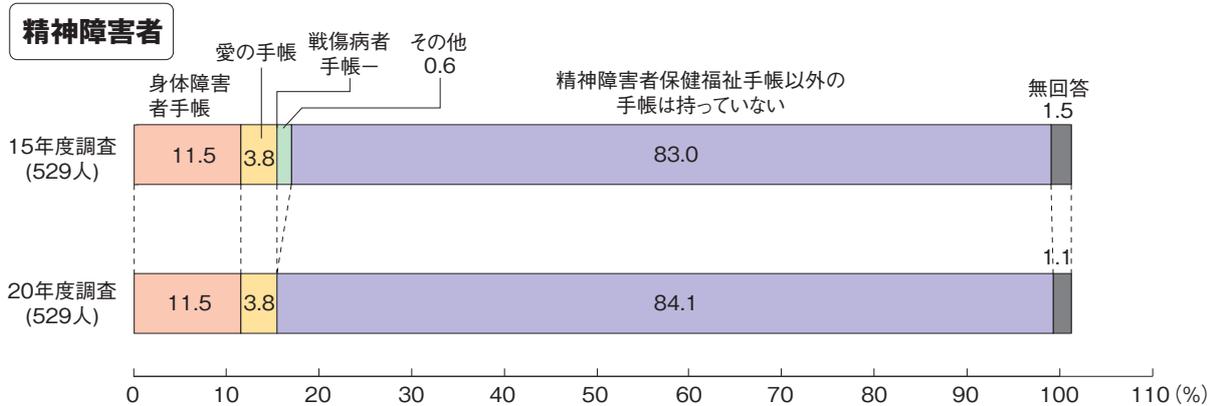
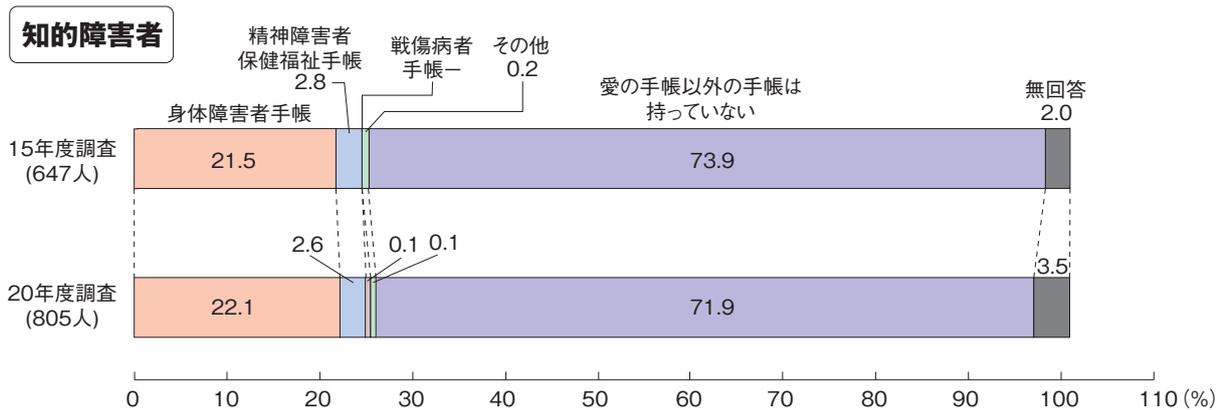
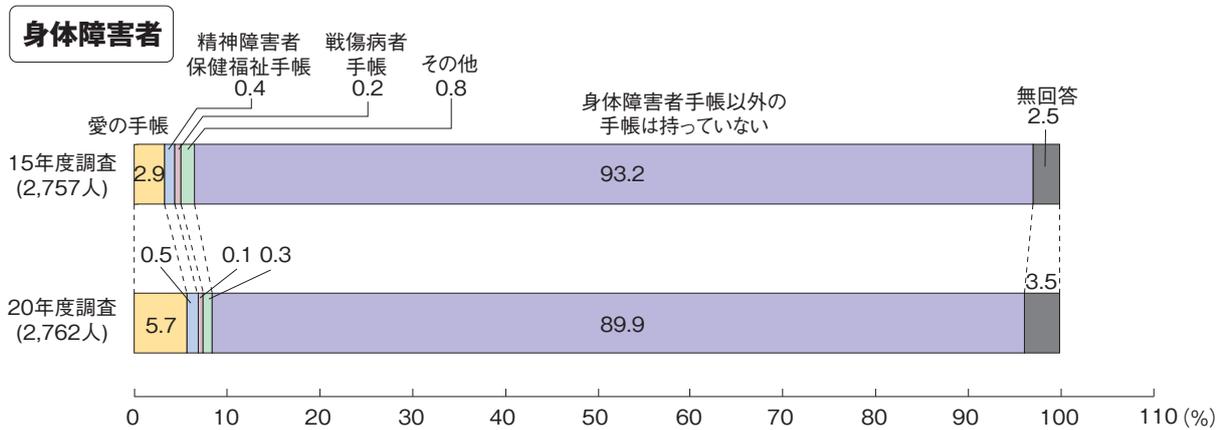


精神障害者



(2) 重複障害の状況（複数回答）

18歳以上の身体障害者のうち、愛の手帳を持っている人（知的障害者）の割合は5.7%、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は0.5%となっています。一方、知的障害者及び精神障害者のうち身体障害者手帳を持っている人の割合は、それぞれ22.1%、11.5%となっています。



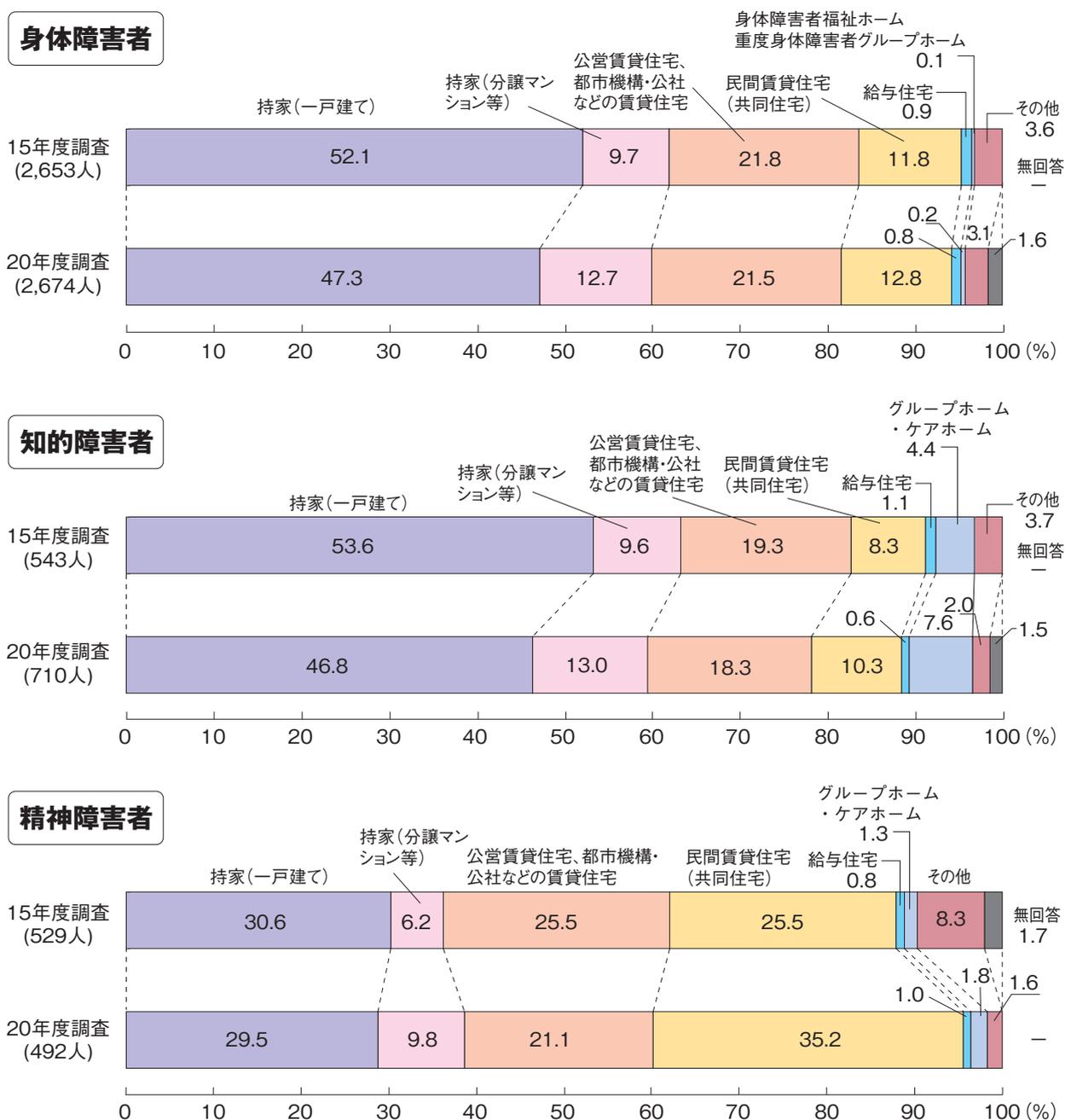
(注) 複数回答のため、内訳の合計は100%にはならない。

2 住まい等の状況

(1) 住まいの種類（在宅者対象）

施設入所者を除いた在宅者について住まいの種類を見ると、持家（一戸建て、分譲マンション等）の割合が、身体障害者、知的障害者ともに約6割となっています。精神障害者では、持家（一戸建て、分譲マンション等）の割合が4割弱であるのに対し、借家（公営賃貸住宅、都市機構・公社などの賃貸住宅、民間賃貸住宅（共同住宅））が6割弱となっています。

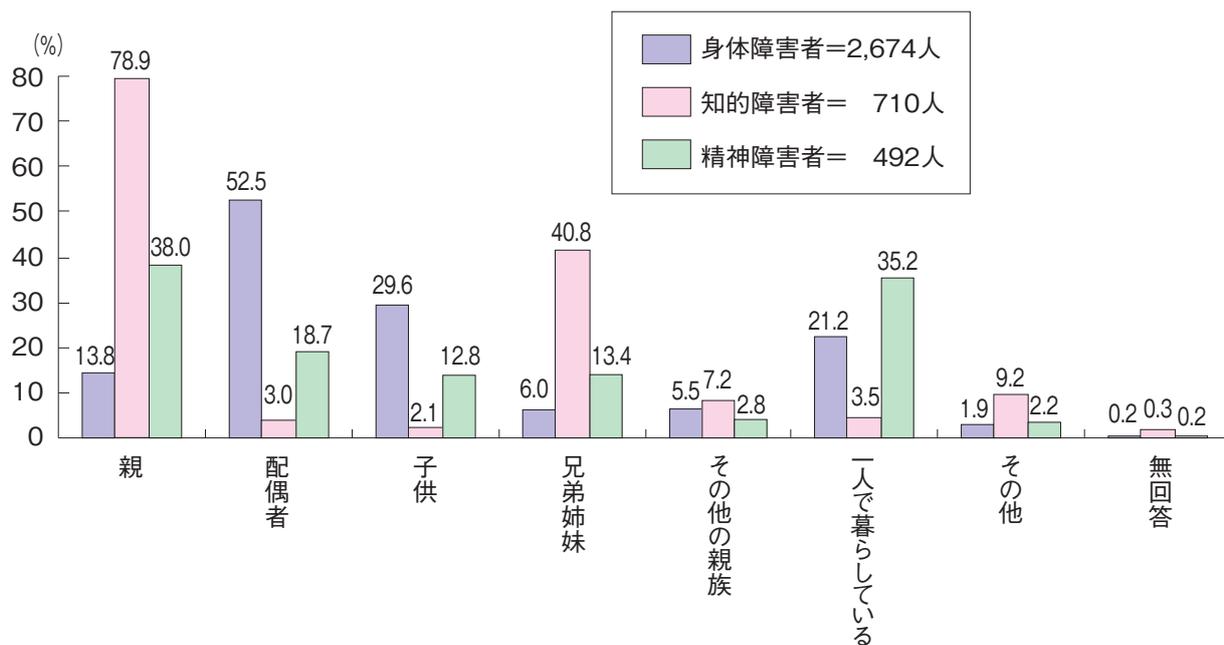
また、平成15年度調査結果と比較すると、知的障害者ではグループホーム・ケアホームの入居者が3.2ポイント増加していますが、引き続き、3障害を通じた地域生活の基盤として整備していく必要があります。



(注) 親名義又は子名義の家に住んでいる場合も「持家」としているため、障害者本人の持家とは限らない。

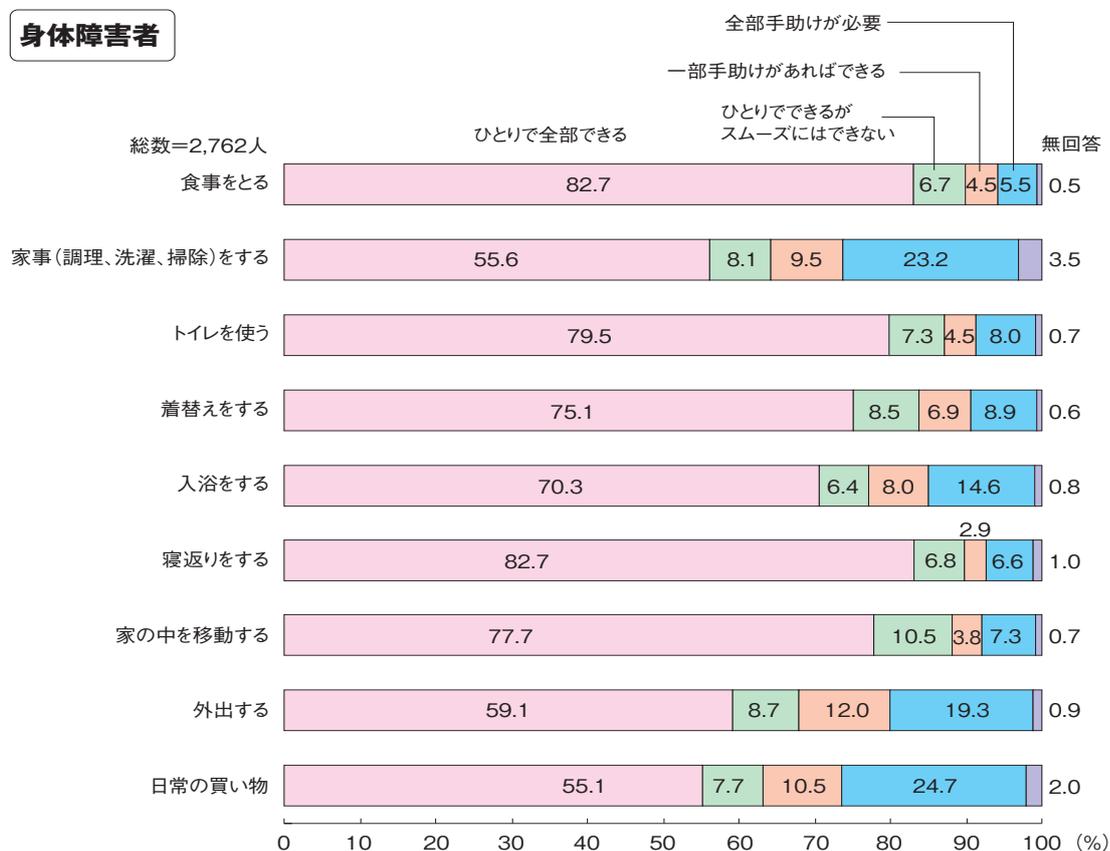
(2) 一緒に生活している人 (在宅者対象・複数回答)

身体障害者では、「配偶者」の割合が最も高く52.5%、次いで「子供」が29.6%です。「一人で暮らしている」は21.2%となっています。知的障害者では、「親」が78.9%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」40.8%となっています。精神障害者では、「親」が38.0%、「配偶者」が18.7%ですが、「一人で暮らしている」の割合も35.2%と高くなっています。

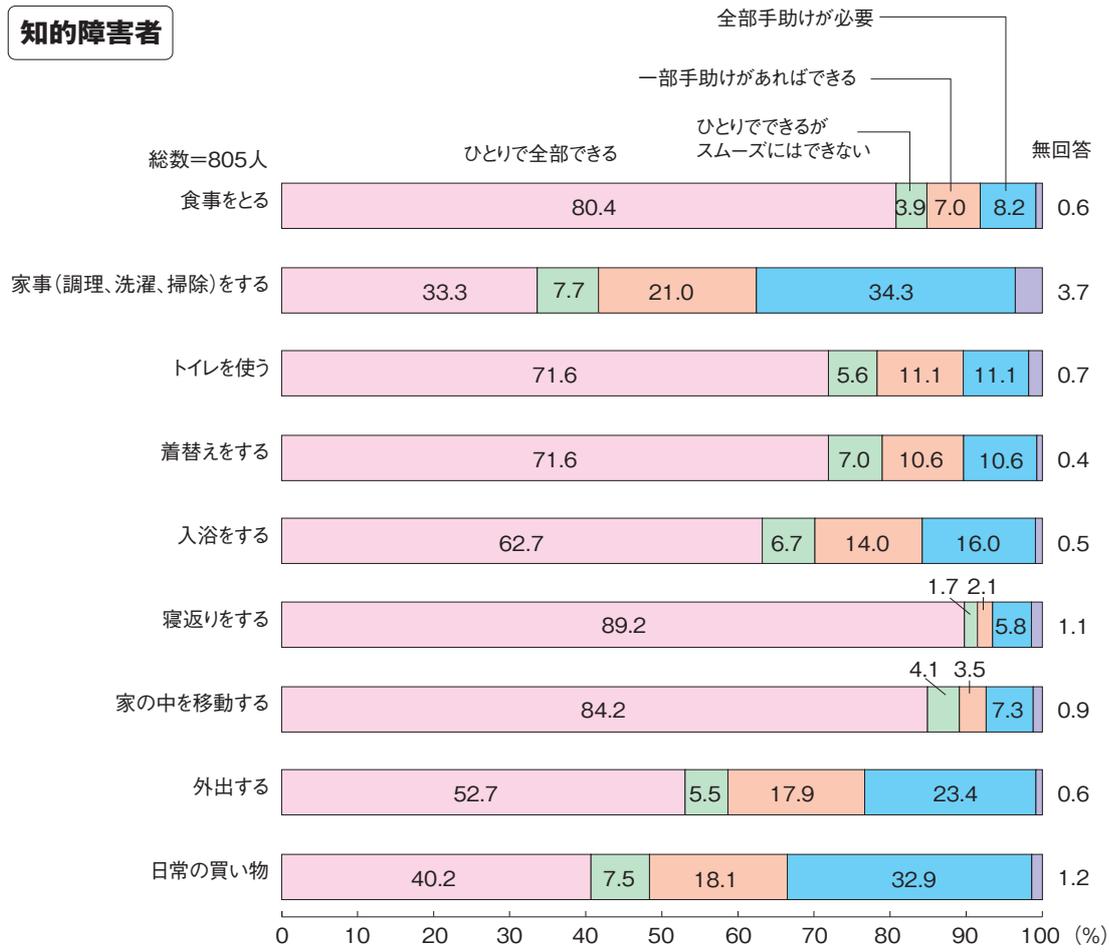


3 介護・介助等の援助の状況（日常生活動作能力）

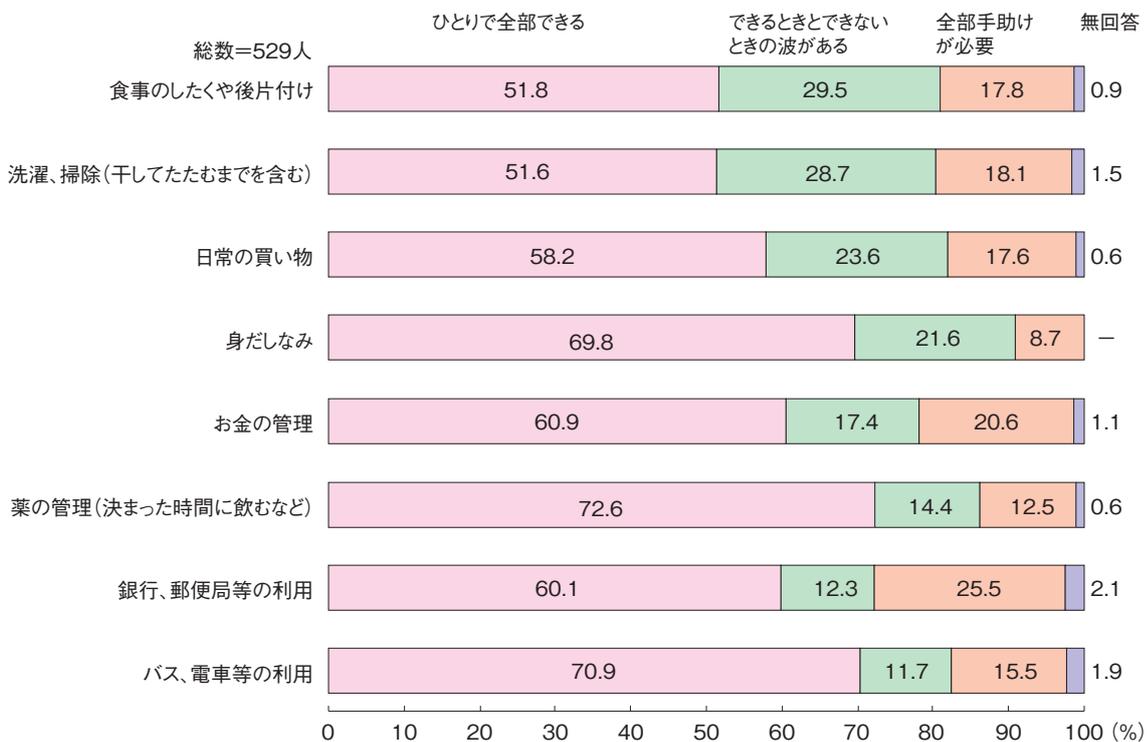
日常生活動作のうち、身体障害者で「一人で全部できる」と答えた人の割合が最も低いのは、「日常の買い物」の55.1%であり、次いで「家事（調理、洗濯、掃除）をする」の55.6%となっています。知的障害者では、「一人で全部できる」と答えた人の割合が、「家事（調理、洗濯、掃除）をする」で最も低く33.3%であり、次いで「日常の買い物」が約4割、「外出する」が5割強、「入浴をする」が6割強となっています。精神障害者では、いずれの項目についても「一人で全部できる」が50%以上ですが、「全部手助けが必要」を見ると、「銀行、郵便局の利用」25.5%、「お金の管理」20.6%が他の項目に比べ若干高くなっています。



知的障害者



精神障害者



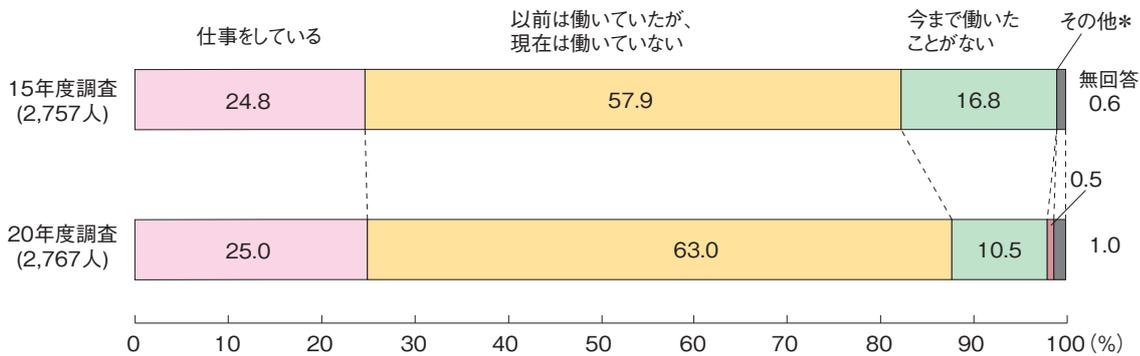
4 就労の状況

(1) 収入を伴う仕事の有無（調査基準日現在）

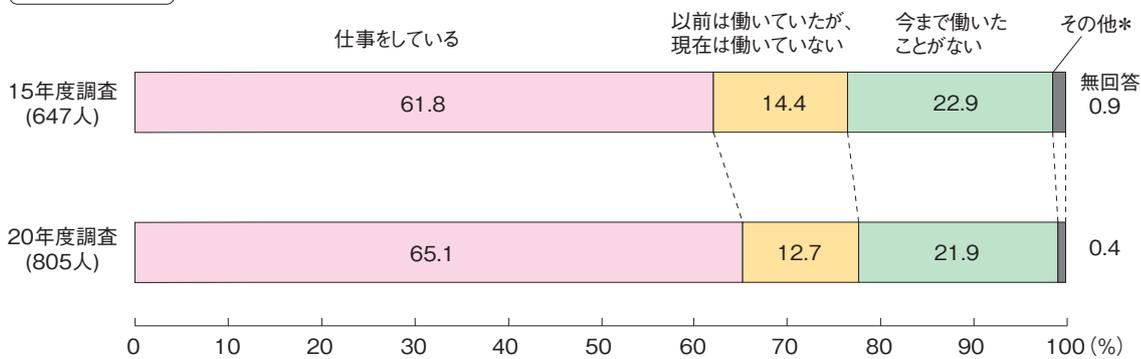
身体障害者、精神障害者に比べ、知的障害者では「仕事をしている」と回答した人の割合が65.1%と高くなっています。

平成15年度調査結果と比較すると、「仕事をしている」と回答した人の割合が身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれにおいてもわずかに増加していますが、障害者が当たり前に働ける社会の実現が早期に求められます。

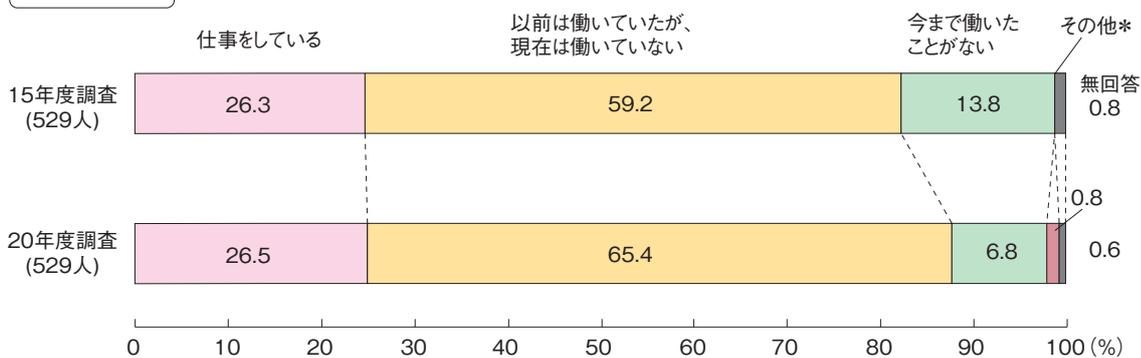
身体障害者



知的障害者



精神障害者

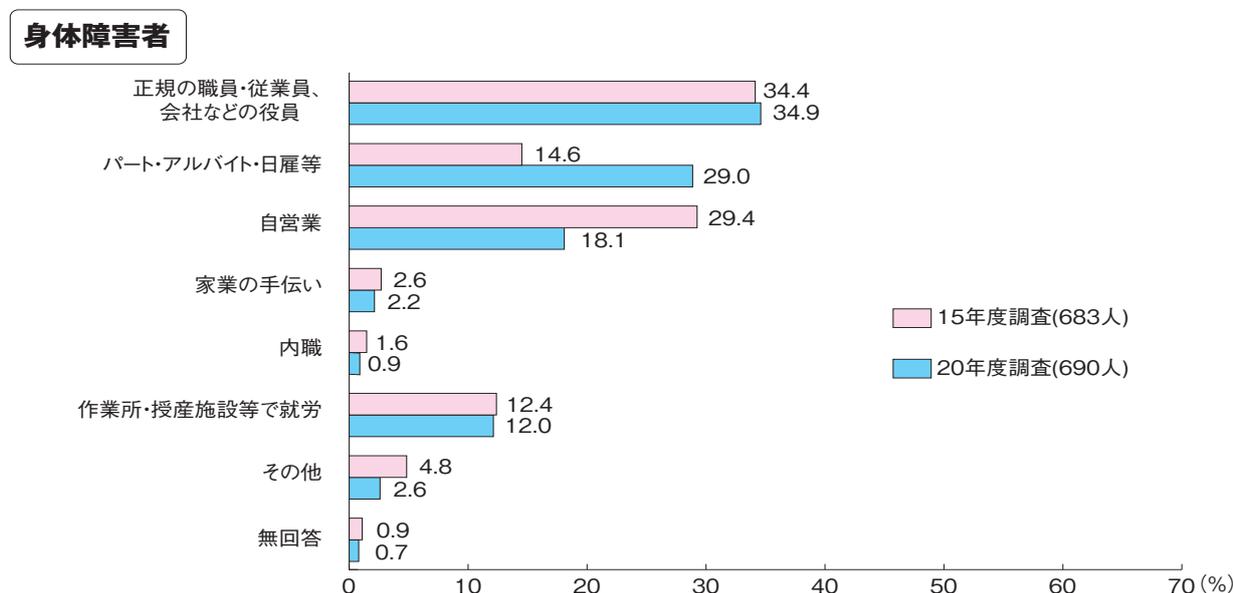


(注) *は前回調査時、選択肢がなかったもの。

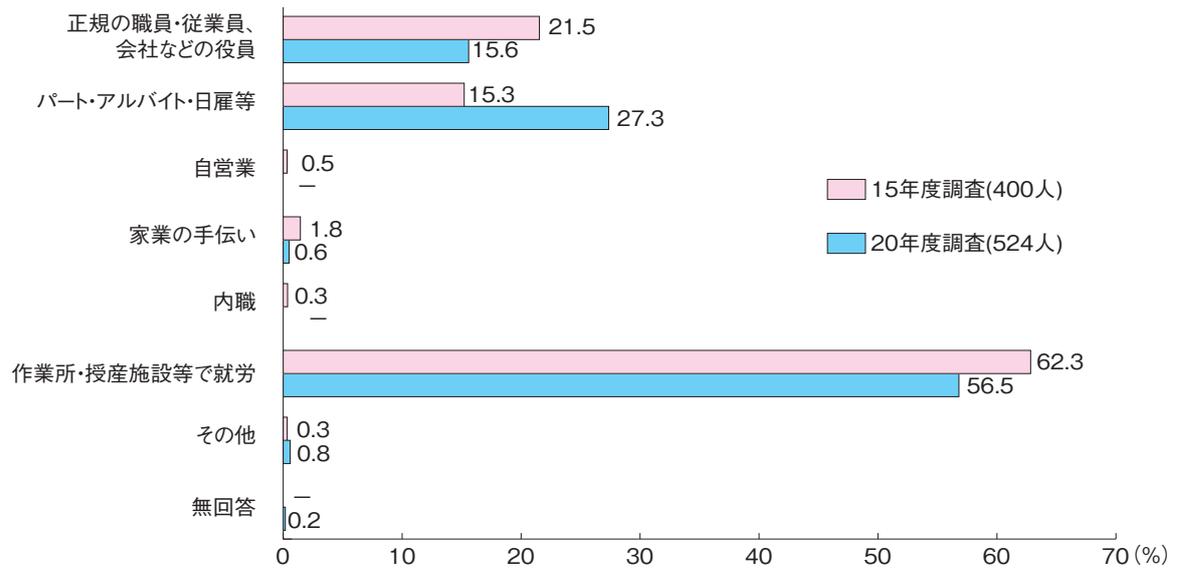
(2) 仕事の種類 (複数回答)

身体障害者では「正規の職員・従業員、会社等の役員」(34.9%)と「パート・アルバイト・日雇等」(29.0%)の割合が高いのに対し、知的障害者の半数以上、精神障害者の4割強が「作業所・授産施設等で就労」と回答しています。

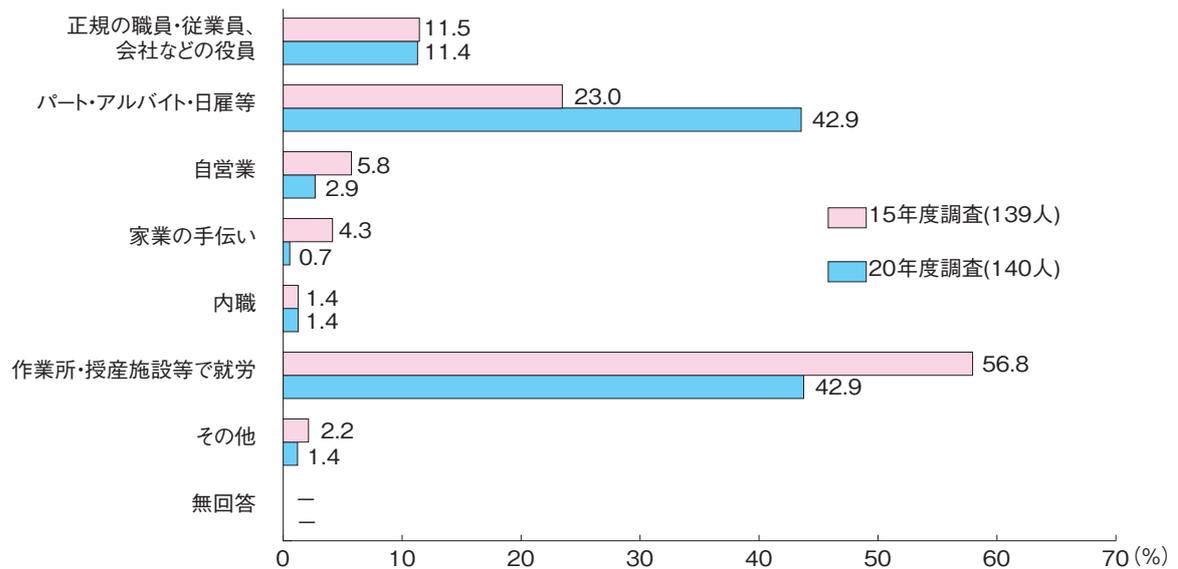
平成15年度調査結果と比較すると、身体障害者では、「正規の職員・従業員、会社等の役員」及び「パート・アルバイト・日雇等」の合計が14.9ポイント上昇しています。知的障害者及び精神障害者では、「正規の職員・従業員」及び「パート・アルバイト・日雇等」の合計がそれぞれ6.1ポイント、19.8ポイント上昇している一方、「作業所・授産施設等で就労」の割合がそれぞれ5.8ポイント、13.9ポイント低下しています。



知的障害者



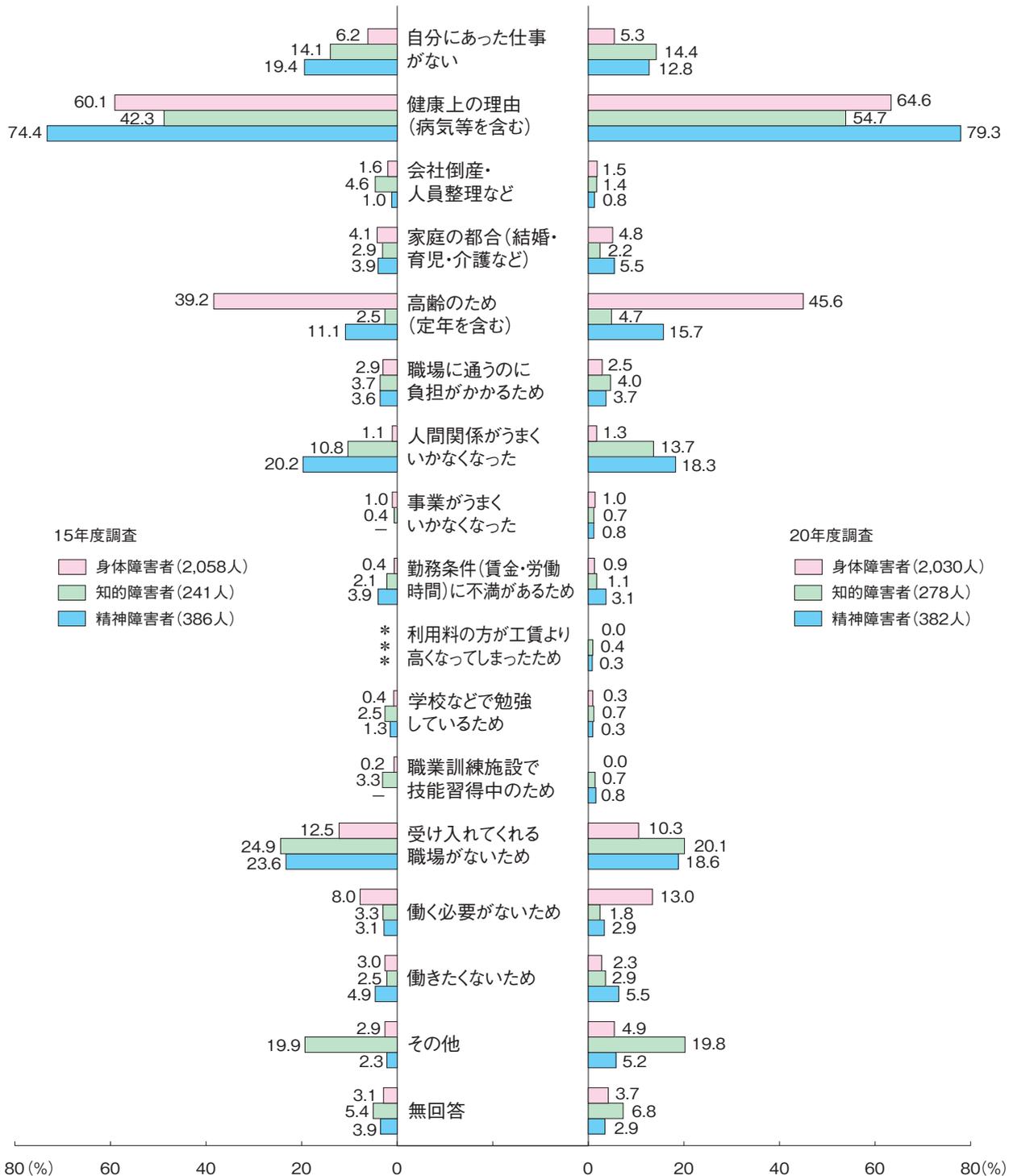
精神障害者



(注) 20年度調査の「パート・アルバイト・日雇等」は、契約職員、派遣職員等を含む。

(3) 現在仕事をしていない理由（複数回答）

仕事をしていない理由としては、3障害ともに「健康上の理由（病気等を含む）」の割合が最も高く、そのほか、身体障害者では、「高齢のため（定年を含む）」（45.6%）、知的障害者では「受け入れてくれる職場がないため」（20.1%）、精神障害者では「受け入れてくれる職場がないため」（18.6%）、「人間関係がうまくいかなかった」（18.3%）の割合が高くなっています。職場開拓や職場定着などの就労面での支援とともに、就労に伴う生活面での支援が求められています。

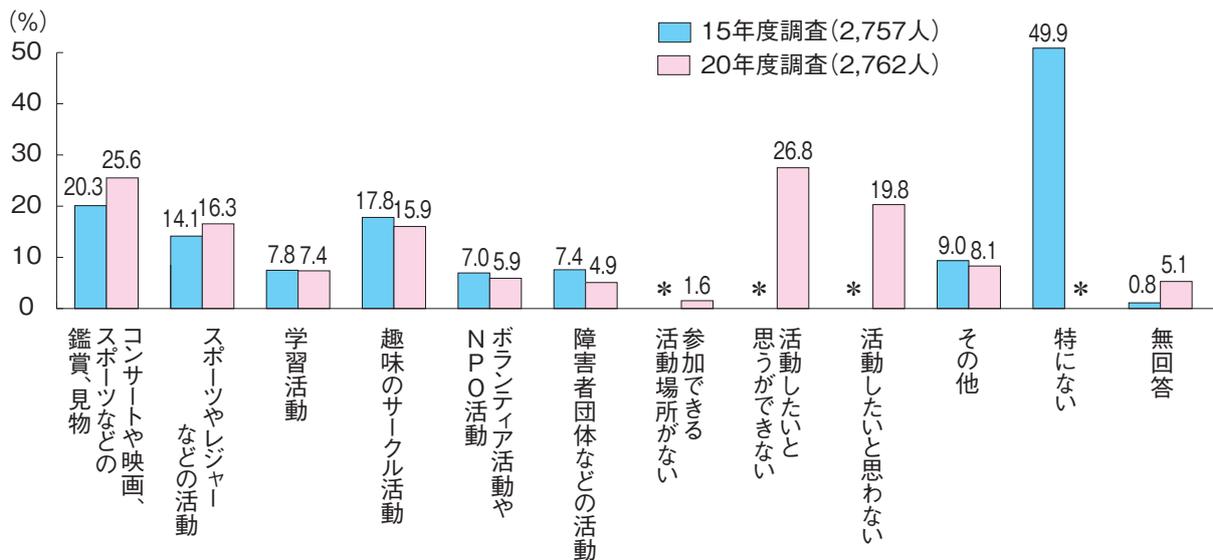


(注) *は前回調査時、選択肢がなかったもの。

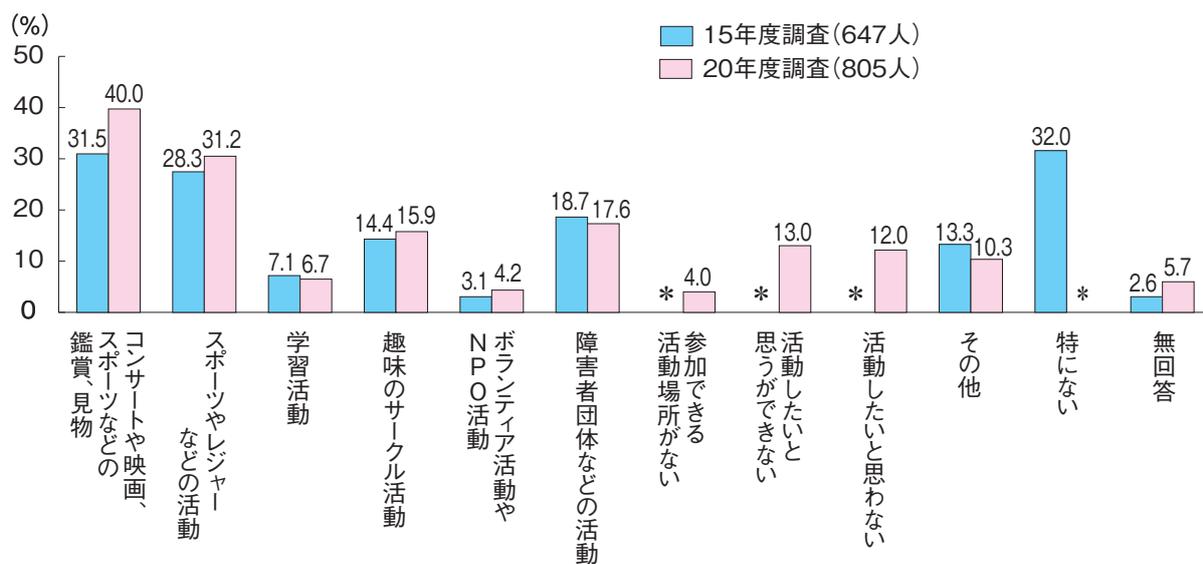
5 趣味や社会活動への参加の状況（複数回答）

過去1年間に行った趣味、学習、スポーツ、社会活動などをみると、身体障害者では多い順に「コンサートや映画・スポーツなどの鑑賞・見物」25.6%、次いで「スポーツやレジャーなどの活動」16.3%、知的障害者では、「コンサートや映画・スポーツなどの鑑賞・見物」40.0%、次いで「スポーツやレジャーなどの活動」31.2%、精神障害者では「コンサートや映画・スポーツなどの鑑賞・見物」34.4%、次いで「趣味の活動（スポーツ、文化的）」25.1%となっています。また、身体障害者で26.8%、知的障害者で13.0%、精神障害者で22.7%が「活動をしたいと思うができない」と回答しています。

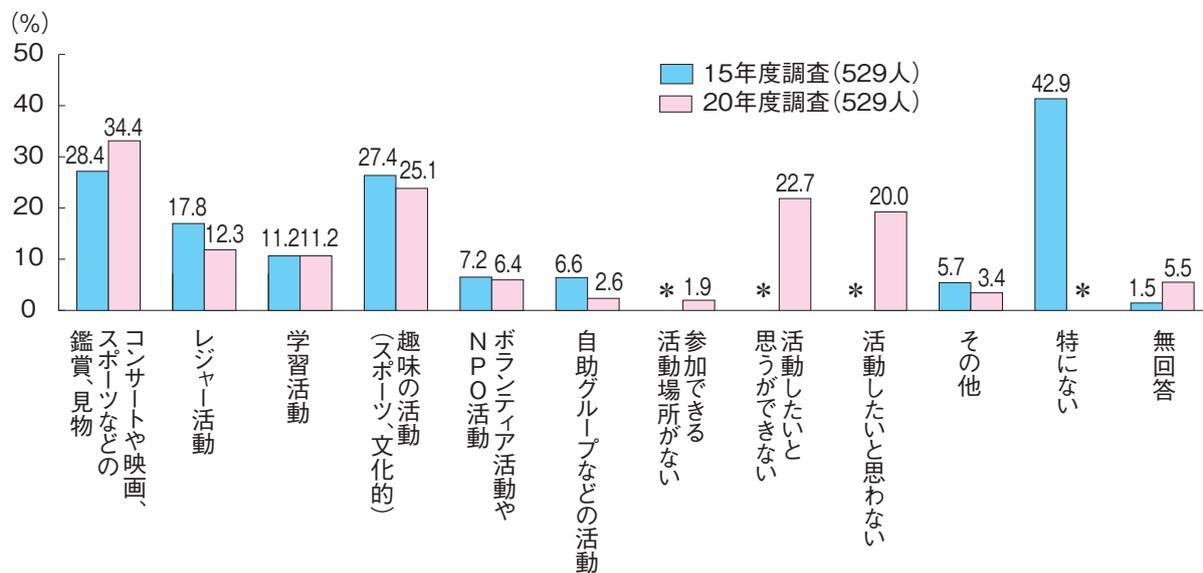
身体障害者



知的障害者



精神障害者

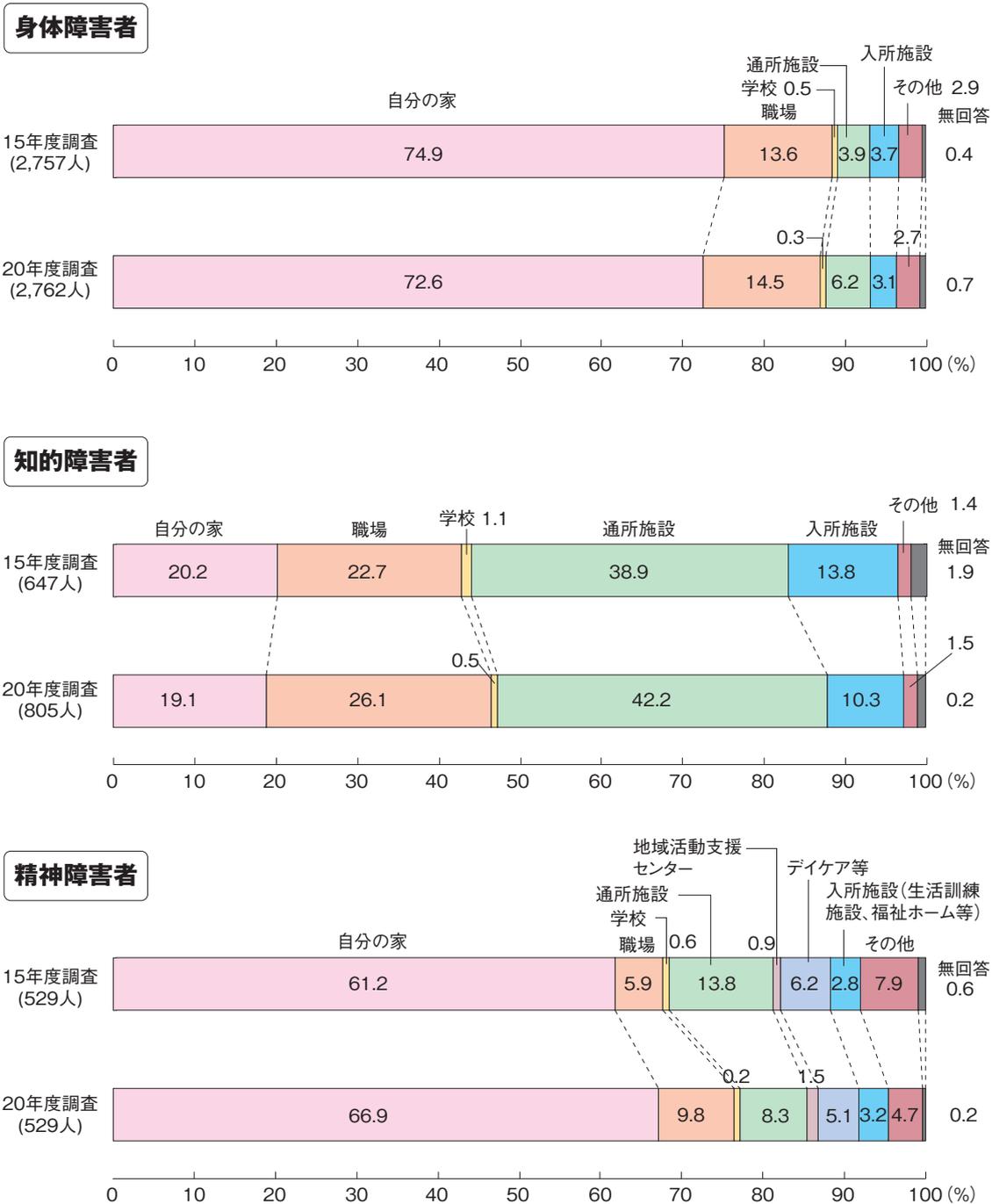


(注) *は前回調査時選択肢がなかったもの、又は今回調査で選択肢を設けなかったものである。

6 日中の過ごし方の状況（平日の日中主に過ごした場所）

身体障害者・精神障害者で「自分の家」の割合が高くなっています。知的障害者では、「通所施設」の割合が最も高くなっています。また、他の障害者に比べて「入所施設」の割合が高くなっています。

一人一人の希望や状況に応じて利用できる、日中活動の場の整備が強く求められます。



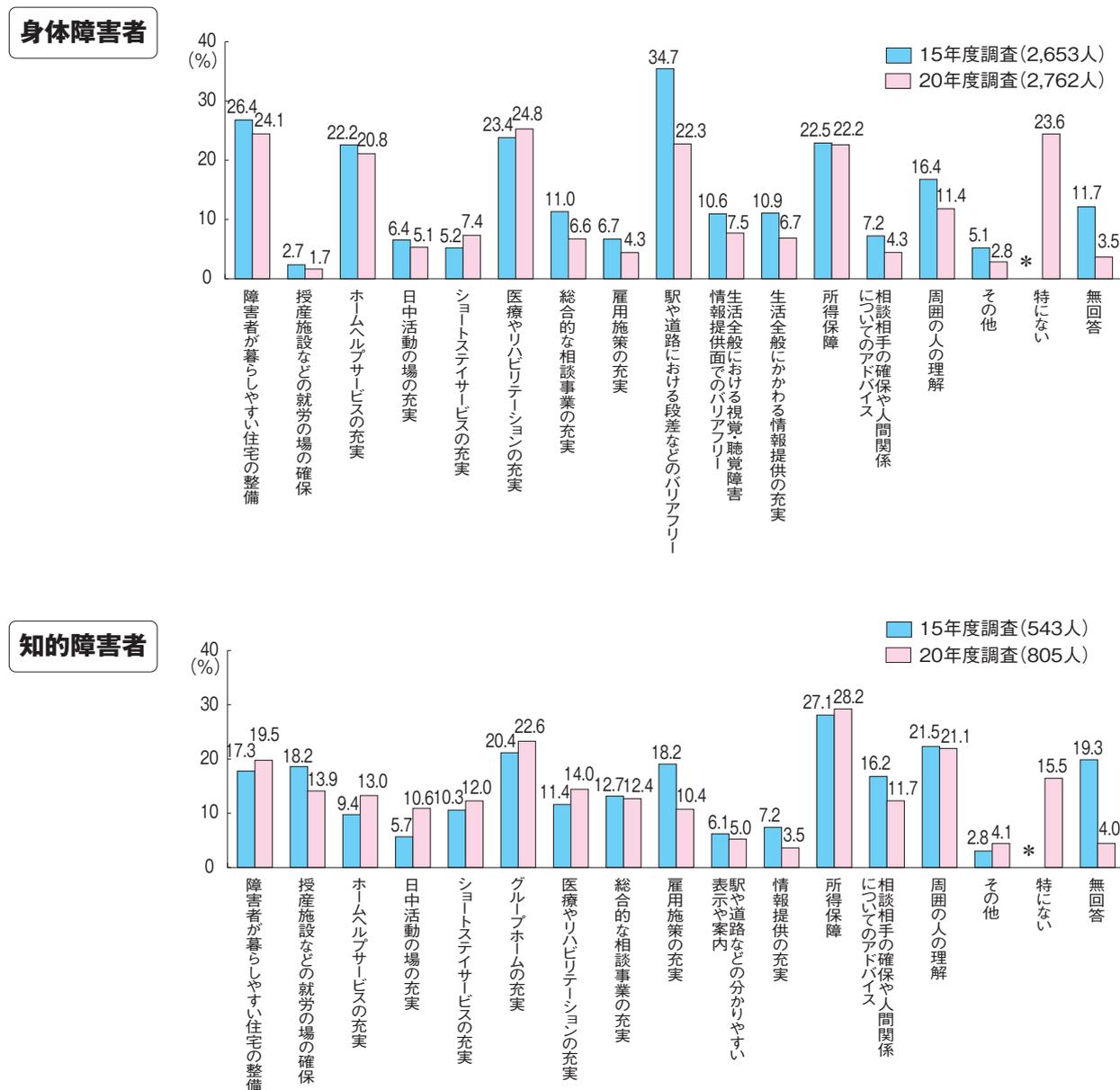
(注) 身体障害者、知的障害者の「通所施設」には作業所、デイケアなどを含み、精神障害者の「通所施設」には作業所、授産施設などを含む。

7 必要な福祉サービス等

地域生活をする上で必要な福祉サービスは、身体障害者では、「医療やリハビリテーションなどの充実」、「障害者が暮らしやすい住宅の整備」、「駅や道路における段差などのバリアフリー」などが、知的障害者では、「所得保障」、「グループホームの充実」、「周囲の人の理解」などが多くなっています。

また、精神障害者が今後利用したい福祉サービスとしては、「就労支援サービス」、「ホームヘルプサービス」、「相談サービス（地域活動支援センターなど）」が多くなっています。

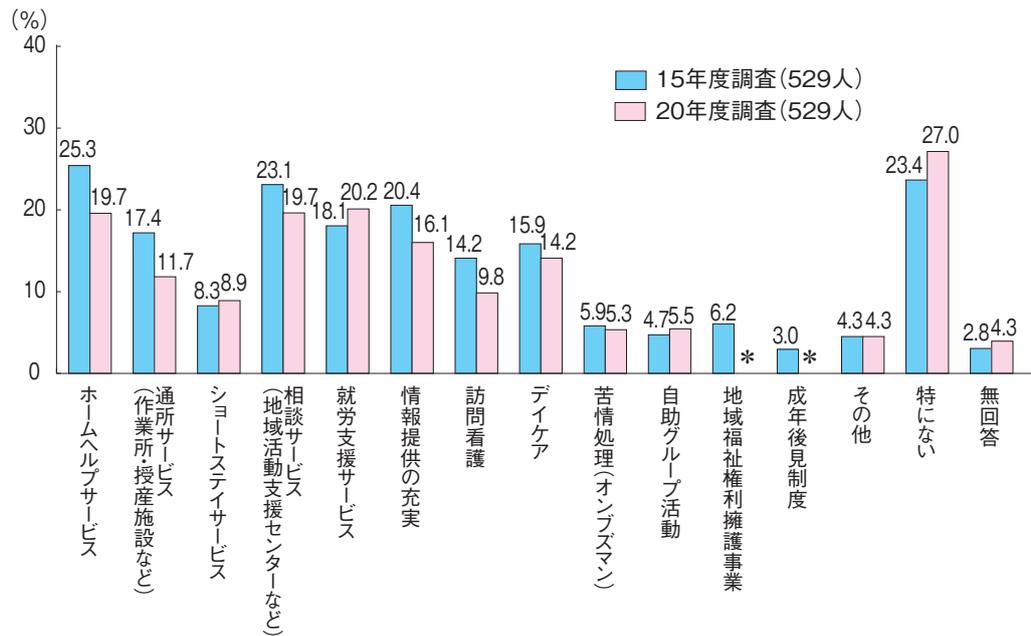
<地域生活をする上で必要な福祉サービス等（複数回答）>



(注) *は、前回調査時に選択肢がなかったもの。

<今後利用したい福祉サービス等（複数回答）>

精神障害者

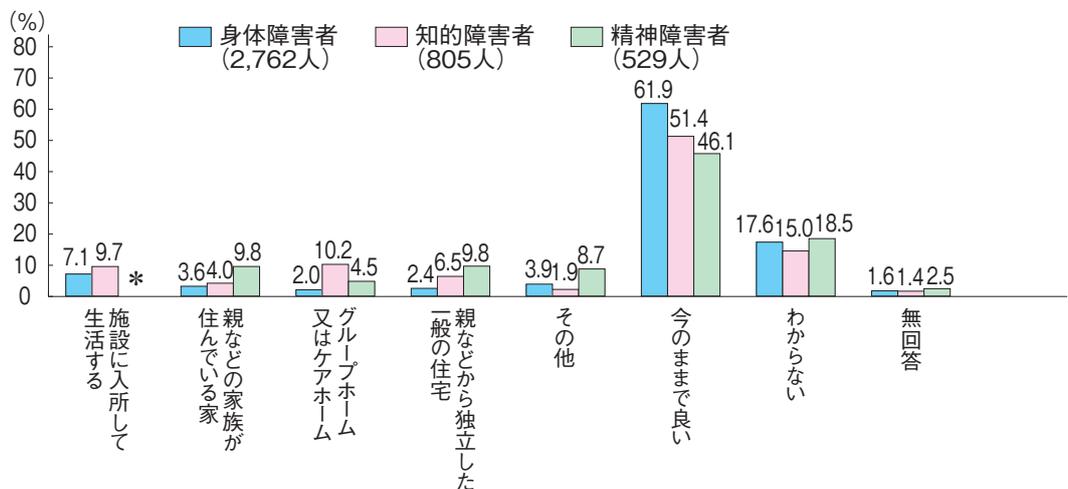


(注) *は、今回調査で選択肢を設けなかったもの。

8 将来どこで暮らしたいか

将来どこで暮らしたいかについては、「今のままでよい」が最も多くなっていますが、「グループホーム又はケアホーム」や「親などから独立した一般の住宅」を希望する人も多くなっています。この希望に応えるためにも、地域居住の場の整備は、急務となっています。

<将来どこで暮らしたいか>

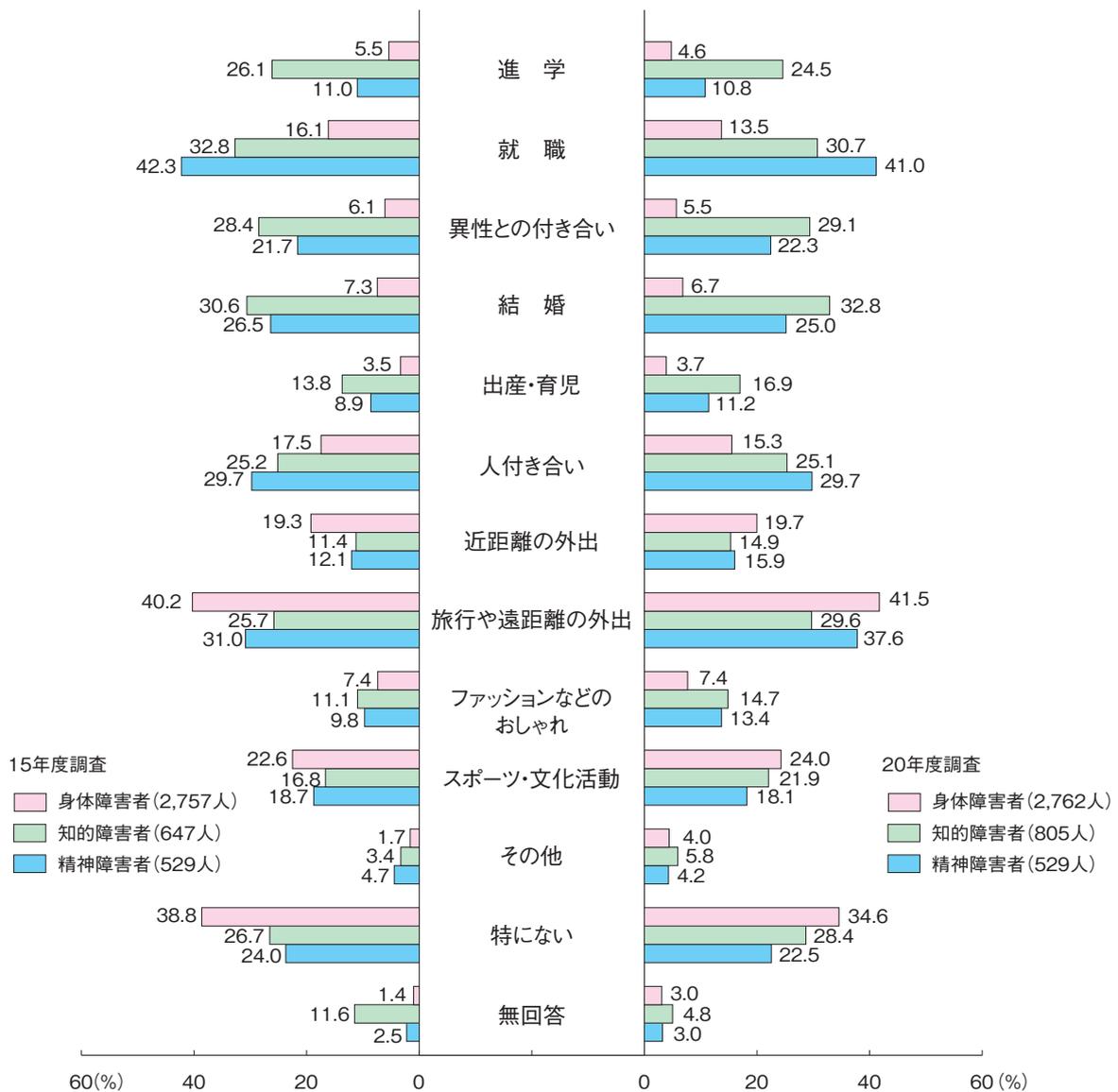


(注) *は、選択肢を設けなかったもの。

9 障害のためにあきらめたり妥協したこと（複数回答）

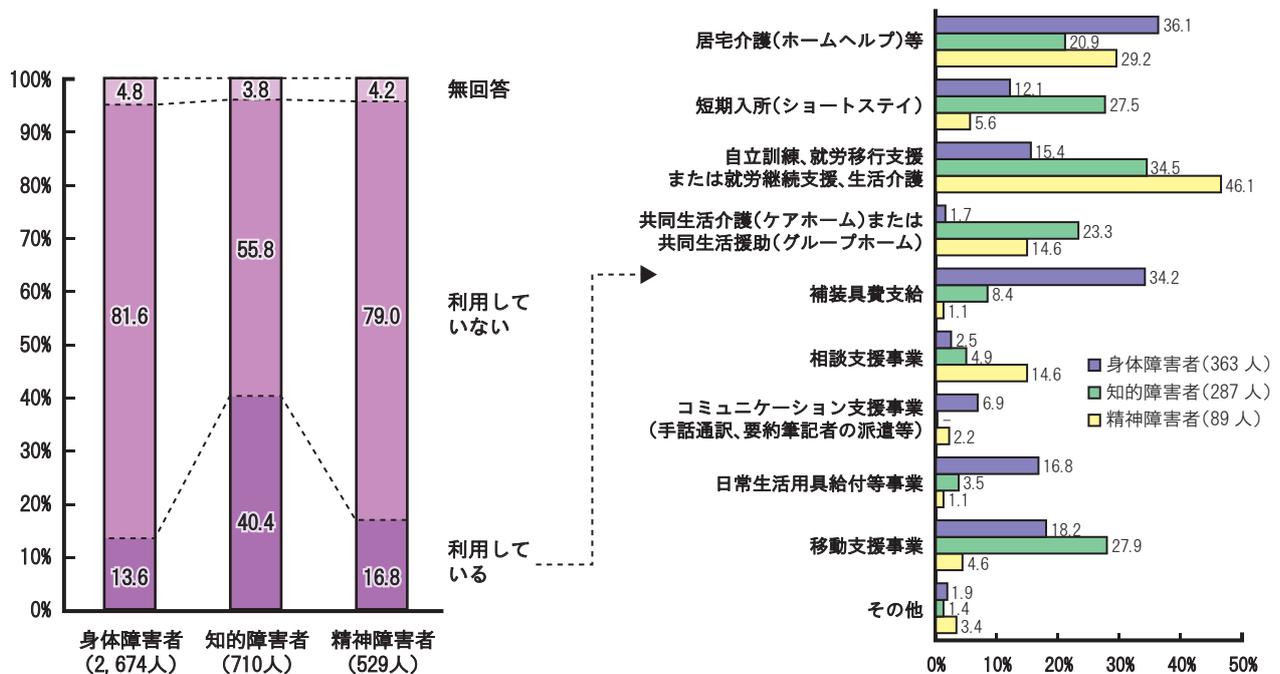
3障害とも「旅行や遠くへの外出」の割合が高い一方、知的障害者では「結婚」、「就職」など、精神障害者では「就職」「人付き合い」などが、高い割合となっています。

また、身体障害者では「特にない」と回答した人の割合も高くなっています。



10 障害者自立支援法による障害福祉サービス等の利用状況

在宅で生活している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に、過去1年間の障害者自立支援法による障害福祉サービス等の利用状況について聞いたところ、利用した人の割合は、知的障害者は40.4%と4割を超えていたのに対し、身体障害者と精神障害者はそれぞれ13.6%、16.8%と1割台でした。利用した内容で最も割合が高かったのは、身体障害者では「居宅介護（ホームヘルプ）等」で36.1%、知的障害者と精神障害者は「自立訓練、就労移行支援または就労継続支援、生活介護」の日中活動系サービスで、それぞれ34.5%、46.1%となっています。



(注)「居宅介護等」には重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む。

第2章

障害者施策推進の基本的考え方

第2章 障害者施策推進の基本的考え方

第1節 障害者施策推進の基本理念

- 東京都は、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支えあいながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会である」という理念を掲げ、独自の先進的な取組を含め、広範な施策分野にわたり全庁を挙げて、障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきました。
- また、障害者基本法の一部改正により、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とされました。
- 東京都は、こうした理念のもと、障害者が、必要な支援を受けながら、他の都民と同様に、自らの生活の在り方や人生設計について、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、引き続き、障害者施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前で働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指します。

基本理念Ⅲ すべての都民が共に暮らす地域社会の実現

障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害があっても、適切な支援があれば街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会の実現を目指します。

第2節 障害者施策の目標と課題への対応

- 東京都は、前節で掲げた社会を実現するため、障害者に、基本的人権をはじめとした市民としての権利を保障することはもとより、人間としての尊厳にふさわしい生活を保障することが最大の目標であることを踏まえ、以下の5つの施策目標を掲げ、全庁を挙げて障害者施策を推進していきます。

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

施策目標Ⅲ 当たり前前に働ける社会の実現

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

施策目標 I 地域における自立生活を支える仕組みづくり

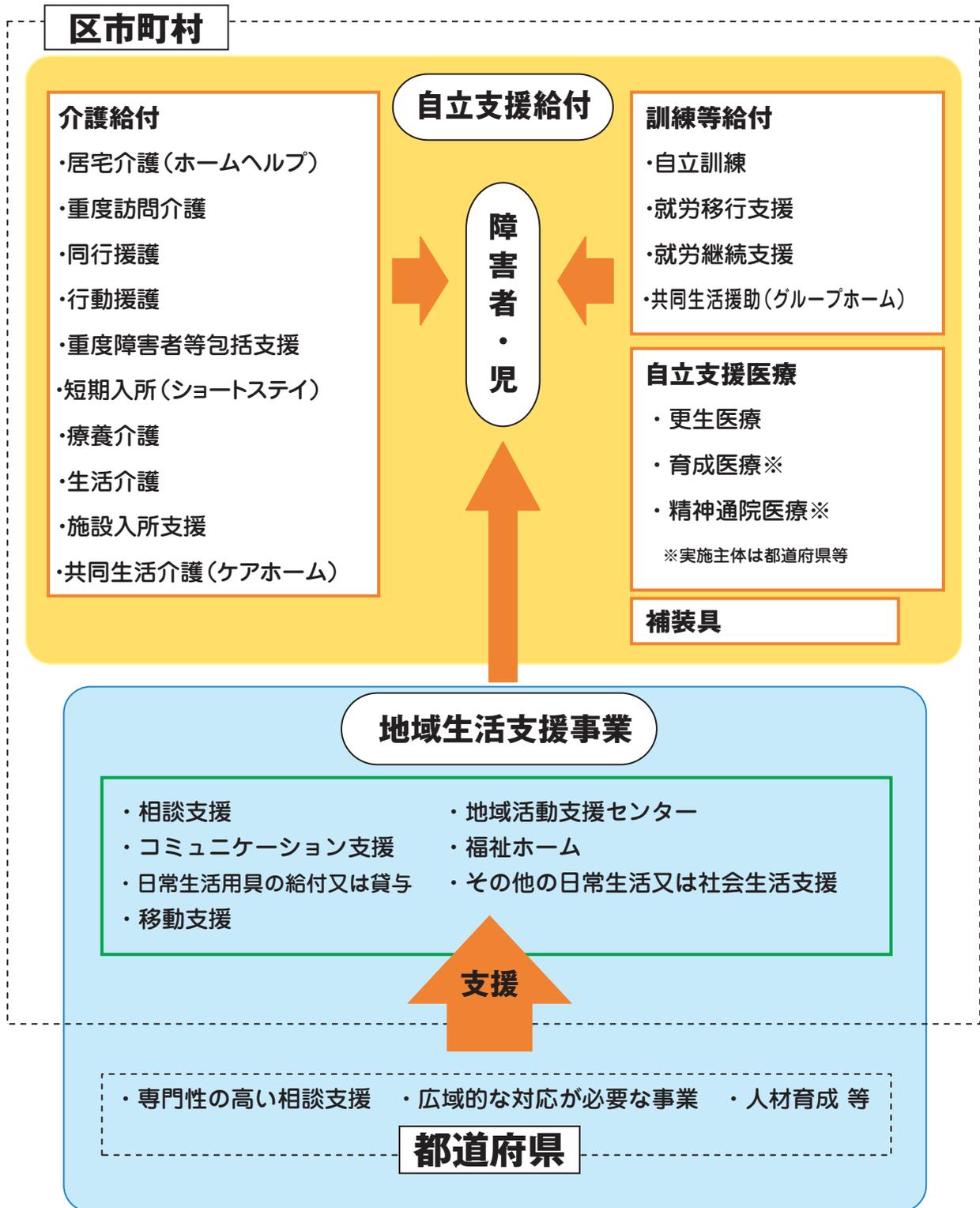
- 地域における自立生活を実現するためには、生活の拠点である住まいをはじめとして、障害者とその家族が必要とする介護・介助サービス、保健・医療サービス、コミュニケーションや移動の支援にかかわるサービス、そして一人一人の希望や状況に応じて利用できる日中活動の場・就労の場などの地域生活基盤が確保されなければなりません。
- あわせて、障害者とその家族からの相談に応じて、サービス利用に関する情報提供や助言を行い、必要に応じて利用者とサービス事業者との連絡調整を図るとともに、日常生活・社会生活上保障されるべき権利を擁護するなどの相談支援事業が欠かせません。
- 区市町村は、住民のニーズを踏まえた地域生活基盤の計画的整備と相談支援事業の実施に、主体的に取り組むことが求められており、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らし続けられる社会を実現することが重要です。
- 東京都は、区市町村が取り組む地域生活基盤の整備を促進するため引き続き積極的に支援するとともに、専門性の高い相談支援事業、個々の区市町村では対応が困難な課題への取組や地域のネットワーク構築の支援など広域的な支援事業及びサービスの質・量を確保する人材の育成や福祉サービス第三者評価などに積極的に取り組みます。

課題 1

地域におけるサービス提供体制の整備

- 障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらず、必要とする障害福祉サービスや相談支援事業を利用するための仕組みを共通化・明確化し、基礎的な自治体として住民に最も身近な区市町村が、法の実施に関して一義的な責任を負い、一元的にサービスを提供することとされています。
- 障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像



※ 児童デイサービスは、平成 24 年 4 月、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」として再編されるとともに、根拠法が児童福祉法に変わりました。

※ 育成医療の実施主体は、現在は特別区、保健所設置市及び東京都（保健所設置市を除く市町村民分）ですが、平成 25 年 4 月以降、都内すべての地域において区市町村となる予定です。

- 個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、自立支援給付として個別に支給決定が行われる障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

障害者自立支援法に基づく福祉サービスに係る自立支援給付の体系

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	

※ 障害者自立支援法附則に基づき、経過措置として運営されていた施設（療養施設〔身体障害者〕、更生施設〔身体障害者・知的障害者〕、授産施設〔身体障害者・知的障害者・精神障害者〕、福祉工場〔身体障害者・知的障害者〕、通勤寮〔知的障害者〕、生活訓練施設〔精神障害者〕等）は、平成24年4月以降、上記いずれかの事業体系に移行しています。

【障害福祉サービス等の必要見込量】

- 障害者自立支援法に基づいて区市町村が作成する障害福祉計画では、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて、平成26年度までの各年度における月間の障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めることとされています。
- 障害者自立支援法の施行後、障害福祉サービス等の利用実績は概ね着実に増加してきていますが、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、なお引き続き取組を進めていく必要があります。
- 障害福祉サービス等の必要見込量を定めるに当たって、国は、障害者自立支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」といいます。）において、下記の基本的考え方を示しています。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
 - 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
 - 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
 - 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 東京都は、各区市町村がこの考え方を踏まえて設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で調整を図りながら、東京都全域の見込量を次の表のとおり決めました。
- 障害福祉計画においては、施設入所・入院から地域生活への移行の数値目標及び就労支援の数値目標を定めることとされており、その考え方を踏まえて、必要とされる障害福祉サービス及び相談支援の量を見込んでいます。
- なお、東京都においては、基本的に区市町村単位で取り組む方が基盤整備を効果的に促進できることを踏まえ、引き続き、見込量を定める単位となる区域（圏域）は設定せず、東京都全域での見込量を定めています。

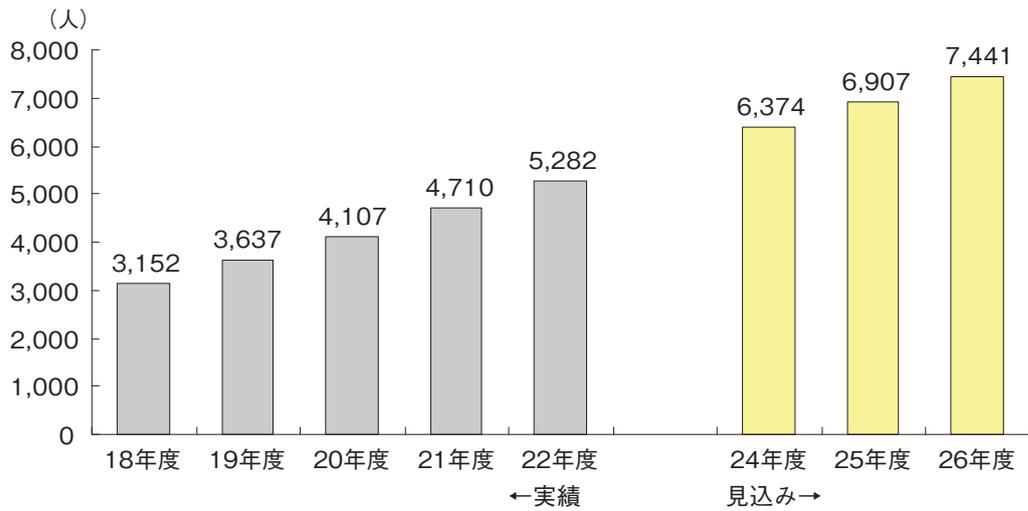
各年度における月間の障害福祉サービス等の実績及び見込み

サービスの種類		事項	単位	21年度 実績	22年度 実績	24年度 見込み	25年度 見込み	26年度 見込み
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護（平成23年10月開始） 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	時間	669,639	694,776	881,132	934,158	990,580
		利用者数	人	12,799	13,731	19,743	20,857	22,021
日中活動系サービス	生活介護	サービス量	人日分	161,434	237,616	356,043	363,206	370,368
		利用者数	人	8,279	12,029	18,641	19,016	19,391
	自立訓練（機能訓練）	サービス量	人日分	3,155	2,739	3,749	3,828	3,898
		利用者数	人	377	353	426	435	443
	自立訓練（生活訓練）	サービス量	人日分	7,928	7,326	9,176	9,368	9,546
		利用者数	人	476	471	620	633	645
	就労移行支援	サービス量	人日分	27,939	25,499	35,449	36,162	36,859
		利用者数	人	1,601	1,592	2,287	2,333	2,378
	就労継続支援（A型）	サービス量	人日分	4,334	7,050	9,720	9,899	10,096
		利用者数	人	226	391	543	553	564
	就労継続支援（B型）	サービス量	人日分	132,066	162,111	254,937	260,055	265,204
		利用者数	人	7,619	10,157	16,238	16,564	16,892
	旧体系施設分（入所・通所）	サービス量	人日分	-	-	-	-	-
		利用者数	人	12,258	8,281	-	-	-
（計）	サービス量	人日分	-	-	669,074	682,518	695,971	
	利用者数	人	30,836	33,274	38,755	39,534	40,313	
療養介護	利用者数	人	76	70	1,218	1,228	1,238	
短期入所	サービス量	人日分	19,374	19,970	24,543	26,664	28,785	
	利用者数	人	2,520	2,457	3,187	3,463	3,738	
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	利用者数	人	4,710	5,282	6,374	6,907	7,441
	施設入所支援		人	2,924	5,637			
	旧体系施設分（入所）	利用者数	人	6,310	3,512	8,807	8,740	8,656
	（計）		人	9,234	9,149			
相談支援	計画相談支援（平成24年4月開始）	利用者数	人	147	182	3,051	6,281	9,802
	地域移行支援（平成24年4月開始）	利用者数	人	-	-	327	419	477
	地域定着支援（平成24年4月開始）	利用者数	人	-	-	348	487	622

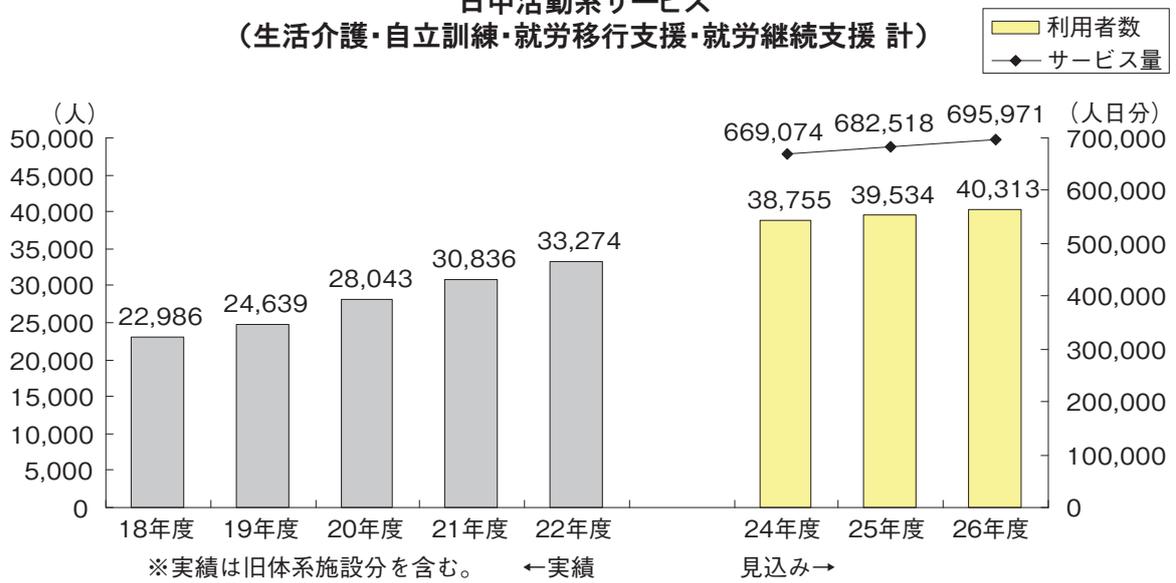
※ 各年度の末月における利用実績及び見込みとなっています（実績は、区市町村報告及び東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによります。）。ただし、相談支援については、対象実人数を推計した上で、各月の利用見込人数を基に、月間平均で見込むこととされています。なお、計画相談支援の実績欄には、障害者自立支援法改正前の「サービス利用計画」の実績を記載しています。

※ 18歳以上の障害児施設入所者については、平成24年4月以降、障害者自立支援法に基づくサービスを利用することとなりますが、生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援については、本計画上、18歳以上の障害児施設入所者を含めずに見込むこととされています。

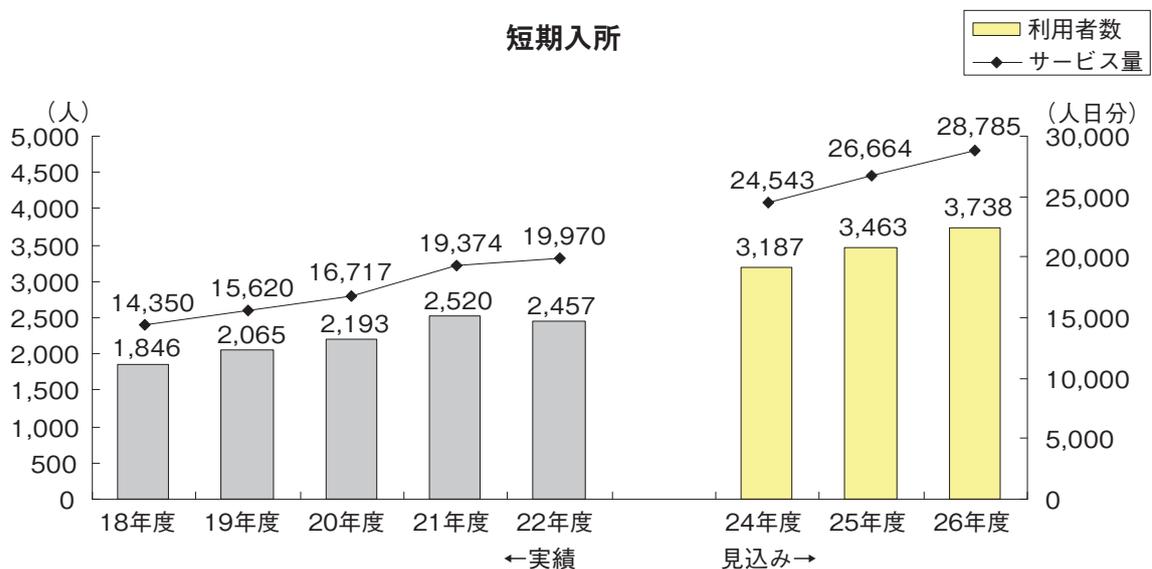
グループホーム・ケアホーム



日中活動系サービス (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 計)



短期入所



【サービス見込量を確保するための方策】

「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」

- 東京都は、障害者自立支援法が施行された平成18年度以降、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関わる社会の実現を目指して、障害福祉計画において「3か年プラン」を掲げ、地域生活基盤の整備を促進してきました。

計画名	整備プラン名	整備目標
第1期東京都障害福祉計画	障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン (平成18～20年度)	3,780人増
第2期東京都障害福祉計画	障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン (平成21～23年度)	4,140人増

- 地域居住の場としてのグループホーム・ケアホームは、3か年の整備目標に対して順調に整備が進んでいますが、今後とも、在宅障害者の親元からの自立、入所施設・精神科病院からの移行先として、積極的に整備を促進する必要があります。
- 日中活動の場（通所施設等）についても、これまで、第2期東京都障害福祉計画において必要と見込んだサービス量を充足する定員数を既に確保していますが、特別支援学校からの卒業生や入所施設・精神科病院から地域生活へ移行する障害者のための生活や就労の場を確保するため、更なる整備が求められています。
- 短期入所（ショートステイ）についても、障害者の在宅生活を支えるサービスであり、引き続き、その整備を積極的に支援し、充実を図る必要があります。
- そこで、東京都は、平成26年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量の確保に向けて取組を推進するため、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」を策定しました。
- このプランでは、平成24年度から平成26年度までの3年間、グループホーム・ケアホーム、日中活動の場、ショートステイなどの地域生活基盤の重点的整備への積極的支援（原則として、設置者負担の2分の1を特別助成）に、引き続き取り組んでいきます。

障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン (平成24～26年度)

- 平成26年度末までに4,810人分の定員を新たに確保します。

1 地域居住の場の整備

障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホーム・ケアホームの整備を促進します。また、ケアホーム創設に係る消防設備整備に対する支援を新たに実施します。

1,600人増

2 日中活動の場の整備

これから特別支援学校を卒業する方々のサービス利用の希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。

3,000人増

3 在宅サービスの充実

障害者が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。

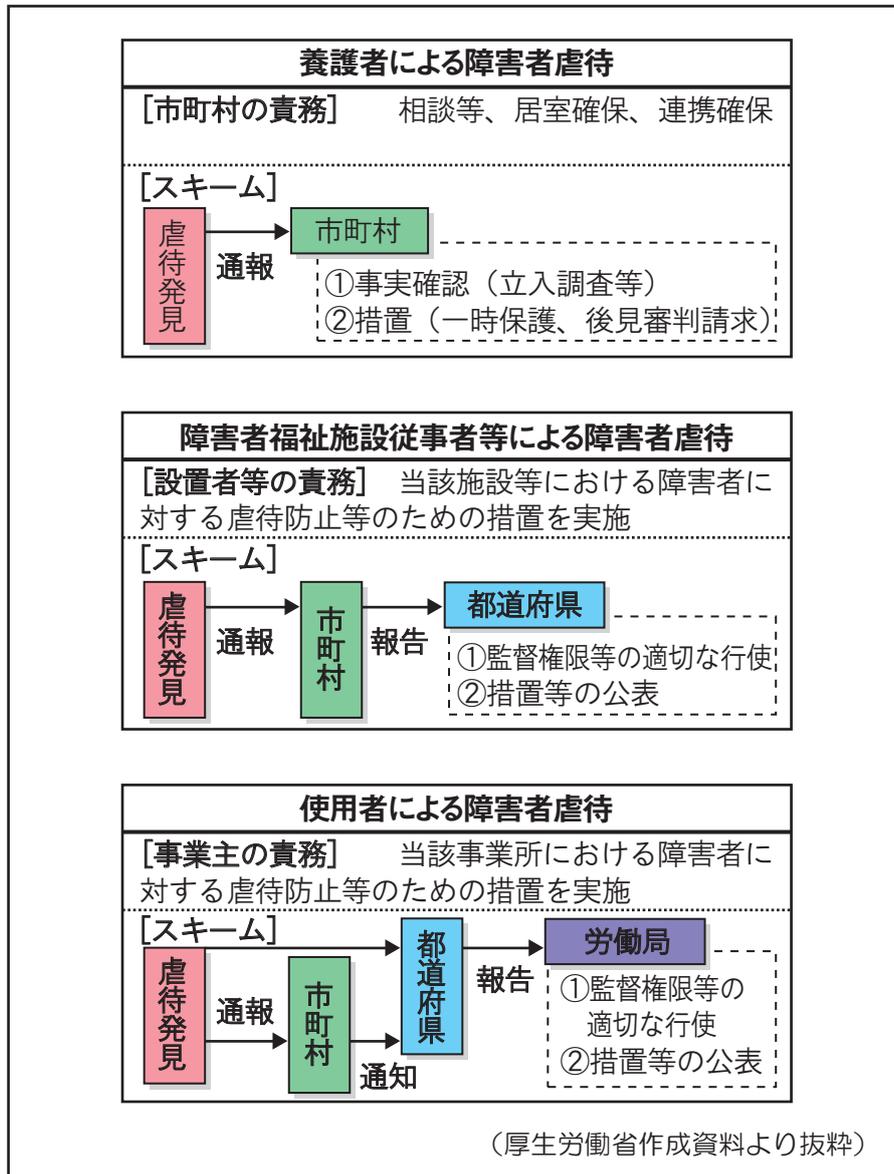
210人増

- また、定期借地権一時金に対する補助制度を創設し、借地による施設設置ニーズに対応します。
- このほか、入所定員数が平成17年10月1日時点の定員数（7,344人）を超えないよう努めつつ、未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」の整備を引き続き推進します。（52ページ参照）
- なお、このプランでは、障害者の生活基盤を整備するとともに、障害者の地域生活を支えるため、地域生活移行や就労支援の取組も併せて展開することとします。

- 地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することを通じて、福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- 地域生活支援事業のうち、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センターは、区市町村の必須事業に位置づけられており、東京都は、利用者のニーズに応じて必要量が供給されるよう、区市町村による着実な事業実施を促していきます。
- 障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを区市町村において設置することが望ましいとされています。
- 都道府県においては、相談支援専門員を育成する研修を計画的に拡大実施していくことが不可欠であり、国は、研修実施機関を都道府県知事の指定する事業者拡大することとしています。東京都においても、指定した研修事業者と連携し、都の実施する研修と併せて相談支援専門員の育成を図ります。
- 障害者基本法の改正も踏まえ、区市町村が従前より地域生活支援事業等として実施している基本的な相談支援を含めて、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしていく必要があり、東京都は、引き続き、区市町村等を通じて周知や普及に努めます。
- あわせて、区市町村の自立支援協議会は、地域における相談支援等の体制整備について協議を行う場であり、地域移行のネットワーク強化や地域の社会資源開発の役割強化が必要であるとされているため、東京都は、引き続き、先進的取組事例の紹介や自立支援協議会委員等の交流機会の提供等の支援を行います。

- 障害者の権利擁護については、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の平成24年10月施行に向けて、東京都は、「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を設置し、地域における支援体制の整備のため、都と区市町村の連絡会議等による連携を進めるほか、通報に対して迅速かつ的確に対応できる人材の育成のための研修を実施します。
- 区市町村においても、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」の機能が重要であるとされており、区市町村に期待される役割について適切な情報提供を行い、普及啓発を図るとともに、障害者の権利擁護に取り組む区市町村を支援します。

障害者虐待防止法の具体的枠組み



- コミュニケーション支援は、障害者の自立と社会参加の促進に不可欠な、日常生活を支える基幹的サービスであり、東京都は、引き続き、利用者にとって利用しやすい制度となるよう、区市町村に働きかけていくとともに、サービスを担う人材の養成に取り組みます。
- 視覚や聴覚に障害のある人に対しては、公的機関による住民向け広報や説明会の内容など必要な情報について、点字、音声、書面の代筆・代読、手話通訳、音声の文字への変換による表示など、それぞれの障害に応じた複数の手段により提供できるようにしていく必要があります。また、情報の内容を理解することの困難な人に対しては、必要な情報の内容を分かりやすいかたちで提供するなどの対応を図っていくことが求められます。
- 地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むため、必須事業に限らず、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが求められますが、一方、国による全国一律の制度では対応し得ない課題への対応や、国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を支援していく必要があります。
- このため、東京都は、平成 19 年度より「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を実施し、区市町村が地域の実情に応じて、創意と工夫により行う先進的取組を重点的に支援しています。
- また、広域的な自治体である東京都の役割として、区市町村への支援と併せて、多様な事業者が提供する様々なサービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようにするためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、福祉サービス第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進するとともに、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 東京都は、地域における支援体制の整備のため、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、広域自治体としての役割を着実に果たしていきます。

各年度における東京都地域生活支援事業（主なもの）の実績及び見込み

事業名	事項	22年度 実績	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込
(1) 専門的・広域的な相談支援事業					
①発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1
②高次脳機能障害支援普及事業		1	1	1	1
③障害児等療育支援事業		8	8	8	8
④障害者就業・生活支援センター事業		5	6	6	6
(2) その他の事業					
①手話通訳者養成事業	実修了者数	208	240	240	240
②要約筆記者養成講習会		43	24	24	24
③盲ろう者通訳・介助者養成研修事業		39	40	40	40
④点訳奉仕員指導者養成		9	30	30	30
⑤専門点訳奉仕員養成		18	30	30	30
⑥朗読奉仕員指導者養成		15	20	20	20
⑦音声機能障害者発声訓練指導者養成事業		12	12	12	12

※ 東京都地域生活支援事業のうち、主なものについて掲載しています。

※ 各事業の詳細については、第3章に記載しています。

※ 区市町村地域生活支援事業の見込量は、各区市町村の障害福祉計画で定めることとされています。

区市町村包括補助事業の概要

事業名	概要
先駆的事业	新たな課題に取り組む試行的事業
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施
一般事業	既存の個別事業

(補助対象例)

- ・ 障害者地域生活移行・定着化支援事業（51 ページ参照）
- ・ 経営コンサルタント派遣等事業（77 ページ参照）

課題3

施設入所・入院から地域生活への移行促進

- 長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域生活移行後の生活基盤の整備が必要です。
- 必要とするサービスを利用しながら、本人が希望する地域で安心して暮らし続けられるよう、東京都は、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練や就労継続支援等の日中活動の場、短期入所などの地域生活に必要なサービス量を適切に見込むとともに、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」を策定し、地域移行後の生活基盤を確保するための整備を引き続き重点的に支援します。
- こうした取組に加えて、障害者の地域生活移行を着実に進めるため、平成26年度までに施設入所や入院から地域生活への移行に関する数値目標を設定し、その達成のための支援に取り組めます。
- 地域生活への移行を進めるためには、区市町村及び東京都が関係者と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要があります。
- 障害者自立支援法の改正により創設された「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）が効果的に実施されるよう、東京都独自の取組を含めて地域への移行支援と定着支援の充実を図り、障害者の地域生活への移行を促進します。

ア 福祉施設入所者の地域生活への移行

【地域移行に関する数値目標】

- 区市町村は、国の基本指針に基づき、現在までの実績、施設入所者本人の意向等を勘案して、平成26年度末における地域生活移行者数の数値目標を設定することとされています。国の基本指針では、平成26年度末までに、基準時点となる平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である、とされています。
- しかしながら、平成22年度末現在の実績は、区市町村を通じて集計したところ、第2期東京都障害福祉計画で掲げた数値目標（基準時点の施設入所者の11.9%、874人）はおおむね達成できる見通しにあるものの、単年度の地域移行者数から推計すると、現在のままでは、平成26年度末までに基準時点の施設入所者の3割には到達しない伸び率となっています。また、平成23年度中に区市町村から聞き取りを行った状況では、区市町村が第3期障害福祉計画において定める平成26年度末の目標を積算した数値は、基準時点の施設入所者の2割程度にとどまる見通しとなっています。
- 東京都としては、下記のとおり、国が考え方として示したとおりの地域生活移行者数を目指すこととし、その達成のため、引き続き区市町村の取組を促すとともに、新たな取組を進めていきます。

項目	平成22年度末 実績	平成26年度末 目標	説 明
地域生活 移行者数	842人	2,204人	平成17年10月1日時点の施設入所者のうち、当該年度末までに、施設を退所し、グループホーム・ケアホーム、一般住宅等での地域生活へ移行する（した）人数 （平成17年10月1日時点の入所者数の3割） ※ 平成17年10月以降の累計

（実績は区市町村報告による。）

【目標達成のための方策】

① 障害者の地域移行に関する普及啓発

- ・ 地域移行を進めるためには、本人の意向と、家族や地域の住民等を含む関係者の理解を踏まえた支援が重要です。
- ・ 東京都は、「障害者地域生活移行普及啓発事業」を実施し、入所施設を利用する障害者が実際に地域で暮らすイメージを持つことができるよう、地域生活移行の先進的事例や取組方法等を紹介するセミナーにより、施設職員、障害者、家族等に向けた普及啓発を行います。

② 地域における取組の支援

- ・ 住民に最も身近な基礎的自治体である区市町村が主体となり、施設入所者（都外施設入所者を含む。）本人の意向確認や実態把握、関係者との連絡調整や各種の情報収集等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげていく必要があります。
- ・ 障害者が地域生活へ移行した後も、障害者が安心して暮らせるよう、地域移行の主な受入先となるグループホーム・ケアホームにおける支援や、単身生活希望者の支援等を含む体制の充実が図られることが求められます。
- ・ また、障害者が将来にわたって地域で暮らし続けることができるよう、関係者の理解促進を図ることにより、区市町村が障害者の地域移行及び地域定着のための支援を一体的に行う必要があります。
- ・ 法に基づく「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）に加え、区市町村による地域生活移行・定着化支援の取組を充実・強化するため、東京都は、「障害者地域生活移行・定着化支援事業」により、障害者を受け入れたグループホーム・ケアホームによる相談支援や、区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について、区市町村に対する補助を行います。

③ 入所施設による取組の促進

- ・ 入所施設においては、区市町村及び東京都と連携して、地域生活を支援するための機能を強化するとともに、入所者の地域生活への移行支援のため、自立訓練や就労移行支援に積極的に取り組むことが求められます。
- ・ このため、既存の入所施設については、引き続き、地域生活への移行等を積極的に支

援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」への転換を進めます。

【入所施設の定員（施設入所者数）に関する考え方】

○ 国の基本指針では、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である、とされています。

※ 対象となる施設は、障害者支援施設のうち、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設から移行した施設及び平成18年度以降新たに開設した施設です。

ただし、児童福祉法の改正により、18歳以上の知的障害児施設等入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設として利用することとなった施設は除いて設定することとされています。

○ しかし、東京都においては、以下のような実情を十分に踏まえる必要があります。

- ・ 在宅及び障害児施設等における入所待機者が、減少傾向ではあるものの一定数で推移しており、また、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据える必要があります。

- ・ 最重度の障害者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応えていく必要があります。

- ・ 都内、特に区部の入所施設未設置地域において、入所施設による支援が真に必要な人の利用ニーズに応じて、「地域生活支援型入所施設」を整備していく必要があります。

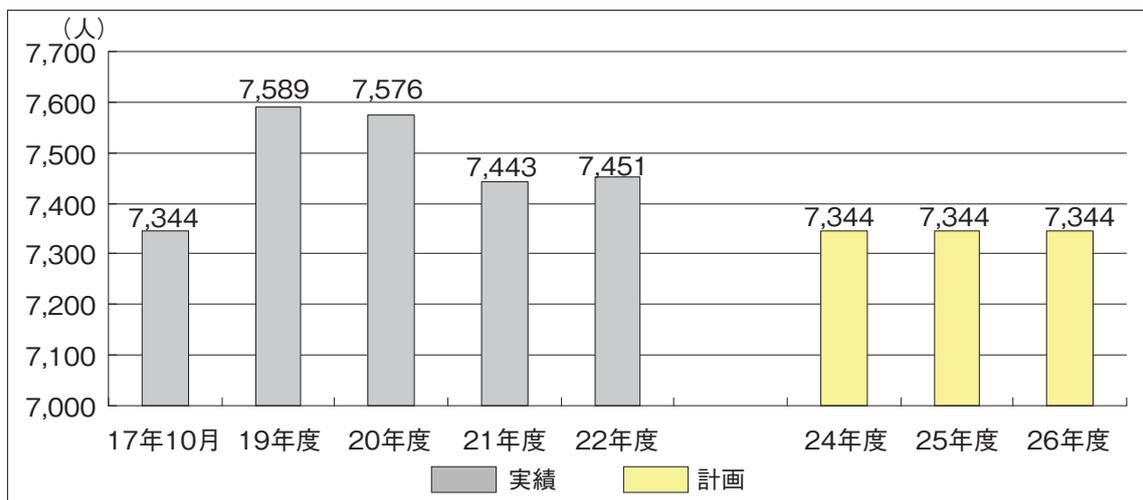
- ・ 「地域生活支援型入所施設」は、地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所利用が長期化しないための支援や在宅障害者を受け入れるための日中活動の場、グループホーム等の整備や緊急時バックアップなどを行う地域の支援拠点となる施設であり、地域移行に必要な支援や、地域での安心できる在宅生活の支援を充実させるためにも、未設置地域には整備が求められています。

- ・ グループホーム等への地域移行を促進すると同時に、都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を受け入れるために、地域移行によって生じた都内の障害

者支援施設の空き定員を活用する必要があります。

- 以上のような状況から、東京都における入所施設定員数は、当面、平成17年10月1日時点の定員数7,344人を超えないよう努めてきましたが、平成23年4月1日現在の定員数は7,451人となっており、目標値を超えています。
- 東京都は、既存の入所施設の「地域生活支援型入所施設」への転換と、グループホーム・ケアホームの重点的整備を推進しつつ、地域生活への移行を進め、入所定員数が平成17年10月1日時点の定員数である7,344人を超えないという目標の達成に向けて、引き続き着実に取り組みます。
- 入所施設定員数（施設入所者数）の在り方については、引き続き検討を進める必要があります、そのためには今後、これまでの実績を踏まえて、入所待機者の実態について、区市町村と連携して把握する必要があります。
- その際、新たな施設入所者は、ケアホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要があります。

入所施設定員数の推移



- ※ 都外施設の定員数を含みます。
- ※ 平成19年度以降の実績は、各年度末の翌日4月1日現在の定員数によります。

イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【地域移行に関する数値目標】

- 都道府県は、国の基本指針に基づき、現在までの実績等を勘案して、平成26年度における数値目標を設定することとされています。国の基本指針では、旧計画における「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の数という指標ではなく、新たに2つの着眼点と指標が示されていますが、都内の実情を踏まえた設定が必要です。
- また、入院中の精神障害者の地域移行に必要とされる「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）及び障害福祉サービスについて、国が示している算定方法では、都道府県において利用者数を推計し、これを踏まえて区市町村が見込量を算定することとされています。東京都は、平成23年12月、区市町村に対して、「入院中の精神障害者の地域相談支援及び障害福祉サービス」の推計を示しました。区市町村と東京都のサービス見込量は、整合性を図った上で設定しており、入院中の精神障害者の地域移行に必要なサービス量を含んだ見込みとなっています。
- 以上を踏まえて、東京都は、入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標について、次のとおり定めます。
- 国が基本指針で示した着眼点①「1年未満入院者の平均退院率」については、都内においては、国が目標値として示している76%を既に達成しており、今後はこれを維持・向上させていくこととします。
- 一方、着眼点②「5年以上入院かつ65歳以上の退院者数」については、退院時在院年数別の疾病構造や経年変化等が不明であるため、実態把握の上、引き続き検討を要します。また、都内においては、5年以上かつ65歳以上の入院者数は横ばいであり、むしろ、新たに5年以上かつ65歳以上の入院者を増やさないための取組も必要であるため、1年以上5年未満の入院者や65歳未満の入院者を含む幅広い取組が妥当です。
- このため、東京都は、第3期障害福祉計画の指標として着眼点②は採用せず、平成16年に国が「精神保健医療福祉の改革ビジョン」で目標値として示した「1年以上入院者の退院率」29%以上を指標とします。

① 1年未満入院者に関する目標

項目	平成22年度実績	平成26年度目標	説明
1年未満入院者の平均退院率	76%	76%を維持・向上	前年の6月1か月間の新規入院者のうち、入院後1年間の各月までの退院者数の割合を各月ごとに算出し、平均したもの

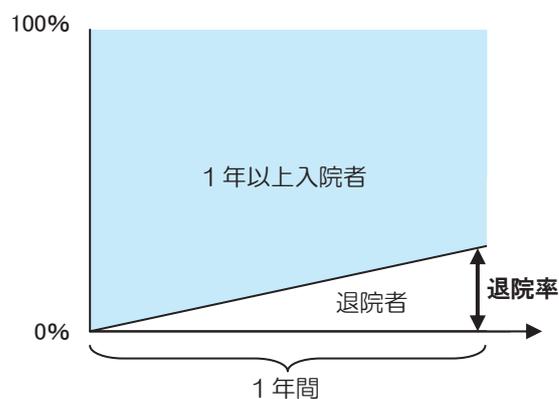
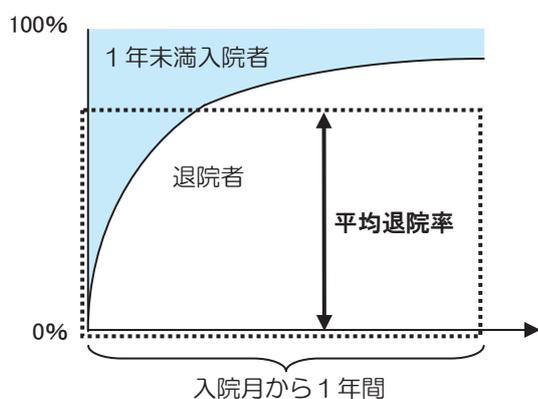
(実績は「精神保健福祉資料」による。)

② 1年以上入院者に関する目標

項目	平成22年度実績	平成26年度目標	説明
1年以上入院者の退院率	27.5%	29%以上	1年以上入院者のうち、1年間の退院者数の割合

(実績は「精神保健福祉資料」による。)

「平均退院率」及び「退院率」のイメージ



※  の面積 =  の面積

【目標達成のための方策】

① 広域的な支援体制の整備

- ・ いわゆる「社会的入院」患者の解消のためには、入院中の精神障害者の地域移行を促進するとともに、地域における安定した生活を支援する体制を整備し、新たな「社会的入院」患者を作らないための取組が求められます。
- ・ 従来実施してきた「精神障害者退院促進支援事業」は、その一部が個別給付化され、障害者自立支援法に基づく「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）に再編されることを踏まえ、区市町村、東京都及び精神科病院、障害福祉サービス事業者等の関係機関のさらなる連携強化が求められています。
- ・ 区市町村が実施主体となる「地域相談支援」の実効性を確保するため、これまで東京都が実施してきた関係者の理解促進、広域調整、連携体制の整備等の取組を引き続き推進していくことが必要です。
- ・ このため、東京都は、「精神障害者地域移行体制整備支援事業」を実施し、入院中の精神障害者への働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、地域移行支援会議の開催などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。
- ・ 事業の実施に当たっては、当事者同士の支え合いの観点も含めて、地域における支援体制の整備を推進します。

② 地域における連携体制の構築

- ・ 東京都は、これまで種々の取組を進めてきており、これまでの取組の実施状況を踏まえ、今後も、円滑に地域移行し安定した生活を送れるような支援体制の構築を引き続き目指すことが重要です。
- ・ 数値目標は、1つの取組だけで達成できるものではなく、病院や地域における働きかけ、地域における受入基盤の整備、病状に応じた柔軟な医療や福祉サービスの提供体制、地域住民の理解など、種々の総合的な取組が必要です。
- ・ 保健医療計画に記載すべき疾病として新たに精神疾患が追加されることを踏まえ、精神障害者が退院後も地域生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した支援体制の構築を進めていきます。

ウ 一般住宅への移行支援

- 地域生活への移行支援は、入所施設や病院からグループホーム等への移行促進にとどまらず、継続的な居住支援体制の整備状況を踏まえ、グループホーム等から公営住宅や民間住宅等の一般住宅への移行、さらには、施設・病院から一般住宅への移行も、視野に入れて取り組むことが重要です。
- 一般住宅のうち公営住宅については、公営住宅法施行令の改正により、平成18年2月から、身体障害者に加え、知的障害者と精神障害者の単身入居が可能となり、既に募集・入居が行われています。
- 都営住宅の障害者向け供給等に関して、東京都は、区市町村からの基本構想や障害福祉計画等に基づく要望を踏まえ、調整の上、空き家の活用に努めています。また、建替えの際は、同様の調整を経て、グループホーム等の併設や、車いす使用者向け（世帯・単身）住宅の供給に取り組んでいます。
- 民間住宅については、財団法人高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」が平成17年9月から障害者単身及び障害者が同居する世帯も対象とされています。また、高齢者や障害者等とその家族、家主等が安心して居住・賃貸できるよう、財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターは、「あんしん居住制度」を実施しています。こうした制度について、様々な機会を捉えて普及促進を図っていきます。
- 一般住宅への移行を促進するためには、移行時と移行後の支援を一貫して行う体制が必要です。障害者自立支援法の改正により創設される「地域定着支援」は、居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等による支援が見込まれない障害者を対象として、常時の連絡体制の確保や緊急時の支援等を行う事業です。区市町村地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業」（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者を対象として、入居支援や関係機関によるサポート体制の調整等を行う事業です。また、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を活用し、区市町村の創意と工夫により居住支援に取り組むことも考えられます。東京都は、障害者が地域で安心して生活し続けられるよう、区市町村がこれらの事業に積極的に取り組むよう促します。

課題4

保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応

- 地域で暮らす精神障害者に対しては、疾病と障害が並存するという特性を踏まえ、症状の変化に的確に対応できるよう、保健・医療・福祉の緊密な連携による支援体制を整備する必要があります。
- うつ病等の精神疾患患者は、発症後まず一般診療科医を受診する傾向があることから、一般診療科と精神科との連携も重要です。また、精神障害者のうち未治療や医療中断等のために地域での生活が困難な事例などに対し、本人や関係者の人権には十分配慮しつつ、医師・保健師・看護師等が参加する多職種チームで訪問型の支援を行い、医療の導入と生活支援、環境との調整を一体的に進めるような支援を普及していく必要があります。
- このため、東京都は、精神科医療の地域連携について検討を進めるとともに、「精神疾患早期発見・早期対応推進事業」において、内科医等に対し精神疾患や法制度に関する研修を実施します。さらに、区市町村・保健所等と連携して訪問支援を行う「アウトリーチ支援事業」を実施し、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、入院に至らない程度の病状悪化等により生活の継続が困難な場合に活用できるよう、医療的なケア体制も備えた短期宿泊などの危機回避的な支援も実施します。
- 重症心身障害児（者）支援については、高い医療ニーズに応えられるよう、在宅及び地域の施設における専門的支援の充実を図ることが重要です。医療の高度化などに伴い、地域で生活する心身に重度の障害のある重症心身障害児（者）が増えており、身近な地域での在宅療育を可能とするため、訪問看護、日中活動の場、ショートステイなどの地域のサービス基盤の充実、相談支援体制の整備、地域医療の確保などが求められています。
- しかし、重症心身障害児が主として入所する医療型障害児入所施設（以下「重症心身障害児施設」という。）では、入所期間の長期化等に伴い、入所者の大半が18歳以上となるなどの状況が生じており、また、在宅では、重症心身障害児（者）の障害の重度化や、家族の疾病・高齢化により、介護、療育が困難になることが懸念されます。さらに、入所待機者に対しては、状況把握に努めつつ、在宅療育支援や地域生活基盤の整備を積極的に進め、身近な地域での生活を支援していく必要があります。
- このため、東京都は、引き続き、「重症心身障害児在宅療育支援事業」を実施して重症心身障害児（者）の在宅療育を支援します。また、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」により、日中活動の場、ショートステイなどの地域のサービス基盤の充実を図るとともに、「受入促進員」の配置や運営費補助により、積極的な受入れの促進と適切

な療育環境の確保を図ります。

- 重症心身障害児施設については、各施設における入所児（者）の状況や看護師等の人材確保、民間におけるサービス提供の状況、新たな施策体系における位置づけ等を踏まえ、その在り方を引き続き検討していきます。
- 発達障害者（児）支援については、乳幼児期から学童期、成人期とライフステージに応じた支援が必要です。東京都においては、発達障害者支援センターでの専門相談等や、都立（総合）精神保健福祉センターでのデイケアを実施していますが、区市町村による地域での支援体制の整備促進が重要です。主に幼児期における保健センターや保育所など関係機関による連携や心理職等による家族や保育士等への専門的支援などを組み合わせた早期発見・早期支援の取組は、各区市町村において進んできました。今後は、成人期についても、障害特性に配慮した社会参加への支援など、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めていく必要があります。
- 高次脳機能障害者支援については、発症後の急性期治療から地域生活支援までの切れ目のないケア体制整備の一貫として、とりわけ地域におけるリハビリテーションの充実を図ることが重要です。医療、福祉、労働等の各分野の関係機関同士が、緊密に連携・協力して支援を進めていくことが求められています。
- このため、東京都は、引き続き、「区市町村発達障害者支援体制整備推進事業」や「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業」などにより、区市町村による支援体制の整備を促進し、地域における支援体制の充実を図ります。
- このほか、強度行動障害、常時の医療的ケアを要する人々などについても、多様な障害特性に応じた、きめ細かな対応を検討していきます。

課題5

災害時における障害者支援

- 障害者を含む災害時要援護者の安全を確保するため、区市町村が中心となって防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による避難支援体制の充実に努めていますが、東京都は、広域的な立場から、災害時要援護者対策を行う区市町村を支援してきました。
- 平成12年には、災害時に障害者が必要とする支援や障害特性に応じた対策などを具体的に示した「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」や「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を作成し、平成19年6月に改定しています。
- また、平成21年3月には災害時要援護者名簿の整備や避難支援プランの策定等を行う区市町村を支援するため、作成の手順や先進事例を示したパンフレットを作成するとともに、毎年、区市町村の福祉・防災担当者向け研修会を実施しています。
- さらに、避難支援プランの作成経費等や、公共機関における聴覚障害者等に配慮した非常時避難誘導設備の整備について、「地域福祉推進区市町村包括補助事業」において、財政支援を行っています。
- 東京都は、平成23年11月、東日本大震災の教訓等を踏まえ、今後の防災対策の方向性と具体的取組を示した「東京都防災対応指針」を策定しました。今後、区市町村の現状や取組を改めて把握するとともに、区市町村に対する支援を継続して実施していきます。
- 災害に備える具体的な取組としては、災害時要援護者名簿の整備、支援者や避難先など災害時要援護者一人一人に対応した避難支援プランの策定、様々な手段による情報・コミュニケーション支援、災害時要援護者対策を盛り込んだ防災訓練の実施、二次（福祉）避難所の指定、施設や在宅での生活の継続のための支援、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」の作成などが挙げられます。こうした取組の重要性についての理解を促進し、地域で具体化していくため、区市町村に働きかけを行っています。
- また、災害時要援護者の避難支援は、行政の支援に加え、災害時要援護者情報の共有・管理・活用など、地域の関係団体や障害者団体等との連携が大切であり、区市町村の福祉・防災担当者向け研修会や区市町村との会議の場など様々な機会を捉え、地域の関係団体等との協力体制の構築を働きかけていきます。
- 東京都は、このようなことを踏まえて検討し、「東京都地域防災計画」の修正に反映をしていきます。

- 障害者基本法が改正され、国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため必要な防災施策を講じなければならないことが新たに明記されたことから、東京都及び区市町村は、引き続き連携してきめ細かな対策を講じていきます。

「ヘルプカード」を知っていますか？

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障害者などが災害時や日常生活で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。

現在、区市町村において、ヘルプカードの他、SOSカードや防災手帳など、地域の実情に応じた様々なカードや手帳が作成されています。

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

課題1 障害児支援の充実

- 障害のある子供及びその保護者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や個々の障害の事情に即したきめ細かな相談対応や支援が必要です。そのためには、行政・学校・療育機関等が連携し、ニーズに応じた適切な支援を行う必要があります。
- また、障害のある子供の放課後や夏季休業期間等の居場所づくり、保護者の仕事と子育ての両立、レスパイト支援等を考慮し、在宅サービスの拡充を図る必要があります。
- ※ レスパイト：障害児（者）等を在宅で支援している家族のための一時的な休息のことをいいます。
- 児童福祉法の改正により、平成24年4月から、障害児施設及びサービスが障害児通所支援・入所支援に一元化されるとともに、通所サービスの実施主体が身近な区市町村へ移行することとなりました。
- また、福祉的観点から認められていた18歳以上も在所できる在園期間の延長措置が見直され、基本的に18歳以上の障害者は障害者施策で対応することとなりました。障害児施設を利用する児童が18歳以降、円滑に障害福祉サービスへ移行し、地域生活を目指していくために、障害児施設、児童相談所及び区市町村の更なる連携強化が求められています。
- 東京都は、区市町村と連携して、これらの法改正に適切に対応していきます。
- さらに、保育所・幼稚園や学童クラブにおいても障害のある子供の受入促進を図り、障害のある子供の健全な成長を支援します。

児童福祉法の一部改正の概要

障害児支援の強化 ～今回の改正のポイント～

- 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

■障害児施設の一元化

障害種別で分かれている現行の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」にそれぞれ一元化

■障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

■放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

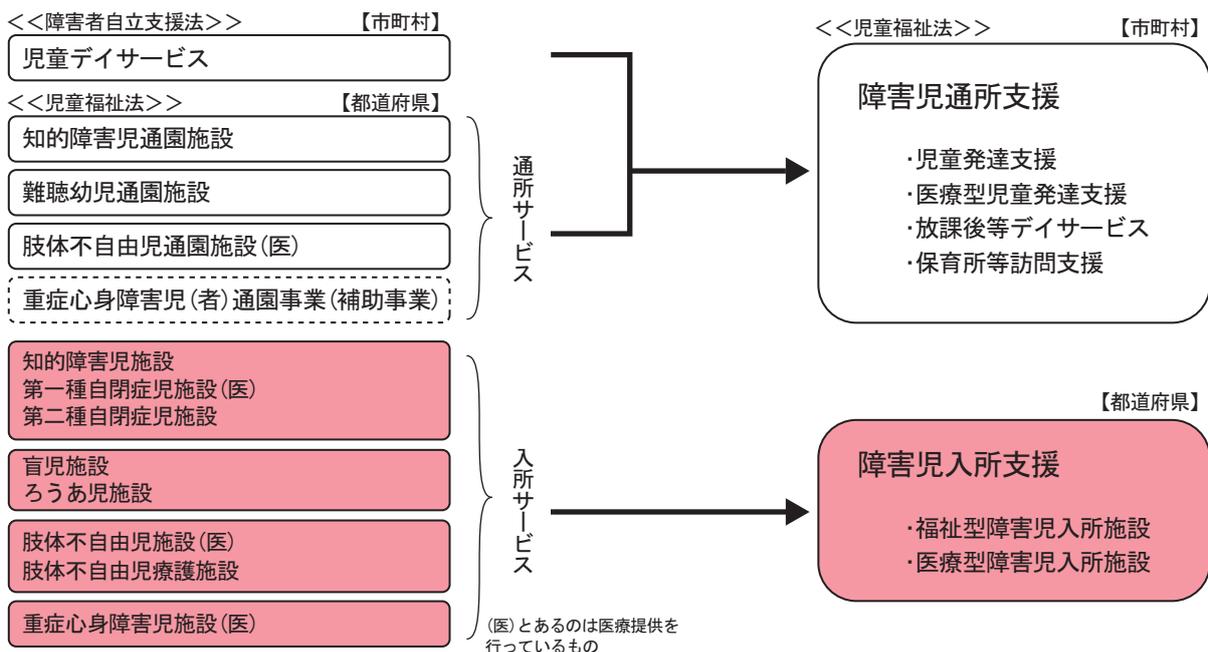
学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

■在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。 ※現に入所していた者が退所させられないようにする。

障害児施設・事業の一元化 イメージ

- 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



(厚生労働省作成資料)

課題 2

児童・生徒一人一人に応じた教育の推進

- 学校教育法の改正により、平成 19 年 4 月から知的な遅れのない発達障害も支援の対象に含まれ、すべての学校において「特別支援教育」を実施するとされたとともに、盲・ろう・養護学校の制度が、障害種別を越えた「特別支援学校」の制度へと転換されました。
- 東京都教育委員会では、「東京都特別支援教育推進計画」を平成 16 年 11 月に発表し、基本理念として、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的な自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与することを掲げ、同年に第一次実施計画（平成 16 年度から平成 19 年度）、平成 19 年に第二次実施計画（平成 20 年度から平成 22 年度）を策定し、都における特別支援教育の推進を図ってきました。
- 平成 22 年 11 月に策定した「東京都特別支援教育推進計画・第三次実施計画」（計画期間：平成 23 年度から平成 28 年度まで）には、第一次実施計画や第二次実施計画で展開してきた取組を踏まえつつ、都立知的障害特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級指導学級に在籍する児童・生徒の増加や、すべての学校、学級等に在籍していると考えられる発達障害の児童・生徒に対応した施策を盛り込んでいます。
- 平成 20 年 5 月、東京都における「教育振興基本計画」としての位置付けを有するものとして策定した「東京都教育ビジョン（第 2 次）」では、「特別支援教育の充実」及び「障害のある生徒の自立と社会参加に向けた教育の推進」を、重点施策として掲げています。

ア 都立特別支援学校における個に応じた教育の充実

- 知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒が著しく増加していることを踏まえ、東京都特別支援教育推進計画に掲げた基本理念にある、一人一人の可能性を最大限に伸長し、社会的な自立を実現するためには、これまで以上に障害の種類と程度等に応じた教育に取り組む必要があります。
- 自立と社会参加に向けた多様な進路希望に応えるため、新たなタイプの学校として就労を目指す都立知的障害特別支援学校高等部職業学科や複数の障害を併置する学校の設置を引き続き進めるとともに、第三次実施計画の策定に当たって実施した障害のある児童・生徒数の将来推計に基づき策定した、都立知的障害特別支援学校を中心とした再編整備計画を推進し、児童・生徒の教育環境の改善を図っていきます。

- 障害のある幼児・児童・生徒に適時・適切な支援を実現していくために、就学前から学校卒業後まで連続性のある支援を実現するためのツールとして、個別の教育支援計画のさらなる充実を図り、教育・福祉・医療・保健・労働等との連携強化を目指します。
- また、障害のある児童・生徒の就学に当たっては、本人や保護者の意向を十分に聞き取りながら、障害の種類・程度に応じた適切な就学の推進に努めているところですが、今後とも、区市町村との緊密な連携に基づき、児童・生徒一人一人の障害の種類や程度、発達の状態及び個々の教育内容・方法に基づく適切な就学を進めるとともに、障害者基本法改正に伴う国の動向等も注視していきます。

イ すべての学校で実施する特別支援教育の推進

- 発達障害の児童・生徒は、すべての学校・学級に在籍しているものと推測されることから、小・中学校や高等学校等における特別支援教育推進体制を整備する必要があります。
- 小・中学校においては、すべての学校に「特別支援教室」を設置し、発達障害の程度等に応じた個別指導や通級指導学級の教員による巡回指導・相談等を実施することで、在籍校における発達障害の児童・生徒を支援する体制の整備を目指し、平成24年度から小学校を対象としたモデル事業に着手します。
- あわせて、自閉症・情緒障害学級（固定学級）や通級指導学級の計画的配置や教育課程の研究・開発を進め、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を確立し、発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学のより一層の推進を図ります。
- 都立高等学校等においては、小・中学校に比べて特別支援教育に対する理解が進んでいない現状があることから、都立高等学校の教員を対象に特別支援教育全般や発達障害の特性等に関する理解を啓発・推進するため、個別指導計画や個別の教育支援計画等の作成・活用に役立つ指導資料の作成・配布や様々な機会を捉えた特別支援教育の研修等を実施します。
- また、個別指導計画や個別の教育支援計画に基づく指導と支援の充実や都立特別支援学校と連携した進路指導の充実等を図るとともに、都立高等学校の中からモデル校を指定し、進路指導体制の充実、特別支援教育コーディネーターの機能強化、心理の専門家による巡回相談の効果等に関する実践的な研究を実施し、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の在り方を明らかにします。

課題3

職業的自立に向けた職業教育の充実

- 知的障害特別支援学校では、例年、高等部卒業生の約4割が一般企業に就職していますが、高等部職業学科を希望する生徒が多く高い倍率となっていること、障害が中・重度の生徒の就労率の向上が求められていることなどの課題があり、これまで以上に職業的自立に向けた教育環境を整備することが求められています。
- このため、東京都は、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部職業学科を引き続き設置するとともに、地域バランスを考慮し、既存の知的特別支援学校普通科で、1学年2学級から3学級程度の比較的小規模な職業学科を併設していくとともに、教育内容・方法の更なる充実を図ります。
- また、都立特別支援学校においては、障害種別に応じた職業教育の充実を目指しながら、小学部からのキャリア教育と連動した職業教育を推進します。
- 特に知的障害特別支援学校普通科の高等部においては、教育課程の類型化を推進するとともに、職業教育の充実事業実践研究指定校による成果を踏まえ、障害が中・重度の生徒の職業能力の開発等に向けた作業学習の改善・充実を推進し、企業就労率の向上を図ります。
- さらに、教育委員会、福祉保健局、産業労働局等の連携による「企業向けセミナー」を引き続き開催し、企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めていくとともに、新たな就労支援体制として、企業経営経験者等の中から障害者雇用に見識の高い人材を「就労支援アドバイザー」として登録し、東京都特別支援教育推進室に配置している就労支援員や進路指導担当教員との連携による企業開拓等の就労支援の充実を図っていきます。

施策目標Ⅲ 当たり前に関ける社会の実現

- 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るためには、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前に関ける社会を実現することが必要です。
- 東京都は、より多くの障害者が企業等に一般就労できるよう、区市町村による就労支援事業を推進するとともに、福祉施設における就労支援を充実・強化します。
※ 福祉施設：ここでは、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等の障害福祉サービス事業等を実施する事業所・施設のことをいいます。
- また、経済団体、企業、労働、福祉、教育などの関係機関が連携を図り、障害者の就労を促進するため、東京都障害者就労支援協議会を設置し、各機関の賛同のもと「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」を策定しています。
- これらの取組により、「2020年の東京」（平成23年12月策定）において示された、今後10年間で東京の障害者雇用が約3万人増加することを目指します。

課題1

一般就労に向けた支援の充実・強化

- 近年、ハローワークにおける、障害者の新規求職者数は増加傾向にあり、障害者の働きたいという意欲が高まりつつあります。一方、ジョブコーチ事業、委託訓練事業、トライアル雇用など障害者が一般就労を目指すことを支える訓練・実習の機会が多様化していますが、現状では、福祉施設による活用が十分ではありません。
- 今後も、施設利用者を含め、一般就労を希望する障害者が企業等で仕事に就き、安心して働き続けられるために必要な支援体制を重点的に整備する必要があります。
- また、一般就労への移行を一層促進するには、障害者に対し、一般就労や雇用支援策について、さらなる周知・啓発を図ることも重要であることから、引き続き取り組んでいきます。

【一般就労に関する数値目標】

- 東京都は、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進しています。
- 「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数については、平成26年度中の就職者の数が、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを東京都独自に目指します。
- また、福祉施設からの一般就労移行者数については、国の基本指針では、平成17年度実績の4倍以上を目標とすることが望ましいとされており、東京都においても、引き続き一般就労への移行を促進するとともに実績の把握を確実にいき、この達成を目指します。
- あわせて、障害者が安心して働き続けられるよう、福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、東京労働局等の労働関係機関と連携し、ハローワークにおける支援、委託訓練事業、トライアル雇用、ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センターなどの多様な支援策が十分に活用されるよう数値目標を定めます。

① 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労に関する目標

項目	平成22年度 実績	平成26年度 目標	説 明
一般 就労者数	1,274人	1,500人	区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて、当該年度において、一般就労する（した）人数（福祉施設利用者を含む。） （平成17年度実績（717人）の2倍以上）

（実績は区市町村報告による。）

② 福祉施設における就労から一般就労への移行に関する目標

項目	平成22年度 実績	平成26年度 目標	説 明
福祉施設 からの 一般就労 移行者数	308人	852人	福祉施設利用者のうち、当該年度において、一般就労へ移行する（した）人数 （平成17年度実績（213人）の4倍）

（実績は「就労移行等実態調査」による。）

③ 労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行に関する目標

項目	平成22年度 実績	平成26年度 目標	説 明
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職支援	公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者を支援する体制づくりを目指す。		
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	220人	260人	当該年度における福祉施設からの一般就労移行者のうち、委託訓練事業の受講者数 （福祉施設から一般就労への移行者数【数値目標852人】の3割）
障害者試行雇用事業の開始者数	278人	426人	当該年度における福祉施設からの一般就労移行者のうち、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の開始者数 （福祉施設から一般就労への移行者数【数値目標852人】の5割）
職場適応援助者による支援の対象者数	30人	426人	当該年度における福祉施設からの一般就労移行者のうち、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の利用者数 （福祉施設から一般就労への移行者数【数値目標852人】の5割）
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	90人	110人	当該年度における福祉施設からの一般就労移行者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
障害者就業・生活支援センターの設置か所数	5か所	6か所	（参考：平成23年度 6か所）

（実績は各事業実施機関の調べによる。ただし、「職場適応援助者による支援の対象者数」は、「就労移行等実態調査」による。）

【目標達成のための方策】

① 関係機関の連携強化

- ・ 一般就労を促進するためには、東京都、経済団体、企業、労働、福祉、教育などの関係機関が連携し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成していくことが重要です。
- ・ そのため、平成 19 年度に障害者の就労に関わる関係機関で構成する東京都障害者就労支援協議会を立ち上げ、翌 20 年度には「首都 T O K Y O 障害者就労支援行動宣言」とこれを達成するための「障害者雇用・就労推進 T O K Y O プラン（行動指針）」を定め、10 の視点と 20 の行動として具体的な取組を明らかにするとともに、その実施主体を示しています。
- ・ その行動 1 として提言された「地域の就労支援ネットワークを構築」することを目指し、都内 6 ブロック（城北、城東、城南、多摩北部、多摩南部、多摩西部）の各圏域において、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工団体、医療機関等が連携し、障害者一人一人の就労を支援します。

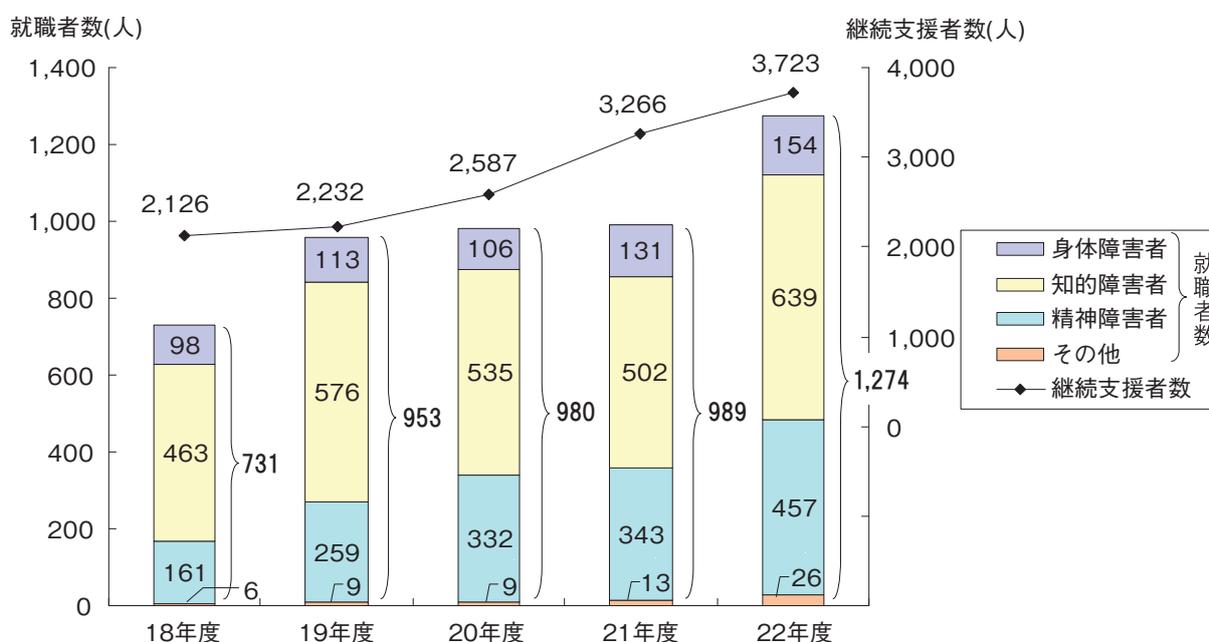
② 就労面の支援と生活面の支援の一体的な提供

- ・ 障害者が安心して一般就労にチャレンジし、企業等も安心して雇用に踏み切ることができるよう、障害者に身近な地域の就労支援機関が、障害者のライフステージを通じて継続的に支援していくことが重要です。就職者数の増加と共に、障害者が安心して働き続けられるよう、就職後の定着支援が課題となっています。
- ・ 東京都は、区市町村を実施主体として、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進してきました。
- ・ 区市町村障害者就労支援センターに、福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業等に障害者雇用への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の設置を進め、障害者就業・生活支援センターによる広域的支援と連携して、福祉施設利用者が一般就労へ移行しやすい環境を整備します。また、区市町村障害者就労支援センターや地域開拓促進コーディネーターを未設置の区市町村には、複数の自治体による共同実施を含め、設置を促していきます。

区市町村障害者就労支援センター 設置区市町村数・登録者数の推移

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
設置区市町村数	32	37	43	45	47
登録者数（人）	5,478	7,485	9,649	10,597	12,988
身体障害者	1,028	1,319	1,635	1,662	1,884
知的障害者	3,185	4,025	4,987	5,455	6,330
精神障害者	899	1,591	2,262	2,557	3,396
その他	366	550	765	923	1,378

区市町村障害者就労支援センター 就職者数・継続支援者数の推移



※ 就職者数（実人数）は、重複認定者がいる場合は、障害別内訳の合計と一致しません。

障害者就業・生活支援センター 設置か所数・登録者数・就職者数の推移

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
設置か所数	3	4	5	5	5
登録者数（人）	346	502	668	816	950
就職者数（人）	80	166	141	127	166

③ 障害者の雇用促進に向けた企業への支援

- ・ 一般就労を促進するためには、障害者雇用に対する企業の理解を深める必要があります。東京都は、障害者雇用のポイントについて普及啓発を進めるとともに、企業と障害者が直接交流する機会を提供します。
- ・ また、障害者を雇用する企業や働く障害者に対する支援が必要とされているため、東京都は、職場環境の調整や作業能力向上に関する助言を行う「東京ジョブコーチ」の企業への派遣や、障害者が働き続けるために必要なスキルアップを図る訓練などを実施し、就職後の職場定着を図ります。

④ 行政による雇用機会の提供

- ・ 東京都は、率先して、知的障害者や精神障害者が一般企業での就職に向けて業務経験を積む機会を確保するための「チャレンジ雇用」を実施します。また、区市町村による障害者雇用がさらに促進されるよう、その取組を支援していきます。

首都TOKYO 障害者就労支援 行動宣言

障害の有無にかかわらず、働く意欲のある人が、必要な支援を受け、いきいきと働けるTOKYOの実現をめざします。

東京都、経済団体、企業、労働、福祉、教育などの関係機関が連携し、障害のある方の雇用・就労の推進に取り組むことにより、だれもがともに働くことのできる社会を実現します。

(宣言1) 社会全体で支援します！

～障害者一人ひとりの雇用と就労～

(宣言2) 就労移行を推進します！

～福祉施設から企業へ～

(宣言3) 雇用機会を拡大します！

～障害特性に応じて～

(宣言4) ミスマッチを解消します！

～「働きたい」と「雇いたい」～

私たちは、東京都障害者就労支援協議会の策定したこの宣言に賛同し、次の指針に基づき行動します。

平成20年11月

東京都

東京都教育委員会

東京都社会福祉協議会

東京労働局

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

東京障害者職業センター

東京経営者協会

東京商工会議所

東京都中小企業団体中央会

障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）

（視点1）地域で生涯にわたって安心して働ける

- 行動1 地域の就労支援ネットワークを構築します。
- 行動2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

（視点2）職業に向けた準備へのバックアップ

- 行動3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。
- 行動4 障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。
- 行動5 企業等での訓練・実習の場を拡充します。

（視点3）「福祉施設から企業へ」向かう流れ

- 行動6 福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。

（視点4）福祉施設の事業者を支援

- 行動7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。
- 行動8 効果的な就労支援ツールを普及させます。

（視点5）精神障害者の就労促進にアタック

- 行動9 精神障害者のグループ就労や医療連携の仕組み作り、職場復帰の支援に取り組みます。
- 行動10 「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を積極的に活用します。

（視点6）“ともに働く”意識の開拓

- 行動11 経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。
- 行動12 企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。
- 行動13 「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。
- 行動14 障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。

（視点7）中小企業の障害者雇用をサポート

- 行動15 中小企業の雇用に向けた新たな仕組みを検討します。
- 行動16 中小企業に対する支援を強化します。

（視点8）法定雇用率達成を目指す

- 行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導を強化します。

（視点9）公的機関も雇用拡大へチャレンジ

- 行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

（視点10）「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

- 行動19 「キャリア形成シート（個別移行支援計画を含む）」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。
- 行動20 ハローワーク・福祉施設・就労支援機関・企業が顔の見える関係を構築します。

ア 福祉施設を含む地域の就労支援体制の整備

- 各福祉施設、特に就労移行支援を実施している事業所においては、ハローワーク、障害者職業センター、（公益財団法人）東京しごと財団等の労働関係機関との連携を図るとともに、区市町村障害者就労支援センターに配置されているコーディネーターとの協働を積極的に進め、一般就労への円滑な移行支援と安心して働き続けられるための支援体制を確保することが重要です。
- 一方、増加傾向にある特別支援学校高等部卒業生のうち、福祉施設による支援を必要とする障害者のため、支援の量的な確保も図る必要があります。
- 国の基本指針では、数値目標の指標として、平成26年度末において、福祉施設利用者の合計のうち2割以上が就労移行支援を利用するとともに、就労継続支援（A型及びB型）利用者の合計のうち3割以上が就労継続支援A型を利用することを目指す、とされています。
- ※ 就労移行支援：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
- ※ 就労継続支援：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業で、A型（雇成型）とB型があります。
- しかし、東京都においては、これまでの実績、地域の実情、他の就労支援施策との関係などを踏まえて、利用者数を見込む必要があります。東京都は、一般就労に向けた支援を必要とする人のほか、就労継続支援B型や生活介護等による支援を必要とする人を含めて、障害者の多様なニーズを適切に把握し、必要なサービス量と利用者サービス水準の確保を図るため、区市町村の取組を支援します。
- 各サービスの利用者数については、住民に最も身近な各区市町村が、地域のニーズを踏まえて設定した見込量を集計したものを基本として、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点から区市町村との調整を図りながら、必要見込量を定めています（40ページ参照）。

イ 福祉施設における工賃の向上

- 福祉施設の利用者の中には、通常の企業就労に適応することが困難な障害者も多くいます。しかし、こうした利用者が従事している作業による工賃収入は低い水準にとどまっており、地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが困難な状況にあります。

- 東京都は、福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関・団体及び区市町村等と共に、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。そのため、工賃向上計画を作成し、以下のような取組を進めます。
 - ・ 福祉施設における生産性を向上させるための設備投資に対する助成を行います。

 - ・ 地域のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発、販路拡大を行う「作業所等経営ネットワーク支援事業」や、福祉施設の経営の強化充実を目的とする「経営コンサルタント派遣等事業」などに区市町村が積極的に取り組むよう、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」により支援します。

 - ・ 福祉施設を対象として工賃引き上げのための研修を行う「工賃アップセミナー事業」を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。

 - ・ 地方自治法施行令の規定に基づく福祉施設からの物品及び役務の調達に積極的に取り組むなど、福祉施設からの調達を一層積極的に行います。

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

課題1 ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進

- 東京都は、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、その後、共同住宅など対象施設の拡大や、基準面積の引下げによる届出対象施設の拡大等を行ってきました。
- また、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）に基づき、平成16年7月に、「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（通称：ハートビル条例）を制定し、法律で定めるバリアフリー化の義務対象建築物に学校、社会福祉施設等を加えるなどの東京都独自の対象拡大や整備基準の強化により、建築物等のバリアフリー化を推進してきました。
- 平成18年6月に、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合したバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が成立し、同法による総合的・一体的なバリアフリー化の推進が展開されることとなったことを踏まえ、東京都は、ハートビル条例を改正し、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（通称：建築物バリアフリー条例）としました。
- こうしたバリアフリー化の進展の中、平成21年、「ユニバーサルデザインの考え方を明確に位置付けることにより、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの推進を目指すべき」という東京都福祉のまちづくり推進協議会の提言を受け、福祉のまちづくり条例を改正するとともに「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。
- 福祉のまちづくり条例では、ユニバーサルデザインを基本理念として掲げ、物販、飲食、サービス業など都民が日常生活でよく利用する施設における届出義務の対象を拡大しました。
- また、福祉のまちづくり推進計画では、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを総合的に進めるため、快適な移動を支える整備、身近な建築物のバリアフリー化、わかりやすい情報提供などの施策を重点的な取組として位置づけました。

- 東京都では、こうした条例や計画に基づき、鉄道駅へのエレベーター設置や、乗り合いバス車両のノンステップ化の促進、区市町村を主体とするユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの支援などに取り組んできましたが、引き続き、福祉のまちづくりの仕組みづくりと普及啓発、バリアフリー化促進などに取り組む区市町村を支援するとともに、必要な駅すべてについて駅ホームの転落防止対策などを促進し、身近な地域における福祉のまちづくりの基盤整備に取り組んでいきます。

- 東京都は、「東京都障害者計画」と「東京都福祉のまちづくり推進計画」の連携を相互に図りながら、できるだけ多くの方が公共施設等を円滑に利用できるよう、今後とも、利用者本位の考え方に立って検討、整備をするハード・ソフトの取組を両面から支援し、福祉のまちづくりを推進していきます。

- 「すべての都民が共に暮らす地域社会」を実現するためには、障害があることによる困難や生きにくさについて、都民一人一人が自らの身近な問題として考え、「障害は特別な、ごく一部の人の問題であって、障害のない自分にはとても理解できない」といった意識上の壁を取り除くことが重要です。
- この意識上の壁を取り除くためには、それぞれの障害特性と障害者本人の状況に応じたコミュニケーションや移動の円滑化を図ることにより、障害のある人とない人が、学校・職場や地域社会で出会い、様々な機会に、自然に交流し、たとえ障害があっても、周囲の人々の何らかの配慮や支援があれば、街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解することが大切です。
- 東京都は、毎年12月の障害者週間に際して、障害に関するシンボルマークを紹介するとともに都民の理解と協力を呼びかけるポスターを作成し、公共交通機関、公共施設、学校等に配布しており、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて、思いやりと譲り合いの気持ちをもって、誰もが気持ちよく公共交通機関や公共施設等を利用できるようになることが望まれます。
- また、障害者週間に限らず、スポーツ・文化芸術活動など多様な機会を捉えて、障害理解のための啓発活動や広報活動を推進するとともに、学校教育を通じて心のバリアフリーの実現を目指します。
- 東京都は、東京都障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するとともに、全国障害者スポーツ大会などへ選手を派遣しています。
- 平成25年には、東京都で、「第68回国民体育大会」と「第13回全国障害者スポーツ大会」を一つの祭典「スポーツ祭東京2013」として開催します。障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を推進します。
- さらに、東京都は、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の招致活動を通じて、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進します。

- こうした取組に加え、障害者スポーツの振興については、平成24年3月に策定した「東京都障害者スポーツ振興計画」に基づき、地域での環境整備を重点に据えながら、情報発信・普及啓発や、障害者スポーツへの取組体制の強化も着実に推進していきます。
- 東京都は、引き続き、様々な機会を捉えて、障害者及び家族のニーズや施策への要望を聴取し、実態の把握に努めるとともに、居住の場の確保など地域生活を進める際の課題を踏まえ、啓発・広報に努めていきます。

スポーツ祭東京2013

スポーツ祭東京2013は、第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会を、スポーツの夢と感動を伝えるひとつの祭典として開催するものです。

東京都における国民体育大会（国体）本大会の開催は、昭和34年の第14回大会以来、54年ぶり3回目、全国障害者スポーツ大会は初めての開催となります。

◇大会概要（平成24年2月21日現在）

	第13回全国障害者 スポーツ大会	第68回国民体育大会	
		冬季大会	本大会
会場地 区市町村	62区市町村（都内全区市町村）及び都外3市町 （埼玉県長瀨町、千葉県印西市、福島県郡山市）		
開・閉会式	味の素スタジアム		
会期	平成25年10月12日 ～14日	平成25年1月26日 ～2月1日	平成25年9月28日 ～10月8日
実施競技	正式競技：13競技 オープン競技：17競技	正式競技：2競技 ※スキー競技は秋田県 が開催	正式競技：37競技 公開競技：3競技 デモンストレーション としてのスポーツ行 事：57行事
参加者数	約5,500人 （選手・役員）	約1,400人 （選手・監督）	約22,000人 （選手・監督）



大会マスコットキャラクター「ゆりーと」

「障害に関するシンボルマーク」を知っていますか？

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	<p>障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。</p>	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	<p>盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で 1984 年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	<p>身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。</p>	各警察署
	<p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。</p>	各警察署
	<p>耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助を示すマークとしても使用されています。</p>	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046 E-mail: zennancho@zennancho.or.jp
	<p>ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1408
	<p>オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>	公益社団法人 日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	<p>ハート・プラスマーク 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 HP アドレス http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

- 東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上に資する人材の養成・育成に取り組みます。
- サービスの直接の担い手である介護従事者等については、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業」等を通じて、今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図ります。
- 平成24年4月から、在宅等の介護現場において提供される介護サービスの質的向上を目指すとともに、在宅等での生活の継続を可能とするため、社会福祉士及び介護福祉士法が一部改正され、一定の研修を修了した介護職員等は、医師の指示、看護師等との連携のもと、たんの吸引と経管栄養の実施が認められることとなりました。法改正に対応し、在宅及び施設におけるサービスの質の向上を図るため、介護職員等を対象としてたんの吸引等に関する研修を実施します。
- 相談支援については、相談支援専門員を育成し着実に量的拡大を図るとともに、質についても確保し、相談支援体制の充実を図ります。多様な障害特性やライフステージに応じた専門的な支援ができる人材の育成・確保の視点が不可欠となっています。
- 権利擁護については、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の平成24年10月施行に向けて、通報に対して迅速かつ的確に対応できる人材の育成のための研修を実施します。
- 重症心身障害児施設の看護師については、施設の入所支援機能の充実のため、研修や資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び募集対策の充実に取り組むことにより、確保・定着を図ります。
- サービスの質を維持・向上させるため、福祉施設職員、グループホーム世話人、就労支援機関職員など民間の社会福祉事業や保健・医療の事業の従事者、行政機関職員等に対して、利用者本位のサービス・支援の提供に資する研修を実施していきます。

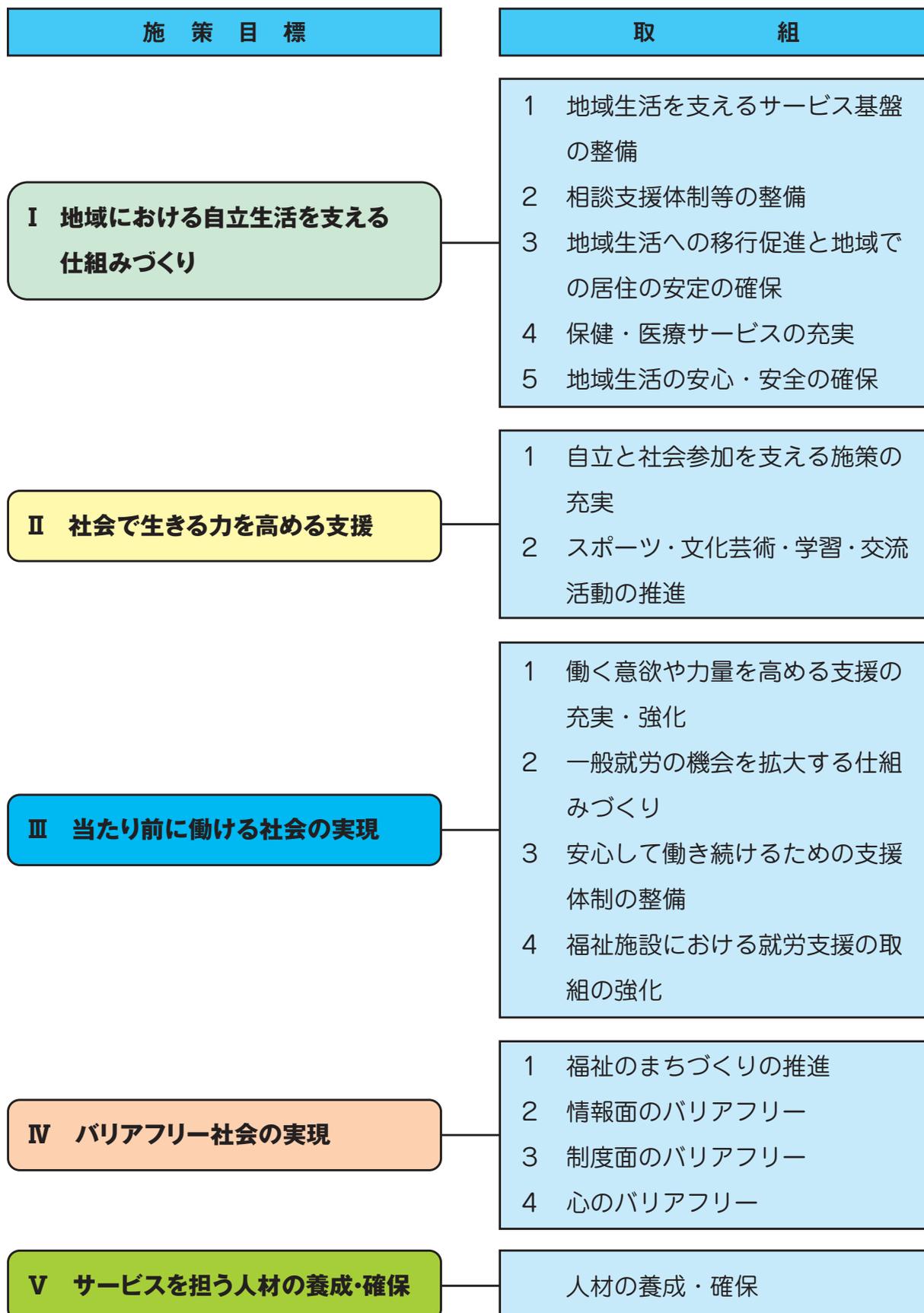
- さらに、障害福祉サービスという仕事の意義や重要性について、都民やこれから仕事に就こうとする人の理解を深めることができるよう、積極的な啓発を行っていきます。

第3章

障害者施策の総合的展開

第3章 障害者施策の総合的展開

第1節 障害者施策の目標と取組の体系



第2節 具体的施策の体系

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

取組1 地域生活を支えるサービス基盤の整備

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 在宅生活を支えるサービスの充実 | 1 訪問系サービス(ホームヘルプサービス等)の充実
2 短期入所事業(ショートステイ)の充実 |
| (2) 日中活動の場の整備 | 3 日中活動の場(通所施設等)の整備・運営の支援 |
| (3) 地域居住の場の整備 | 4 グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援
5 重度身体障害者グループホームの運営の支援 |
| (4) 用地の確保 | ★6 定期借地権の一時金に対する補助
7 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 |
| (5) コミュニケーション支援・移動支援等 | 8 聴覚障害者への情報支援のための人材養成
9 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成
10 盲ろう者支援センター事業
11 視覚障害者ガイドセンターの運営
12 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業
13 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
14 身体障害者補助犬給付事業 |

取組2 相談支援体制等の整備

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 専門的・広域的な相談支援体制の整備 | 15 東京都心身障害者福祉センターの機能の充実
16 都立(総合)精神保健福祉センターの機能の充実
17 東京都自立支援協議会
18 東京都発達障害者支援センターの運営
19 高次脳機能障害支援普及事業
20 障害児等療育支援事業
21 児童相談所の機能の充実
22 保健所の機能の充実
23 夜間こころの電話相談事業
24 障害者社会参加推進センター事業
25 障害者IT支援総合基盤整備事業 |
| (2) 地域における相談支援体制の整備 | 26 相談支援従事者研修
27 発達障害者支援体制整備推進事業
28 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業
29 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業
30 高次脳機能障害者緊急相談支援事業
31 精神障害者社会復帰支援事業 |
| (3) 地域における権利擁護体制の整備とサービスの質の向上 | ☆32 障害者虐待防止対策支援事業
33 福祉サービス総合支援事業
34 成年後見活用あんしん生活創造事業
35 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の実施
36 福祉サービス第三者評価の普及 |
| (4) 福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対する社会復帰支援 | ☆37 地域生活定着支援事 |

【凡 例】 事業番号の前に付している記号等の意味は以下のとおり

☆ = 平成23年度新規事業 (一部新規事業を含む。)

★ = 平成24年度新規事業 (一部新規事業を含む。)

取組3 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保

(1) 入所施設・病院から地域生活への移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> 38 地域生活支援型入所施設の整備 ★ 39 障害者地域生活移行普及啓発事業 ★ 40 障害者地域生活移行・定着化支援事業 ★ 41 障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業 ★ 42 精神障害者地域移行体制整備支援事業
(2) 地域居住の場の整備及び一般住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> (4) グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援(再掲) 43 障害者向け都営住宅の供給 44 都営住宅への入居支援 45 区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成 46 都営住宅の障害者向け設備改善
(3) 居住の安定のための支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 47 障害者単身生活サポート事業 48 あんしん居住制度 49 民生・児童委員による地域生活の見守り

取組4 保健・医療サービスの充実

(1) 精神科医療サービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ★ 50 地域における精神科医療提供体制の整備 51 精神科救急医療体制の整備 52 精神科身体合併症医療体制の整備 53 老人性認知症専門病棟運営費補助事業 54 都立病院における精神科医療体制の整備・運営 55 子供の心診療支援拠点病院事業
(2) 重症心身障害児(者)の療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 56 重症心身障害児在宅療育支援事業 57 障害児(者)ショートステイ事業(受入促進員配置) 58 重症心身障害児通所委託(受入促進員配置) ★ 59 重症心身障害児通所運営費補助 60 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 61 北療育医療センター城北分園の改築 62 府中療育センターの改築
(3) 障害の早期発見・早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 63 周産期医療システムの整備 64 身体障害児療育相談等
(4) リハビリテーション医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 65 東京都リハビリテーション病院の運営 66 地域リハビリテーション支援事業
(5) 障害者歯科保健医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 67 障害者歯科健康相談・支援 68 心身障害児(者)歯科診療施設の確保 69 都立心身障害者口腔保健センターの運営
(6) 難病患者療養支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 70 難病患者療養支援事業 71 在宅難病患者医療機器貸与・整備 72 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 73 難病患者等ホームヘルプサービス事業 74 在宅難病患者訪問診療 75 難病相談・支援センターの運営

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(7) HIV感染者への医療の確保と支援</div>	76	エイズ診療体制の整備
	77	療養支援体制の整備
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(8) 医療費公費負担・助成制度の充実</div>	78	心身障害者(児)医療費助成制度
	79	精神障害者等医療費公費負担
	80	特殊疾病(難病)医療費の公費負担
	81	小児慢性疾患の医療費助成

取組5 地域生活の安心・安全の確保

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(1) 地域における安心・安全体制の確保</div>	82	住宅防火対策の推進
	83	災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練の推進
	84	防火防災訓練用資器材の活用
	85	教育訓練施設の充実
	86	重度身体障害者等緊急通報システムの整備
	87	重度心身障害者火災安全システムの整備
	88	災害時要援護者対策の推進
	89	「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の作成・普及
	★ 90	ヘルプカードの普及促進
	91	特別支援学校における被害防止教室等
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(2) 社会福祉施設等の安全対策の充実</div>	92	直接通報システムの整備
	93	社会福祉施設の防火防災管理体制の充実
	94	社会福祉施設等と地域の協力体制の整備
	95	社会福祉施設等耐震化促進事業
	☆ 96	社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業
97	グループホーム等防火設備整備助成事業	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(3) 災害時等における救出・救護体制の整備</div>	98	緊急メール通報システムの整備
	99	メンタルヘルスケア体制の確保

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

取組1 自立と社会参加を支える施策の充実

(1) 乳幼児期における保育・早期教育の充実

- 100 障害児保育事業への助成
- 101 早期教育の充実(都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実)

(2) 義務教育・後期中等教育段階における教育条件の整備

- 102 就学相談の充実(東京都特別支援教育推進室)
- 103 特別支援学校の整備
- ★ 104 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制
- ★ 105 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の充実
- 106 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の設置
- 107 高等学校等への受入れ体制の整備
- 108 区市町村との連携体制の構築
- 109 健康教育の充実
- 110 肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実
- 111 都立特別支援学校における外部人材の導入
- 112 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供
- 113 東京都教職員研修センターの機能の充実
- 114 学校教育における実践研究等の推進
- 115 特別支援教育の理解啓発の推進
- 116 私立特別支援学校等における障害児教育への助成
- 117 私立専修学校高等課程における障害児(者)教育への助成
- 118 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援
- 119 学童クラブ事業への助成

(3) 特別支援学校における進路指導・職業教育の充実

- 120 都立特別支援学校における就労支援

(4) 公立大学法人首都大学東京の整備・充実

- 121 入学試験受験条件の整備・充実
- 122 学修環境の充実
- 123 人的サービスの充実

取組2 スポーツ・文化芸術・学習・交流活動の推進

- 124 障害者スポーツセンターの運営
- 125 第13回全国障害者スポーツ大会の開催
- 126 障害者スポーツの振興
- 127 文化芸術活動の推進
- 128 都立図書館サービス事業の充実
- 129 東京都特別支援学校総合文化祭の実施
- 130 社会教育施設(ユース・プラザ)における交流事業

施策目標Ⅲ 当たり前働ける社会の実現

取組1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化

(1) 職業能力開発施設の機能の充実

- 131 東京障害者職業能力開発校の充実
- 132 総合コーディネーター事業
- 133 障害者職業訓練の地域展開

(2) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供

- 134 障害者委託訓練コースの拡充
- 135 都庁内での職場実習の機会の提供
- ★ 136 企業見学コーディネーター事業
- 137 企業就労意欲促進事業
- 138 離職障害者職場実習事業
- 139 精神障害者社会適応訓練事業

取組2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり

(1) 多様な雇用・就労の場の確保

- 140 東京都障害者就労支援協議会
- 141 障害者の就業促進に関する意識啓発等
- 142 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成
- 143 東京ジョブコーチ支援事業
- 144 東京都中小企業障害者雇用支援助成金
- ☆ 145 オーダーメイド型障害者雇用サポート事業
- 146 障害者による地域緑化推進事業
- ☆ 147 障害者施設における若年障害者の雇用促進事業

(2) 都における障害者雇用の促進

- 148 障害者雇用率3%の確保
- 149 雇用にチャレンジ事業

(3) 自営業・在宅就労の支援

- 150 重度身体障害者在宅パソコン講習事業

取組3 安心して働き続けるための支援体制の整備

就労面と生活面の一体的支援の提供

- 151 区市町村障害者就労支援事業
- 152 障害者就業・生活支援センター事業
- 153 就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修)

取組4 福祉施設における就労支援の取組の強化

- 154 作業所等経営ネットワーク支援事業
- 155 経営コンサルタント派遣等事業
- 156 工賃アップセミナー事業
- (3) 日中活動の場(通所施設等)の整備・運営の支援(再掲)

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

取組1 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

- 157 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進
- 158 バリアフリー法に基づく認定
- 159 既存建築物改善事例集の活用
- 160 ユニバーサルデザイン整備促進事業
- 161 スポーツ祭東京2013競技会場及び周辺のユニバーサルデザイン化推進
- (107) 高等学校等への受入れ体制の整備(再掲)
- (118) 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援(再掲)

(2) 住宅の整備

- 162 既設都営住宅のバリアフリー化(エレベーター設置事業)の推進
- 163 既設都営住宅のスーパーリフォーム
- 164 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備

(3) 道路の整備

- 165 安全で快適な歩道の整備・特定道路のバリアフリー化
- 166 横断歩道橋のバリアフリー化
- 167 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備
- 168 無電柱化の推進
- 169 視覚障害者誘導用ブロック等の設置
- 170 路上放置物等の是正指導、広報
- 171 視覚障害者用信号機・エスコートゾーンの設置・改善
- 172 道路標識の整備

(4) 公園、河川等の整備

- 173 海上公園における障害者向け配慮
- 174 河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進
- 175 都立公園の整備

(5) 公共交通機関の整備

- 176 都営交通機関(地下鉄・バス)の施設・設備の整備
- 177 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 178 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業

取組2 情報面のバリアフリー

情報提供体制の整備

- 179 障害者向け都政情報の提供
- 180 福祉保健局ホームページにおける情報提供
- 181 音声コードに関するマニュアルの作成・普及
- 182 「消費生活情報」の提供
- 183 字幕入映像ライブラリー事業
- 184 視覚障害者用図書製作及び貸出
- 185 点字による即時情報ネットワーク
- 186 点字録音刊行物の作成及び配布
- 187 「手話交番」の表示板の設置

取組3 制度面のバリアフリー

- 188 東京都職員採用試験制度
- 189 公職選挙実施に伴う障害者への配慮
- 190 駐車禁止規制の適用除外措置

取組4 心のバリアフリー

(1) 障害の理解のための啓発・教育の推進、広報活動の充実

- 191 ふれあいフェスティバルの開催
- 192 障害に関するシンボルマークの周知・普及
- 193 精神保健知識の普及・啓発
- 194 福祉教育の充実
- 195 広報活動の充実
- (115) 特別支援教育の理解啓発の推進(再掲)

(2) 障害者に関する調査・研究、広聴

- 196 障害者に関する調査の実施
- 197 首都大学東京における社会福祉学の研究・教育
- 198 広聴活動の充実

施策目標V サービスを担う人材の養成・確保

取組 人材の養成・確保

(1) 人材養成機関の運営

- 199 首都大学東京健康福祉学部の運営

(2) 福祉人材センターの運営

- 200 福祉人材センターの運営

(3) 人材の養成・確保、修学支援、研修の充実

- 201 ホームヘルパー養成研修事業
- 202 難病患者ホームヘルパー養成研修
- 203 ガイドヘルパー養成研修事業
- 204 介護福祉士等修学資金の貸与
- 205 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成
- ☆ 206 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業
- 207 サービス管理責任者研修
- 208 障害程度区分認定調査員等研修
- 209 研修の充実
- (8) 聴覚障害者への情報支援のための人材養成(再掲)
- (9) 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成(再掲)
- (12) 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業(再掲)
- (13) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業(再掲)
- (25) 障害者IT支援総合基盤整備事業(再掲)
- (26) 相談支援従事者研修(再掲)
- ☆ (32) 障害者虐待防止対策支援事業(再掲)
- (60) 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業(再掲)
- (153) 就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修)(再掲)

多様な取組への活用が可能な事業

- 210 区市町村地域生活支援事業
- 211 障害者施策推進区市町村包括補助事業

第3節 計画事業の展開

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

取組1 地域生活を支えるサービス基盤の整備

(1) 在宅生活を支えるサービスの充実

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>1 訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）の充実</p> <p>①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</p> <p>②重度訪問介護 重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。</p> <p>③同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。</p> <p>④行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。</p> <p>⑤重度障害者等包括支援 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>（平成23年3月利用分、区市町村報告による）</p> <p>694,776時間 13,731人</p>	<p>各区市町村において必要と見込んだサービス量（※）を確保し、日常生活に必要なサービスを提供することにより障害者（児）の自立と社会参加を促進する。</p> <p>※平成26年度における月間のサービス量及び利用者数の見込み 990,580時間 22,021人</p>	福祉保健局
<p>2 短期入所事業（ショートステイ）の充実（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）</p> <p>介護者の事情による場合など必要なときに、障害者（児）が短期間、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員692人</p> <p>うち重症心身障害児（者） 定員 104人</p>	<p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 210人</p>	福祉保健局

(2) 日中活動の場の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>3 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）</p> <p>特別支援学校の卒業生等の利用希望に 応えるため、多様な日中活動の場（通所 施設等）を確保し、必要な支援を提供する。</p> <p>①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等） 負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員 31,850人 （生活介護、自立 訓練、就労移行支 援、就労継続支援 及び旧体系施設分 の合計） ※障害者支援施設 における日中活動 系サービスを含む。</p>	<p>「障害者の地域移行・安心 生活支援3か年プラン」の推 進</p> <p>平成24年度～26年度 3,000人 （重症心身障害児（者）通所 分110人を含む。）</p>	福 祉 保 健 局

(3) 地域居住の場の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>4 グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）</p> <p>障害者の地域社会における自立を支援 するため、生活の場を提供し、食事の提 供等その他必要な援助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等） 負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>◇障害者グループホーム・ケアホーム事 業を行う社会福祉法人等に、既設の都営 住宅を提供する。</p>	<p>928か所 定員 4,916人</p> <p>◇都営住宅におけ るグループホー ム・ケアホーム 10団地 23戸</p>	<p>「障害者の地域移行・安心 生活支援3か年プラン」の推 進</p> <p>平成24年度～26年度 1,600人</p> <p>◇事業を行う社会福祉法人等 からの要望を受け、順次、実 施する。</p>	福 祉 保 健 局
<p>5 重度身体障害者グループホームの運 営の支援（障害者施策推進区市町村包 括補助事業を含む）</p> <p>重度の身体障害者に対し、低額な料金 で日常生活に適する居室その他の設備を 利用させるとともに、介助員を配置する ほか地域資源（ヘルパー等）を活用して 地域生活を実現する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>17か所 定員96人</p>	<p>継続して実施する。</p>	福 祉 保 健 局

(4) 用地の確保

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
6 定期借地権の一時金に対する補助 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。 [実施主体：東京都]	平成24年度 新規事業	事業の推進を図る。	福 祉 保健局
7 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図る。 [実施主体：東京都]	4か所	事業の推進を図る。	福 祉 保健局

(5) コミュニケーション支援・移動支援等

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
8 聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話及び要約筆記の指導を行うことにより手話通訳者及び要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○手話通訳者養成事業 ○中途失聴者コミュニケーション事業 [実施主体：東京都]	(修了者数) 手話通訳者 208名 要約筆記者 43名	継続して実施する。	福 祉 保健局
9 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。 ※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児） [実施主体：東京都]	・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 7,571件 派遣時間 30,940時間 ・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 41人 修了者数 39人	継続して実施する。	福 祉 保健局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>10 盲ろう者支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し、補助を行う。</p> <p>（センターにおける事業内容） ①訓練事業 ②専門人材養成事業 ③総合相談支援事業 ④盲ろう者社会参加促進事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①訓練事業 実施回数 189回 対象者数 33人</p> <p>②専門人材養成事業 養成講習会 4科目 13回 修了者 計58人</p> <p>③総合相談支援事業 相談件数 585件</p> <p>④社会参加促進事業 交流会 計30回 参加者 計1,117人</p> <p>学習会 計69回 参加者 計858人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>11 視覚障害者ガイドセンターの運営（東京都地域生活支援事業） 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>都外から 165回 都外へ 2回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>12 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業） 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。</p> <p>（内容） 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ） 修了者研修会</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>修了者 42名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>13 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業） 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	12名	継続して実施する。	福 祉 保 健 局
<p>14 身体障害者補助犬給付事業（東京都地域生活支援事業） 身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。</p> <p>（対象者） ①都内に居住する（おおむね1年以上）満18歳以上の在宅の身体障害者 盲導犬…視覚障害1級 介助犬…肢体不自由1・2級 聴導犬…聴覚障害2級 ②所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること ③社会活動への参加に効果があると認められること ほか</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	盲導犬：8頭 介助犬：1頭 聴導犬：1頭	継続して実施する。	福 祉 保 健 局

取組2 相談支援体制等の整備

(1) 専門的・広域的な相談支援体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>15 東京都心身障害者福祉センターの機能の充実</p> <p>身体障害者・知的障害者の生活の質の向上と自立を促進するため、区市町村、サービス事業者、地域の支援機関等に対する専門的・技術的支援、障害福祉に従事する人材の養成、都民に対する広報、普及・啓発など、地域支援機能及び専門的・広域的機能の充実を図る。</p> <p>また、高次脳機能障害など、広域的・専門的な対応が必要な障害に関する支援を行っていく。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村・関係機関等向け支援 103件 ・障害者自立支援法関連研修 9回開催 ・障害者福祉交流セミナーの開催 区市町村・関係機関職員等 253名参加 ・高次脳機能障害者電話相談 442件 	<p>地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の一層の充実を図る。</p>	福祉保健局
<p>16 都立（総合）精神保健福祉センターの機能の充実</p> <p>都における精神保健福祉の技術的中核機関として、区市町村や保健所等関係諸機関に対する技術指導・援助、教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談及び組織育成など、地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の充実を図る。</p> <p>また、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行に必要な体制整備を行うコーディネーターを各センターに配置する。</p> <p>精神保健福祉センター (昭和41年度開設)</p> <p>中部総合精神保健福祉センター (昭和60年度開設)</p> <p>多摩総合精神保健福祉センター (平成4年度開設)</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び訪問指導件数 33,605件 ・技術指導・援助及び協力組織の育成 10,231件 ・教育・研修 73回 6,112人 ・普及活動 14,323件 	<p>地域支援機能及び専門的・広域的支援機能の一層の充実を図る。</p>	福祉保健局
<p>17 東京都自立支援協議会（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制を始めとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1回開催（協議会形式） ※セミナー形式は震災のため中止 	<p>継続して実施する。</p>	福祉保健局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>18 東京都発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <p>発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>（対象） 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①相談支援件数 3,556件</p> <p>②発達支援件数 41件</p> <p>③就労支援件数 391件</p> <p>④普及啓発講演会等 4回開催</p> <p>⑤連絡協議会 1回開催</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>19 高次脳機能障害支援普及事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。</p> <p>区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。</p> <p>（支援拠点） 東京都心身障害者福祉センター</p> <p>（事業内容） ①専門的相談支援 ②相談支援体制連携調整委員会の開催 ③普及啓発 ④専門的リハビリテーションの充実</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○新規相談件数 442件</p> <p>○地域ネットワーク連絡会 2圏域で実施</p> <p>○相談支援体制連携調整委員会 2回開催</p> <p>○支援従事者向け研修会及び連絡会の開催</p> <p>○就労準備支援プログラムの実施</p> <p>○緊急相談支援事業「家族相談交流会」 2回開催</p> <p>○モデル事業を2圏域（区西南部、西多摩）で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>20 障害児等療育支援事業（東京都地域生活支援事業） 在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>①在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>②在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>③施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>8施設 都立 3施設 民間 5施設</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>21 児童相談所の機能の充実 福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、困難事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子供と家庭を総合的に支援する拠点として、「子供家庭総合センター」を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>建設工事中</p>	<p>平成24年度開設予定</p>	<p>福 祉 保健局 教育庁 警視庁</p>
<p>22 保健所の機能の充実 身近なサービスを提供する市町村への支援や障害者や関係機関に対する相談支援の充実など、広域的・専門的・技術的拠点としての機能を充実する。</p> <p>（主な事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設等の入所者等に対する受託健診 ・障害者等歯科保健推進対策事業 ・精神保健福祉相談・訪問指導の実施 ・精神障害者社会復帰促進事業（専門グループワーク） ・重症心身障害児（者）訪問事業の実施 ・在宅療養支援地域ケアネットワーク事業 ・地域の関係機関、障害者施設職員等を対象とした人材育成や普及啓発（研修・講演会等） <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>都保健所 6所 （平成23年4月1日現在）</p>	<p>各種事業、保健活動を通じて保健所の機能の充実を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>23 夜間こころの電話相談事業 夜間に起こるこころ（精神）の状態悪化（孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等）に関する電話相談に対応できる体制（都内全域）を確保し、相談者のストレス（不安感等の症状）の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺の予防を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>相談電話件数 15,617件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>24 障害者社会参加推進センター事業 （東京都地域生活支援事業） 障害の有無にかかわらず、誰でもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための障害者社会参加推進センターを設置する団体に対して補助を行う。</p> <p>（センターの主な事業内容） ・社会参加推進協議会の設置 ・専門相談（法律相談、雇用相談） ・普及啓発</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・社会参加推進協議会：2回</p> <p>・普及啓発：障害者週間イベントなど</p> <p>・相談：113件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>25 障害者IT支援総合基盤整備事業 （東京都地域生活支援事業） 障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。</p> <p>①ITに関する利用相談・情報提供 ②障害者IT支援者養成研修の実施</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①IT利用相談支援事業 相談件数 1,556件 HPアクセス数 14,240件</p> <p>②障害者IT支援者養成研修事業 基礎コース 22人 応用コース 21人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

(2) 地域における相談支援体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>26 相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業） 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等援助技術の習得及び相談支援従事者の資質の向上を図る。 また、指定した研修事業者と連携し、都の実施する研修と併せて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修 1回 ・現任研修 1回 ・その他対象者も含めた研修 2回 	<p>今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>27 発達障害者支援体制整備推進事業 これまでの区市町村におけるモデル事業の成果の普及を図るとともに、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、もって発達障害者（児）の福祉の増進を図る。</p> <p>（事業内容） ①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ②専門的人材育成</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会 1回開催 ・シンポジウム 1回開催 <p>②専門的人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援研修 8回開催 ・医療従事者向け講習会 7回開催 	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>28 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） これまでの区市町村におけるモデル事業の成果を踏まえ、区市町村の発達障害者（児）に対する取組を支援することにより、発達障害者支援体制の整備を推進する。</p> <p>（事業内容） ①早期発見・早期支援のための支援システムの構築 ②成人への支援の先駆的取組</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>21区市で実施</p>	<p>①49区市町村での事業実施を図る。</p> <p>②25区市町村での事業実施を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>29 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業（東京都地域生活支援事業） 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	20区市町で実施	33区市町村での事業実施を図る。	福 祉 保 健 局
<p>30 高次脳機能障害者緊急相談支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 心身障害者福祉センターのノウハウを活用し、区市町村の相談支援事業の充実につなげるため、相談・研修経費等の支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	4区市で実施	地域における相談支援事業の充実を図る。	福 祉 保 健 局
<p>31 精神障害者社会復帰支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域活動支援センターの機能に加えて、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設の運営を支援する。</p> <p>（運営支援の対象） 旧「精神障害者地域生活支援センター」から地域活動支援センターⅠ型に移行した施設 相談支援事業を併せて実施しているか又は区市町村から相談支援事業の委託を受けていることを要件とする。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	41区市で実施 ※Ⅰ型は45区市 で設置	継続して実施する。	福 祉 保 健 局

(3) 地域における権利擁護体制の整備とサービスの質の向上

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>32 障害者虐待防止対策支援事業 障害者に対する虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等のため地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う。</p> <p>①連携協力体制整備事業 ②障害者虐待防止・権利擁護研修事業</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>平成23年度 新規事業</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>33 福祉サービス総合支援事業 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。</p> <p>①利用者サポート【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応 ・権利擁護相談 ・成年後見制度利用相談 ・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談 <p>②福祉サービス利用援助（日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）として実施）</p> <p>【必須事業】認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を対象</p> <p>【選択事業】要支援・要介護高齢者、身体障害者への対象拡大</p> <p>③苦情対応機関等の設置【必須事業】</p> <p>いずれか一方又は両方を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者性を有する機関の設置 ・弁護士等による専門相談の実施 <p>[実施主体：区市町村]</p>	<p>47区市において 実施済み</p>	<p>全49区市及び4町村において、実施できるよう、未実施市町村へ取組を促す。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>34 成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。</p> <p>(区市町村の取組) ①成年後見制度推進機関の設置・運営 (後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置) ②区市町村の独自取組 (法人後見の実施、申立経費や後見報酬の助成等)</p> <p>(東京都の取組) ①成年後見制度の普及・啓発 ②区市町村や推進機関からの相談への対応 ③区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施 ④後見人等候補者の養成 ⑤関係機関や推進機関の連絡会等の開催</p> <p>[実施主体：東京都、区市町村]</p>	<p>46区市において、成年後見制度推進機関を設置し、1市において設置に向けた準備に着手済み。</p>	<p>全49区市及び4町村において、成年後見制度推進機関を設置できるよう、未実施市町村へ取組を促す。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>35 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施 認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。</p> <p>①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス</p> <p>[実施主体：(社会福祉法人) 東京都社会福祉協議会]</p>	<p>東京都社会福祉協議会から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施(委託先:57団体)</p>	<p>未実施の市町村社会福祉協議会における取組を推進する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>36 福祉サービス第三者評価の普及</p> <p>中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表することで、事業者のサービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援することを目的として、平成15年度より実施している。</p> <p>都の福祉サービス第三者評価は、「利用者調査」と「事業評価」をあわせて実施し、評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でインターネットを通じて広く公表している。</p> <p>東京都福祉サービス評価推進機構を設置し、評価機関の認証、評価者養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表、苦情対応、評価制度の普及啓発を行っている。</p> <p>[実施主体：(公益財団法人)東京都福祉保健財団]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価機関数 129 ・対象サービス数 51 うち障害福祉サービス 26 ・受審 1,979件 うち障害福祉サービス事業所の受審 158件 ・障害者自立支援法に基づく8サービスの共通評価項目を策定（平成23年6月評価開始） 	<p>国の動向を踏まえながら、新たな事業体系に基づく障害福祉サービスを順次評価対象としていく。</p>	福祉保健局

(4) 福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対する社会復帰支援

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>37 地域生活定着支援事業</p> <p>高齢であり又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、地域生活定着支援センターを設置し、退所後直ちに福祉サービスへとつなぎ、社会復帰を支援する。</p> <p>センターは、保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所後に必要な福祉サービス等のニーズを入所中から把握し、受入施設等の確保や福祉サービス等の申請支援を行うコーディネート業務、受入施設等に対するフォローアップ業務、相談支援業務等を実施する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>平成23年度 新規事業</p>	<p>事業対象者が、矯正施設退所後、適切な場で必要な支援が受けられるよう、保護観察所、矯正施設、区市町村等関係機関と連携し、事業の円滑な実施を図る。</p>	福祉保健局

取組3 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保

(1) 入所施設・病院から地域生活への移行の促進

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>38 地域生活支援型入所施設の整備 入所施設による支援が真に必要な障害者の利用を確保するとともに、入所者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援型入所施設を整備する。 また、既存施設についても地域生活支援型入所施設への転換を進める。</p> <p>(「地域生活支援型入所施設」の要件) 居室は全室個室又はユニット(小規模生活単位)型であることのほか、以下の条件を1つ以上満たすこと。 ①施設外に日中活動の場を確保すること。 ②日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設すること。 ③地域の障害者に対する24時間相談を実施すること。 ④ショートステイを併設すること。 ⑤グループホーム整備、バックアップに関する計画を有していること。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>(平成23年4月1日現在) 障害者支援施設(旧身体障害者更生施設から移行したものを除く。)及び旧体系入所施設(身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設) 定員7,451人(都内4,278人)(都外3,173人)</p>	<p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度3か所(未設置地域において障害者支援施設を整備する。)</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>39 障害者地域生活移行普及啓発事業 入所施設を利用する障害者及びその家族並びに入所施設の管理者及び職員に対し、地域生活のイメージを付与することを目的とした普及啓発活動を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>平成24年度 新規事業</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>40 障害者地域生活移行・定着化支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、ケアホーム等への移行後の相談援助等について支援を行う。 また、地域で暮らす障害者及びその家族が将来にわたって地域で暮らし続けるイメージを持つことを目的とした普及啓発事業を行う。</p> <p>(事業内容) ①地域移行した利用者の個別支援事業 ②区市町村支援事業</p> <p>[実施主体：区市町村]</p>	<p>平成24年度 新規事業</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
41 障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業 障害者グループホーム等の利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を送ることができるよう支援する仕組みを検討する。 [実施主体：東京都]	平成24年度 新規事業	事業の推進を図る。	福 祉 保 健 局
42 精神障害者地域移行体制整備支援事業 いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者が円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進により、精神障害者が望む地域生活の実現を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図る。 [実施主体：東京都]	平成24年度 新規事業	区市町村、保健所等、関係機関と連携しながら、精神障害者の地域生活移行を計画的に推進する。	福 祉 保 健 局

(2) 地域居住の場の整備及び一般住宅の確保

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
(再掲) 4 グループホーム・ケアホームの整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。 [実施主体：区市町村] 「3か年プラン」の特別助成・施設整備費:設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成する。 [実施主体：東京都]	928か所 定員 4,916人	「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進 平成24年度～26年度 1,600人	福 祉 保 健 局
◇障害者グループホーム・ケアホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。	◇都営住宅におけるグループホーム・ケアホーム 10団地 23戸	◇事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。	都 市 整 備 局
43 障害者向け都営住宅の供給 都営住宅の建替えなどにより、障害者等にも住みやすいバリアフリー住宅のストック形成に努めるとともに、住宅に困窮する車いす使用者が、地域社会の中で安全・快適な生活が送れるよう、都営住宅の建替事業の中で車いす使用者向け住宅を供給する。 [実施主体：東京都]	1,036戸	建替事業において、従前居住者に車いす使用者がいる場合については、地元区市と協議した上で、必要に応じ車いす使用者向け住宅を建設している。	都 市 整 備 局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>44 都営住宅への入居支援</p> <p>①入居収入基準の緩和(平成10年度から) 障害者等の都営住宅への入居機会を拡大するため、一般世帯より高い収入基準を適用する。 一般世帯 収入分位25% 障害者等世帯 収入分位40%</p> <p>②優先入居 家族向け募集において、優遇抽選や住宅困窮度に応じたポイント方式により、障害者世帯が都営住宅に優先的に入居できるようにする。 ア 優遇抽選(昭和54年度から) 障害の程度に応じて、甲優遇(5倍優遇)又は乙優遇(7倍優遇)を適用 イ ポイント方式(昭和48年度から) 住宅困窮度を点数化し、高いものから順に入居</p> <p>③単身入居(身体障害者は昭和55年度、精神障害者・知的障害者は平成17年度から) 身体障害者手帳4級以上、精神保健福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害者は、単身で都営住宅に入居することができる。</p> <p>④特別減額(昭和51年度から) 一定所得以下の障害者世帯の使用料を減額する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>募集状況</p> <p>○抽選方式 家族向優遇抽選 (5、11月実施) 単身者向 (8、2月実施) 単身者用車椅子 使用者向 (8、2月実施)</p> <p>○ポイント方式 家族向 (8、2月実施) 車椅子使用者家 族向 (8、2月実施)</p>	<p>障害者の居住の安定を図るため、都営住宅への入居に際しての配慮や家賃負担の軽減を行う。</p>	都 市 整備局
<p>45 区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成</p> <p>地域における継続居住を支援するため、区市町村による高齢者及び障害者向けの公営住宅の整備を支援する。</p> <p>(補助対象) 建設費等補助</p> <p>[助成実施主体：東京都、 供給実施主体：区市町村]</p>	6,491戸	引き続き適正に整備されるよう区市町村を支援する。	都 市 整備局
<p>46 都営住宅の障害者向け設備改善</p> <p>既存の都営住宅に入居している高齢者、障害者がいる世帯に対して、必要に応じて住戸内の手すりの設置や和式トイレの洋式化などの住宅設備改善を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>高齢者向改善 71,869戸</p> <p>障害者向改善 16,728戸</p>	継続して事業を推進する。	都 市 整備局

(3) 居住の安定のための支援体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>47 障害者単身生活サポート事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） グループホーム及びケアホームから一般住宅（公営住宅等）への入居を希望している障害者に対し、相談支援機関が24時間体制で相談・助言、必要な調整を行うことによって、障害者の単身での地域生活を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	5区市で実施	事業を推進する。	福祉 保健局
<p>48 あんしん居住制度 賃貸住宅・持ち家を問わずどなたでも、東京都（島しょは除く。）にお住まい、あるいはこれからお住まいになる高齢者や障害者等とその家族、家主などが安心して居住・賃貸できるよう、利用者の費用負担による、見守りサービスの実施、死亡した場合の葬儀や残存家財の片づけを行う。</p> <p>〔(財団法人) 東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業として実施〕</p>	85件	本制度の周知を図り、高齢者・障害者等の居住の安定を確保する。	都市 整備局
<p>49 民生・児童委員による地域生活の見守り 障害者が地域社会において自立した生活を送ることを支援するため、民生・児童委員がその生活を見守り、必要に応じて相談、情報提供等を行う。</p>	<p>都内の民生・児童委員定数 10,585人</p> <p>・民生児童委員 9,771人</p> <p>・主任児童委員 814人</p> <p>民生・児童委員による障害者相談・支援件数（平成22年度） 12,770件</p>	障害及び障害のある人について民生・児童委員の理解を深め、相談支援体制の充実を図る。	福祉 保健局

取組4 保健・医療サービスの充実

(1) 精神科医療サービス提供体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>50 地域における精神科医療提供体制の整備</p> <p>精神疾患の発症後、早期に発見・対応し、患者が身近な地域で症状に応じた適切な治療が受けられる体制を構築するとともに、精神障害者の安定した地域生活の継続を支援する。</p> <p>①精神科医療地域連携モデル事業 協力医療機関の確保や医療連携を促進するためのツールの開発等を行い、精神科医療における地域連携体制の整備を図る。</p> <p>②アウトリーチ支援事業 医療中断等により、安定した地域生活が難しい精神障害者に区市町村等と連携し、アウトリーチ支援を実施する。</p> <p>③民間事業者活用型短期宿泊モデル事業 在宅の精神障害者に対して、症状が悪化する前にタイミングよく適切な医療的ケア等を提供できるよう、総合精神保健福祉センターで実施している短期宿泊事業について、将来的に民間等で実施することが可能となるような仕組みを検証する。</p> <p>④精神疾患早期発見・早期対応推進事業 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>①平成24年度 新規事業</p> <p>②平成23年度 新規事業</p> <p>③平成24年度 新規事業</p> <p>④平成23年度 新規事業</p>	<p>・身近な地域において、必要な時に適切な精神科医療を受けられることができる地域精神科医療体制を構築する。</p> <p>・区市町村等、より身近な地域へのアウトリーチ支援の普及などにより、精神障害者の地域生活支援体制の構築を図るとともに、精神障害者の地域における自立した生活を実現する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>51 精神科救急医療体制の整備</p> <p>夜間及び休日における精神科救急（合併症を除く）として、都内4ブロックにそれぞれ都立病院等（墨東・豊島・松沢・多摩総合医療センター）を指定し、疾病の急発及び急変のための医療体制を確保する。</p> <p>あわせて、民間医療機関等の協力を得て、精神科初期、二次（救急身体合併症を含む）救急医療体制を確保するとともに、精神科救急医療情報センターを設置し、精神科救急患者のトリアージ及び当番医療機関の情報提供を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>緊急入院 1,200件</p>	<p>夜間・休日等に発生する急性期患者が、症状に応じて速やかに医療を受けられるようにするため、夜間・休日の救急医療体制を整備する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>52 精神科身体合併症医療体制の整備</p> <p>都内の精神科病院に入院中の重度の精神科患者で、かつ重度の合併症を併発したものに対して、精神科身体合併症医療事業を実施することにより、適正な医療を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>転院数 675件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>53 老人性認知症専門病棟運営費補助事業</p> <p>認知症高齢者に対して専門的に治療を行う精神科病棟を有する都内の民間精神科病院に対し、運営費の一部を補助することにより、都内における認知症高齢者に対する適切な医療を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>病院数：7か所 病床数：350床</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>54 都立病院における精神科医療体制の整備・運営</p> <p>①松沢病院の整備・運営 松沢病院を改築し、他施設と密接に連携することで、我が国の精神科医療をリードするとともに、都全体の精神科医療の質の向上や精神保健福祉サービスの充実を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科急性期医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療等のセンター的機能のほか、精神障害者歯科医療、精神科リハビリテーション医療に取り組む。 ・長期入院患者の転・退院支援や新入院患者の退院支援等、患者の社会復帰に積極的に取り組む。 <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>②小児総合医療センターの運営 小児総合医療センターにおいて、関係機関と連携しながら、都における小児医療の拠点として総合的で高度・専門的な医療を提供していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児精神科医療では、自閉症などの広汎性発達障害、ADHD、LD、統合失調症、適応障害など、様々な障害をもつ幼児期から思春期までの患者に対応する。 ・「こころ」と「からだ」を総合した医療を提供し、神経症や心身症、摂食障害などに取り組む。 <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>③大塚病院における小児精神科外来の運営 大塚病院において、小児総合医療センターとの密接な連携の下、外来診療及びデイケアを行う小児精神科外来を運営していく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>入院 695.5人/日 外来 334.1人/日</p> <p>入院 116.7人/日 外来 126.7人/日</p> <p>初診患者数 578人 ショートケア（就学前児童）利用者数 673人 学童グループ（小学生）利用者数 740人</p>	<p>順次、開棟・開設し、平成24年度以降の全面開設を目指す。</p> <p>病床規模：897床 外来規模：550人程度/日</p> <p>小児医療の拠点としての役割を果たしていく。</p> <p>区部における小児精神科外来の機能を果たしていく。</p>	<p>病 院 経 営 本 部</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>55 子供の心診療支援拠点病院事業 都内関係機関への医学的支援に加えて、様々な子供の心に対応する地域の関係機関への専門支援や、都民への普及啓発を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>○子供の心の診療連携事業 ・小児精神科治療連絡会 2回実施 延192名参加 ・関係機関との定期連絡会 4回実施 延75名参加</p> <p>○子供の心の診療関係者研修事業 ・関係機関向けセミナー 2回実施 637名参加 ・医師向け講座 7回実施 延387名参加 ・教育保育機関向け講座 2日間×2 85名参加 ・保育士幼稚園教諭実習 延87名参加 ・包括的暴力防止プログラム講座 延194名参加 ・看護実習 講義15名 実習6名参加</p> <p>○普及啓発・情報提供事業 ・都民向けシンポジウム 674名参加 ・ホームページの作成運用 ・リーフレットの作成</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p> <p>病 院 経 営 本 部</p>

(2) 重症心身障害児(者)の療育体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>56 重症心身障害児在宅療育支援事業 在宅重症心身障害児(者)の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児(者)の支援の充実を図る。</p> <p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置</p> <p>②在宅重症心身障害児(者)訪問事業 訪問看護 延10,947件 訪問健康診査 21件 主治医、関係機関連絡 延990回</p> <p>③在宅療育相談事業 在宅移行支援 延455件 家庭訪問相談 延164件 病院、関係機関連絡 延759件</p> <p>④訪問看護師等育成研修事業 基礎編2日間×1回 参加実人数 100人 レベルアップ編 4回 参加実人数 173人</p> <p>⑤在宅療育支援地域連携会議 区部3回 多摩地区8回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉 保健局</p>
<p>57 障害児(者)ショートステイ事業(受入促進員配置) ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>4施設</p> <p>受入延べ人数 5,411人</p>	<p>超重症児・準超重症児の受入れの促進を図る。</p>	<p>福祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
58 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。 〔実施主体：東京都〕	5施設 受入延べ人数 13,051人	超重症児・準超重症児の受入れの促進を図る。	福 祉 保健局
59 重症心身障害児通所運営費補助 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。 〔実施主体：区市町村〕	平成24年度 新規事業	事業の推進を図る。	福 祉 保健局
60 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会の提供などにより、看護師の確保に努め、重症心身障害児への支援の充実を図る。 〔実施主体：東京都〕	プロナース研修 40名 認定看護師（資格取得の機会提供） 4施設	重症心身障害児施設で働く看護師の確保を通じて、重症心身障害児への支援の充実を図る。	福 祉 保健局
61 北療育医療センター城北分園の改築 老朽化している北療育医療センター城北分園の全面改築を行う。 〔実施主体：東京都〕	実施設計 仮設棟設計、建設	新規開設（平成24年度） 通所定員拡大	福 祉 保健局
62 府中療育センターの改築 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた基本構想の作成を行う。 〔実施主体：東京都〕	基本計画作成	改築計画の着実な推進	福 祉 保健局

(3) 障害の早期発見・早期療育の推進

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
63 周産期医療システムの整備 合併症妊娠や分娩時の新生児仮死などハイリスクな分娩・出産等に対応できる周産期母子医療センターの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。 〔実施主体：東京都〕	総合周産期母子医療センター 11施設 地域周産期母子医療センター 12施設 NICU（新生児集中治療管理室） 264床（周産期連携病院等を含む）	周産期医療システムの充実に向けた検討を行う。	福 祉 保健局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
64 身体障害児療育相談等 ①療育相談 身体に障害をもつ子供や、そのおそれのある子供に対する療養上の相談・指導を行い、障害の軽減や治ゆを図るとともに、当該児童やその家庭への支援を行う。 [実施主体:東京都・特別区・保健所設置市] ②未熟児訪問指導 保健師や助産師などが家庭訪問を行い、未熟児をもつ親に対して育児や日常生活の指導を行う。 [実施主体:東京都・特別区・保健所設置市]	①療育相談 個別相談 40人 集団指導 10回 ②未熟児訪問指導 1,059回	継続して実施する。	福祉 保健局

(4) リハビリテーション医療体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
65 東京都リハビリテーション病院の運営 東京都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。 (事業内容) ①専門リハビリ医療の提供(入院165床、うち回復期病棟外来120人/日程度) ②リハビリ医療に係る教育、研修 ③リハビリ医療研究 [実施主体:東京都、社団法人東京都医師会が指定管理者]	・入院 54,699人 (149.9人/日) ・外来 15,134人 (51.5人/日)	リハビリテーション専門病院として、多様な機能障害に対応できるリハビリ医療の中核的施設として機能を果たすほか、リハビリテーション医療の研究及び教育・研修事業を積極的に展開する。	福祉 保健局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>66 地域リハビリテーション支援事業</p> <p>障害者や高齢者が寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期、維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <p>二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、センターを拠点に、地域リハビリテーションの支援を行う。</p> <p>①地域のリハビリテーション従事者の研修、援助 ②直接地域住民と接する相談機関の支援 ③福祉用具、住宅回収等の相談への対応に係る支援 ④地域の関係団体の支援 ⑤連絡会、事例検討会の実施 等</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	12病院	二次保健医療圏ごとに12の地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域におけるリハビリテーション提供体制の充実を図っていく。	福祉保健局

(5) 障害者歯科保健医療体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>67 障害者歯科健康相談・支援</p> <p>これまで、保健所が中心となって障害者に対する歯科相談等を実施してきたが、かかりつけ歯科医の定着など一定の成果が上がってきたことから、今後は障害の程度が重度・難症例の障害者を対象に、歯科相談業務を行う。また、各関係者を対象に研修を実施するほか、障害者入通所施設への支援等を行い、地域の歯科保健の推進を図る。</p> <p>①重度・難症例歯科相談 ②施設等歯科健康管理支援 ③研修会・講習会・事例検討会 ④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 ⑤摂食・嚥下機能支援基盤整備</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>①重度・難症例歯科相談 54回・505人</p> <p>②施設等歯科健康管理支援 218回・1,359人・100施設</p> <p>③研修会・講習会・事例検討会 47回・1,551人</p> <p>④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 74回</p> <p>⑤平成23年度新規事業</p>	継続して実施する。	福祉保健局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
68 心身障害児（者）歯科診療施設の確保 心身障害児の入所施設及び通園施設における歯科診療事業の運営経費の一部を補助することにより、心身障害児（者）の歯科診療体制の確保を図る。 [実施主体：東京都]	7か所	継続して実施する。	福 祉 保 健 局
69 都立心身障害者口腔保健センターの運営 心身障害児（者）等に対する歯科診療を行うとともに、心身障害児（者）のう蝕予防、歯周疾患の予防、歯科保健医療従事者に対する教育研修、情報提供等を通じて、地域における歯科保健の向上を図る。 [実施主体：東京都、社団法人東京都歯科医師会が指定管理者]	歯科治療 平均62.5人/日 予防相談 平均41.7人/日 教育研修 年間20コース 1,525人	継続して実施する。	福 祉 保 健 局

(6) 難病患者療養支援体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
70 難病患者療養支援事業 医療面、生活面等に様々な不安や悩みを抱えている在宅難病患者及びその家族に対し、保健師等による相談・指導を行い、患者・家族の療養環境の整備・改善を図る。 ①在宅療養支援地域ケアネットワーク ②在宅療養相談指導 [実施主体：東京都]	地域ケアネットワ ーク会議 114回 訪問相談・指導 2,554回	継続して実施する。	福 祉 保 健 局
71 在宅難病患者医療機器貸与・整備 難病患者が在宅療養で使用する医療機器を貸与・整備し、併せて訪問看護を実施することで、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図る。 [実施主体：東京都]	貸与患者数 662人 貸与台数 890台 訪問看護 4,185回	継続して実施する。	福 祉 保 健 局
72 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 在宅において人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を実施することにより、在宅重症難病患者に対する在宅療養サービスの向上を図る。 [実施主体：東京都]	42人 4,036回	継続して実施する。	福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
73 難病患者等ホームヘルプサービス事業 地域における難病患者等の日常生活を支援し、その自立と社会参加を促進することを目的として、ホームヘルプサービスを提供する。 [実施主体：区市町村]	33区市町村 51人	継続して実施する。	福 祉 保健局
74 在宅難病患者訪問診療 寝たきり等により受療の困難な在宅難病患者に対し、地域における適切な医療を確保し、療養環境の向上を図るとともに、医療と保健・福祉の連携による在宅ケア体制の整備、充実を図る。 [実施主体：東京都]	対象者 350人 件数 919件	継続して実施する。	福 祉 保健局
75 難病相談・支援センターの運営 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行う。 [実施主体：東京都]	療養相談 2,004件	継続して実施する。	福 祉 保健局

(7) HIV感染者への医療の確保と支援

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
76 エイズ診療体制の整備 エイズ診療協力病院の確保と相互の連携を進めるとともに、一般医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療機関でのエイズ診療への取組を推進する。 [実施主体：東京都]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点病院 42病院（公開） （うち中核拠点病院3） ・ 連携病院 8病院（公開） ・ 協力歯科診療所 紹介事業の実施 ・ 医療従事者への意識啓発（研修の実施等） 	エイズ診療協力病院相互の連携を強化するとともに、協力病院と診療所間の連携を推進し、HIV感染者等が働き学びながら身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図る。	福 祉 保健局
77 療養支援体制の整備 保健・医療・福祉の連携を強化し、エイズ患者等への在宅での療養を支援する体制を整備する。 [実施主体：東京都、区]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域エイズ連携 会議開催 2所 ・ ケース支援会議 開催 1所 ・ エイズ専門相談 員の派遣 	保健所を中心とした保健・医療・福祉のネットワークの構築により、エイズ患者等の地域での療養を総合的に支えていく体制の整備を図る。	福 祉 保健局

(8) 医療費公費負担・助成制度の充実

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
78 心身障害者（児）医療費助成制度 心身障害者（児）の医療を確保し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。 [実施主体：東京都]	助成対象延人員 1,295,673人	継続して実施する。	福 祉 保健局
79 精神障害者等医療費公費負担 医療費を公費負担することにより、精神障害者の医療を確保し、重症化防止及び早期の社会復帰・自立を図る。 ①措置入院医療 ②自立支援医療（精神通院医療） ③小児精神入院医療 [実施主体：東京都]	①措置入院医療 延べ5,060件 ②自立支援医療 （精神通院医療） 延べ2,658,435 件 ③小児精神入院医 療 延べ677件	継続して実施する。	福 祉 保健局
80 特殊疾病(難病)医療費の公費負担 原因が不明で、根治的な治療方法がなく、長期の療養を必要とする難病患者に対し、難病医療費等を助成することにより、受療の機会を確保し、治療研究事業を推進するとともに、難病患者・家族の負担軽減と療養の安定を図る。 [実施主体：東京都]	<特殊疾病医療費 対象疾病> 平成23年1月現在 国庫対象 56疾病 都単独 23疾病	国の動向を踏まえた対応を 図りつつ、継続して実施する。	福 祉 保健局
81 小児慢性疾患の医療費助成 子供の病気の中で、治療に長い時間を要し、医療費も高額となる特定の疾患（小児慢性疾患）に対し、その医療費の保険診療の患者自己負担分の一部を公費で助成する。 [実施主体：東京都]	認定者数 7,974人	継続して実施する。	福 祉 保健局

取組5 地域生活の安心・安全の確保

(1) 地域における安心・安全体制の確保

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>82 住宅防火対策の推進 障害者等の防火安全を確保するため、防火診断等により、住宅用火災警報器の設置や防災製品・自動消火装置などの住宅用防災機器等を普及・促進し、住宅の防火性能の向上を図る。</p> <p>[実施主体：東京消防庁]</p>	<p>住宅防火対策推進協議会の実施</p> <p>防火防災診断の実施</p> <p>住宅用火災警報器の設置促進</p>	<p>継続して実施する。</p> <p>関係機関、町会・自治会等と連携を図り、地域主導による施策を展開する。</p>	東京消防庁
<p>83 災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練の推進 防火防災訓練等に災害時要援護者対応を取り入れ、災害時要援護者対応の必要性について啓発するとともに、地域における災害時要援護者への対応力を強化する。</p> <p>災害時要援護者自身の防災行動力の向上を図る。</p> <p>職員の災害時要援護者に関する知識及び対応技術の向上方策を推進する。</p> <p>[実施主体：東京消防庁]</p>	<p>防災教育訓練の実施</p> <p>職員教養の実施</p>	<p>障害者関係団体等と連携して災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練等を推進し、災害時の防災行動力の向上を図るとともに地域全体の防災行動力の強化を図る。</p> <p>平成25年度中に災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練マニュアルを作成する。</p>	東京消防庁
<p>84 防火防災訓練用資器材の活用 階段避難器具など避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進する。</p> <p>[実施主体：東京消防庁]</p>	<p>訓練用模擬消火器・模擬消火装置等の整備</p>	<p>避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進し、災害時要援護者の迅速な避難が図られる。</p>	東京消防庁
<p>85 教育訓練施設の充実 障害者の特性に配慮した教育訓練施設を充実する。</p> <p>[実施主体：東京消防庁]</p>	<p>防災教育センター3か所</p>	<p>施設・設備と体験訓練種目で、障害者向け配慮を行う。</p>	東京消防庁
<p>86 重度身体障害者等緊急通報システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 一人暮らし等の重度身体障害者や難病患者に通報機器を貸与し、急病や事故等の緊急事態に陥った時にペンダントを押して東京消防庁等へ通報した後、順次協力員が駆け付けるもので、重度身体障害者の安全確保を目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。</p> <p>[実施主体：区市町村]</p>	<p>実施区市町村数 45 (障害者施策推進区市町村包括補助事業実績)</p> <p>502世帯 登録 (東京消防庁登録世帯数)</p>	<p>継続して実施する。</p>	東京消防庁 福祉保健局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>87 重度心身障害者火災安全システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <p>本システムは、在宅の重度心身障害者に対し、家庭内で火災が発生した時、住宅用火災警報器により火災を発見し、専用通報機から東京消防庁へ自動的に通報が行われるもので、在宅の重度心身障害者の安全を確保することを目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>実施区市町村数 21 （障害者施策推進 区市町村包括補助 事業実績）</p> <p>48世帯 登録 （東京消防庁登録 世帯数）</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>東 京 消防庁</p> <p>福 祉 保健局</p>
<p>88 災害時要援護者対策の推進</p> <p>近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者であり、災害時における人的被害を最小限にするため、災害時要援護者対策は重要課題となっており、各区市町村において要援護者対策の構築が早急に求められているが、現状では対策途上のところが多いため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組みを推進していく。</p> <p>○災害時要援護者支援体制整備補助（地域福祉推進区市町村包括補助事業）</p> <p>区市町村における要援護者避難支援体制の整備に必要な経費の一部を補助する。（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者情報の共有化に向けた取組 ・ 地域防災研修実施 （各地区レベルで実施） ・ 避難支援プラン作成、訓練の実施 <p style="text-align: right;">等</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>地域福祉推進区 市町村包括補助事 業による補助の実 施</p> <p>区市町村福祉・ 防災担当者向け研 修会の実施</p>	<p>すべての区市町村における要援護者避難支援体制の構築に向け、支援を行う。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>89 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」等の作成・普及</p> <p>災害時において、寝たきりの高齢者や障害者等は必要な情報を迅速かつ的確に把握することや安全な場所に避難することが困難であることから、都は区市町村が地域の実情に応じたマニュアルの整備を進める上の参考となるように、平成12年に「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を作成し、平成19年に改訂した。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>—</p>	<p>区市町村のマニュアル整備について普及・啓発を行う。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
90 ヘルプカードの普及促進 緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、カードの標準様式や作成ポイント等をまとめた区市町村向けガイドラインを作成するとともに、リーフレット等により事業者や都民に対する普及啓発を行う。 [実施主体：東京都]	平成24年度 新規事業	区市町村におけるカード作成の取組促進及び事業者や都民へのカードの普及促進を図る。	福 社 保健局
91 特別支援学校における被害防止教室等 特別支援学校に通う児童・生徒が、犯罪に巻き込まれることなく、健全な社会生活を営むために必要な能力を身に付けることを目的として、警察官及びスクールサポーターによる非行防止・犯罪被害防止教室及びセーフティ教室を実施している。 [実施主体：警視庁、東京都教育委員会]	実施校数 38校 実施回数 57回 参加人員 5,275名	継続して実施する。	警視庁 教育庁

(2) 社会福祉施設等の安全対策の充実

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
92 直接通報システムの整備 病院や社会福祉施設等において、火災等の緊急時に自動的に東京消防庁に通報できるシステムの整備促進を図る。 [実施主体：社会福祉法人等]	自動通報に係る承認件数 有人直接通報 2,264件 無人直接通報 86件 合計 2,350件	継続して実施する。	東 京 消防庁
93 社会福祉施設の防火防災管理体制の充実 障害者施設等に対する立入検査及び防火防災管理指導を実施し、防火防災管理体制の充実を図る。 ① 関係法令等に基づく立入検査 ② 自衛消防訓練の実施促進 [実施主体：東京消防庁]	立入検査及び自衛消防訓練の実施	継続して実施する。	東 京 消防庁
94 社会福祉施設等と地域の協力体制の整備 災害発生時に、社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等が自主的に協力し合い、発災初期段階での避難誘導、初期消火及び救出・救護活動等を相互に支援する共助体制づくりを推進する。 [実施主体：社会福祉法人等]	791施設で応援協定を締結済み	社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等との間での災害時相互応援協定の締結を促進し、地域力の強化を図る。	東 京 消防庁

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
95 社会福祉施設等耐震化促進事業 都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者等の安心・安全を確保するため、必要な耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助する。 [実施主体：社会福祉法人等]	耐震診断経費及び耐震改修経費の補助	耐震診断は継続して実施する。 耐震改修は事業の推進を図る。	福 祉 保 健 局
96 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進する。 [実施主体：東京都]	平成23年度 新規事業	私立・自己所有の社会福祉施設等の耐震化の促進及び医療施設の耐震化の促進	福 祉 保 健 局
97 グループホーム等防火設備整備助成事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 都が定める防火設備を法人が設置する際の経費の一部を補助する。 [実施主体：区市町村]	9区市町で実施	事業の推進を図る。	福 祉 保 健 局

(3) 災害時等における救出・救護体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
98 緊急メール通報システムの整備 聴覚又は言語・音声等に機能障害があり、音声による119番通報が困難な人の通報手段を確保することを目的に、緊急時に携帯電話等からeメールを利用して東京消防庁に通報できるシステムを整備し運営する。 [実施主体：東京消防庁]	1,250人登録	緊急メール通報システムを継続して実施するとともに、ウェブ機能を追加し入力・登録の簡便性を高め、迅速的確な部隊運用を図る。	東 京 消 防 庁
99 メンタルヘルスケア体制の確保 災害発生時、保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談や、巡回精神保健相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制を確保する。 また、都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、電話相談を含め24時間体制の精神保健相談を行うほか、外来窓口の体制を確立する。 [実施主体：東京都、区市町村]	「災害時の『こころのケア』の手引き」(20年5月)の普及	メンタルヘルスケア体制を整備する。	福 祉 保 健 局

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

取組1 自立と社会参加を支える施策の充実

(1) 乳幼児期における保育・早期教育の充実

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
100 障害児保育事業への助成 保育所において、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 [実施主体：区市町村]	実施保育所数 1,279所 障害児数 3,520人	継続して実施する。	福祉保健局
101 早期教育の充実（都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実） 聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚園を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施している。 医師・言語聴覚士・臨床心理士等の専門家を導入し、担当教職員に対して専門的見地からの助言を行う。 また、障害の特性に応じた個別指導プログラムの作成やケースカンファレンス等を通じて、担当教職員の専門性を向上させる。 [実施主体：東京都教育委員会]	医師 1名×3校 言語聴覚士 1名×3校 臨床心理士 1名×3校 技術者 1名×3校	継続して実施する。	教育庁

(2) 義務教育・後期中等教育段階における教育条件の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
102 就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） 「東京都就学相談室」の機能を拡大し、全都的な視野に立って、東京都における特別支援教育を推進するセンターとして「東京都特別支援教育推進室」を設置した。 従来の就学相談機能の「就学相談」「転学編入相談」「就学相談担当者研修」「就学相談に関する調査研究」「就学相談等の理解啓発」「幼稚園・高等部入学相談」に加えて、「情報提供機能」「理解啓発機能」「関係機関の連携調整機能」を備え、東京都における特別支援教育を推進する中核とする。 [実施主体：東京都教育委員会]	就学相談、入学相談の実施 各種研修会の実施 就労支援事業の推進 特別支援教育の理解推進 など	東京都における特別支援教育を推進する中核的役割を担っていく。	教育庁

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>103 特別支援学校の整備</p> <p>①東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画（平成16年11月策定）・第二次実施計画（平成19年11月策定）に基づく再編整備 東京都特別支援教育推進計画に基づき、卒業生全員の企業就労を目指す「知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校」等の新たなタイプの学校の設置、必要な教室の確保等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p> <p>②東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月策定）に基づく再編整備 第三次実施計画策定の際に実施した障害のある児童・生徒数推計に基づき、新たに新築、増築等を行い、必要な教室の確保と教育条件の改善を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>（平成23年4月1日現在）</p> <p>○中央ろう学校：平成18年度開校（平成21年4月に杉並ろう学校跡地に設置・移転）</p> <p>○田園調布特別支援学校：平成18年度開校</p> <p>○永福学園：平成19年度開校</p> <p>○足立特別支援学校高等部ビジネスコース（2クラス）：平成19年度設置</p> <p>○青峰学園：平成21年度開校</p> <p>○南大沢学園：平成22年度開校</p> <p>○久我山青光学園：平成22年度開校</p> <p>○品川特別支援学校：平成23年度開校</p>	<p>○練馬特別支援学校：平成24年度開校</p> <p>○府中けやきの森学園：平成24年度開校</p> <p>○板橋学園特別支援学校(仮称)：平成25年度開校予定</p> <p>○江東地区第二養護学校(仮称)：平成26年度開校予定</p> <p>○港地区特別支援学校(仮称)：平成26年度開校予定</p> <p>○江戸川地区特別支援学校(仮称)：平成26年度開校予定</p> <p>○東部地区学園特別支援学校(仮称)：平成27年度開校予定</p> <p>【教室確保】</p> <p>○高島特別支援学校：平成28年度供用開始予定</p> <p>○臨海地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定</p> <p>○小金井特別支援学校：平成30年度供用開始予定</p> <p>○八王子特別支援学校：平成29年度供用開始予定</p> <p>○矢口特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>○市ヶ谷地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定</p> <p>○王子地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定</p> <p>○七生特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>○武蔵台学園：平成30年度供用開始予定</p> <p>○水元特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>○町田の丘学園：平成31年度供用開始予定</p> <p>○久留米特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>○墨田特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p> <p>【新たなタイプ】</p> <p>○南花畑学園特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定</p> <p>○光明学園特別支援学校(仮称)：平成29年度開校予定</p> <p>○立川学園特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>104 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制</p> <p>①発達障害の児童・生徒に対する指導の充実のため、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置し在籍校・在籍学級における支援体制を整備する特別支援教室構想について、区市町村を対象としたモデル事業を実施する。</p> <p>②「特別支援教室」の設置と併せて、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の計画的な配置を進めることで、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を確立する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕</p>	平成24年度 新規事業	<p>複数の区市を選定し、平成26年度までの3年間小学校を対象としたモデル事業を実施する。</p> <p>平成27年に全都に周知し、平成28年度から都内のすべての小・中学校に順次導入していく。</p>	教育庁
<p>105 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の充実</p> <p>①全ての都立高等学校等における特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援する。</p> <p>②都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備に向けて、個別指導計画等の作成・活用、進路指導やコーディネーター機能の充実、心理の専門家による巡回相談の効果等の実践的な研究を行うモデル事業を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	平成24年度 新規事業	<p>都立高等学校等の教員への理解啓発や個別指導計画等に基づく指導と支援の充実などに取り組むほか、平成24・25年度に実施するモデル事業で都立高等学校等における特別支援教育推進体制の在り方を明らかにするなど、高等学校等における特別支援教育推進体制の充実を図る。</p>	教育庁
<p>106 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の設置</p> <p>知的障害が軽い生徒を対象とした職業学科を新たに増設する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>○永福学園： 平成19年度開校</p> <p>○青峰学園： 平成21年度開校</p> <p>○南大沢学園： 平成22年度開校</p>	<p>平成23年度に普通科と併設する職業学科の在り方について検討し、平成24年度に導入校の検討や条件整備等を進める。</p>	教育庁

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>107 高等学校等への受入れ体制の整備 都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る） ②校舎内外の段差解消 ③障害者トイレの設置 ④廊下・階段の手摺新設 ⑤非常用スロープ階段の新設 ⑥出入口の扉改造 <p>等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、東京都〕</p>	<p>【高等学校】 エレベーター設置 122校 校内段差解消 39校 障害者トイレ設置 161校 階段手摺設置 188校 スロープ(昇降口)設置 113校 スロープ(玄関)設置 109校 自動ドア(昇降口)設置 52校 自動ドア(玄関)設置 88校</p> <p>【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 8校 校内段差解消 2校 障害者トイレ設置 10校 階段手摺設置 9校 スロープ(昇降口)設置 7校 スロープ(玄関)設置 8校 自動ドア(昇降口)設置 3校 自動ドア(玄関)設置 6校</p> <p>【高等専門学校】 エレベーター設置 2校 校内段差解消 1校 障害者トイレ設置 2校 階段手摺設置 2校 スロープ(玄関)設置 2校 自動ドア(昇降口)設置 2校 自動ドア(玄関)設置 2校</p>	<p>近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。</p>	<p>教育庁 総務局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>108 区市町村との連携体制の構築</p> <p>①「エリア・ネットワーク」の定着 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていく。</p> <p>なお、知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していく。</p> <p>②特別支援学校のセンター的機能の発揮 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していく。（平成19年度より事業化）</p> <p>③広域特別支援連携協議会（平成17年9月設置） 児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現し、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的に設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①「エリアネットワーク」の定着の推進</p> <p>②知的障害・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由特別支援学校（小・中学部設置校）で実施</p> <p>③継続</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画に基づき、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めていく。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>109 健康教育の充実</p> <p>①摂食指導研修会 都立特別支援学校における食事指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を提供するため、教職員及び学校歯科医を対象に、研修会を実施する。</p> <p>②歯・口の健康づくり推進校 推進校を指定し、特別支援学校における歯・口の健康づくり（むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組）を推進する。</p> <p>③歯・口の健康づくり研修会 障害の種類や程度に合わせたきめ細やかな歯科保健指導や摂食指導を行うため、推進校を中心とした実践発表の場等を設け、特別支援学校における歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、各学校の取組のレベルアップを図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①研修受講教職員 220名</p> <p>②推進指定期間 2年（平成21～22年度） 推進指定校 4校</p> <p>③開催回数 年1回</p>	<p>①受講者をさらに拡大し、都立特別支援学校における食事指導を充実させる。</p> <p>②・③推進校を増やし、特別支援学校における歯・口の健康づくりを推進する。</p>	教育庁
<p>110 肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実</p> <p>①肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的な配慮を必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供する。</p> <p>②学識経験者や保護者代表、指導医から構成する「医療的ケア運営委員会」及び指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報ネットワークを充実するための「指導医連絡協議会」を実施する。</p> <p>③障害の重い児童・生徒の医療的ケアに関する知識を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進の指導に資する教員研修を充実する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>肢体不自由特別支援学校の教諭、自立活動教諭、看護師（非常勤看護師含む）及び寄宿舎指導員を対象に医師等専門家を講師とした医療的ケア研修を実施</p>	<p>引き続き実施、充実を図る。</p>	教育庁

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>111 都立特別支援学校における外部人材の導入</p> <p>①都立肢体不自由特別支援学校において教員が実施している、児童・生徒の健康に関わる業務について、外部人材を導入し、その専門性を活用しながら、学校における安全体制の向上を図るとともに、教員や外部人材等学校現場に関わる専門家集団が、それぞれの専門性を発揮し、連携しながら、個に応じた教育の充実を図る、チームアプローチによる指導体制の実現を図る。</p> <p>②都立知的特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入する。</p> <p>[実施主体：東京都教育委員会]</p>	<p>①平成21年度から都立永福学園及び都立青峰学園で介護人材を試行導入し、平成22年度も引き続き実施。</p> <p>両校での成果及び課題の検証をまとめた検証委員会報告書を踏まえ検討した結果、安定的かつ継続的な人材確保のため、平成23年度から専務的非常勤職員制度（名称：学校介護職員）での導入とし、採用・選考を行った。</p> <p>平成23年度 導入校 八王子東 20名 墨東 34名</p> <p>②平成24年度 新規事業</p>	<p>①継続して実施する。</p> <p>②知的特別支援学校の児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実を図る。</p>	<p>教育庁</p>
<p>112 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供</p> <p>①形態別調理による給食の提供</p> <p>都立特別支援学校における児童・生徒に対し、摂食・嚥下機能の障害の状態に応じた食形態を提供し、摂食・嚥下機能の向上を図るため、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理を実施する。</p> <p>②研修会の実施</p> <p>ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員対象</p> <p>学校間における形態別調理の格差の解消や学校間の提供内容の情報交換を行うとともに形態別調理の知識を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修</p> <p>肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識や形態別調理の基本を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>[実施主体：東京都教育委員会]</p>	<p>①形態別調理による給食の提供 16校</p> <p>②研修会受講数 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員 年2回 イ 都立学校栄養職員研修 年2回（うち1回は東日本大震災により中止）</p>	<p>②ア 学校間格差の解消及び知識の修得、調理指導技術の充実を図る。</p> <p>②イ 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識の向上を図り、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校における給食の内容の充実を図る。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>113 東京都教職員研修センターの機能の充実 特別支援教育に関する研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>・専門性向上研修 ・専門性向上研修以外の教科等・教育課題研修 ・リーダー養成研修</p>	<p>①特別支援教育担当教員等の専門性の向上のための研修及び指定研修を実施する。 ②特別支援教育コーディネーターの養成・育成に関する研修を実施する。</p>	教育庁
<p>114 学校教育における実践研究等の推進「東京都教職員研修センター教育研究普及事業」 「東京都教育委員会研究推進団体」（指導部指導企画課の認定を受けた研究団体）のうち、教科等に関する研究テーマの研究をする研究団体の活性化を図り、研究の成果を東京都の全ての教員が共有できるように普及し東京都の教員の指導力の向上に資するために、3つの支援事業を行う。</p> <p>①研究活動の促進支援 研究団体の研究会等に指導主事を派遣する。</p> <p>②研究活動の活性化支援 計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載する。</p> <p>③研究成果の普及支援 教科等の研究成果の普及・啓発に関わる経費を負担する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>教育研究普及事業の認定を受けた研究団体が実施する研修の中で、東京都教育委員会が認定したものを、東京都教職員研修センターにおける教科等・教育課題研修としてホームページで周知して実施。</p>	<p>東京都の教員が組織する教科等の研究団体による教育に関する研究成果を都のすべての教員が共有できるように、普及事業を実施し、教員の教科等の専門性に関する資質・能力を向上する。</p>	教育庁
<p>115 特別支援教育の理解啓発の推進 障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力の育成や、社会全体が発達障害を含む障害児（者）に対して適切な支援ができるようにすることなどを目的として、以下の事業を実施する。</p> <p>①理解啓発資料の作成 研究会や講習会等様々な場面で活用する為に、啓発ビデオなどの理解啓発資料を作成する。</p> <p>②理解啓発行事の実施等 障害のある児童・生徒一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う為に、「理解推進シンポジウム」や「弁論大会」の開催、都立特別支援学校の児童・生徒による「フリーマーケット」などを計画・実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施（年1回）</p>	<p>障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。</p>	教育庁

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>116 私立特別支援学校等における障害児教育への助成</p> <p>私立学校における障害児教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校及び障害児が就園する私立幼稚園の設置者に対して助成する。</p> <p>①私立特別支援学校等経常費補助 ②私立幼稚園特別支援教育事業費補助</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>①の対象校 特別支援学校 4校 小中学校 2校 幼稚園 120園</p> <p>②の対象校 幼稚園 135園</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>117 私立専修学校高等課程における障害児（者）教育への助成</p> <p>私立学校における障害児（者）教育の振興を図るため、障害児（者）が在学する私立専修学校高等課程の設置者に対して助成する。</p> <p>○私立専修学校特別支援教育事業費補助</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>対象校 専修学校高等課程 4校</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>118 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援</p> <p>(目的)</p> <p>私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。</p> <p>(事業内容)</p> <p>公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。(融資限度額 1件10億円)</p> <p>東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。</p> <p>[実施主体：東京都、(公益財団法人)東京都私学財団]</p>	<p>特定事業利率 上限1.000%</p> <p>なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定</p> <p>(福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。)</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>119 学童クラブ事業への助成</p> <p>学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。</p> <p>[実施主体：区市町村]</p>	<p>(平成23年5月1日現在)</p> <p>実施クラブ数 1,099所 障害児童数 2,831人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>

(3) 特別支援学校における進路指導・職業教育の充実

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>120 特別支援学校における就労支援 特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するため、次の事業を展開していく。</p> <p>①民間の活力による企業開拓等 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行う新たなシステムを構築する。 開拓した企業の情報は、高等部を設置する特別支援学校で活用できる体制を整備する。</p> <p>②企業向けセミナーの実施 企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施する。</p> <p>[実施主体：東京都教育委員会]</p>	<p>①就労支援アドバイザー 20人</p> <p>②参加企業 106社 132人</p>	特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指す。	教育庁

(4) 公立大学法人首都大学東京の整備・充実

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>121 入学試験受験条件の整備・充実 受験生の障害の状況に応じた機器等の整備や、相談体制の充実を進めるとともに、機器等の機能向上に併せて更新を図っていく。</p> <p>[実施主体：公立大学法人首都大学東京]</p>	<p>特別措置申請者7人全員の受験を許可。うち6名が出願。 重度の事例（脳出血の後遺症による肢体の著しい障害）にも対応。</p>	個別の事前相談を通じ、受験条件の充実を進める。	総務局
<p>122 学修環境の充実 障害をもつ学生の学修支援を進める。相談体制や学修環境の充実を図り、障害の状況に応じて必要な施設・設備の改修、点字図書の実施、教材の点訳等を進める。</p> <p>[実施主体：公立大学法人首都大学東京]</p>	<p>身障者用トイレの改修 5か所(首都大)</p>	障害をもつ学生一人ひとりの状況に配慮した学修支援を行う。	総務局
<p>123 人的サービスの充実 障害をもつ学生に対する、学修や移動の補助を行うための介助者の配置を図るとともに、録音サービス・対面朗読等の人的サービスの充実を図る。</p> <p>[実施主体：公立大学法人首都大学東京]</p>	<p>これまでの取り組みを継続するとともに、一人一人の状況に配慮した学修支援をさらに充実させるため、「ダイバーシティ推進基本計画」を策定</p>	学内及び学外ボランティアとの連携を進める。	総務局

取組2 **スポーツ・文化芸術・学習・交流活動の推進**

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>124 障害者スポーツセンターの運営 障害者の健康増進と社会参加を促進するため、スポーツ施設や集会室等の場を提供するとともに、講習講座等の事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>○東京都障害者総合スポーツセンター ○東京都多摩障害者スポーツセンター</p> <p>〔実施主体：東京都〕 (指定管理者：社団法人東京都障害者スポーツ協会)</p>	<p>延べ利用人数</p> <p>(総合) 198,955人</p> <p>(多摩) 158,796人</p>	<p>引き続き運営する。</p>	<p>スポーツ 振興局</p>
<p>125 第13回全国障害者スポーツ大会の開催 平成25年の第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会を一つの祭典「スポーツ祭東京2013」として開催する。</p> <p>開催期日：平成25年10月12日～14日 実施競技：13競技 オープン競技：17競技</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・平成25年の東京大会では国民体育大会と全国障害者スポーツ大会を一つの祭典として実施することとし、大会愛称「スポーツ祭東京2013」、スローガン「東京に多摩に島々に羽ばたけアスリート」、マスコットキャラクター「ゆりーと」を制定した。</p> <p>・大会開催の正式決定を受け、「スポーツ祭東京2013実行委員会」を設立した。</p> <p>・基本計画を策定し、会期が決定した。</p>	<p>平成25年度の大会開催に向け、着実な準備を進めていく。</p>	<p>スポーツ 振興局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>126 障害者スポーツの振興 東京都障害者スポーツ振興計画に基づき、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、取組を推進する。</p> <p>①東京都障害者スポーツ大会の開催</p> <p>②全国障害者スポーツ大会への東京都選手の派遣</p> <p>③障害者スポーツ振興事業 ・情報発信と相談機能の拡充 ・障害者スポーツの理解促進・普及啓発 ・障害者スポーツの場の整備と開拓 ・障害者スポーツを支える人材の育成・確保 ・競技団体の組織力や競技力の向上</p> <p>④2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の招致 2020年パラリンピック競技大会の招致活動を通じて、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①都大会 7,325人</p> <p>②全国大会 209人</p> <p>③東京大マラソン祭りにおいて、障害者スポーツ体験コーナー、パネル写真展等を実施</p> <p>※平成22年7月16日より障害者スポーツについてはスポーツ振興局に移管</p>	<p>地域での環境整備を重点に据えながら、障害者スポーツの情報発信・普及啓発や障害者スポーツへの取組体制の強化も着実に推進する。</p> <p>2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を招致する。</p>	<p>スポーツ振興局</p>
<p>127 文化芸術活動の推進（東京都地域生活支援事業を含む） 障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。</p> <p>①障害者美術展の開催 ②ふれあいコンサートの実施</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・第25回東京都障害者総合美術展 場所：東京芸術劇場展示ギャラリー</p> <p>— 応募：718点 展示：225点</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局												
<p>128 都立図書館サービス事業の充実 都立図書館における対面朗読サービス、視覚障害者用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者の利便に供する。</p> <p>(所蔵資料)</p> <table border="0"> <tr><td>録音テープ</td><td>6,435点</td></tr> <tr><td>デージー図書</td><td>803点</td></tr> <tr><td>点訳資料</td><td>951点</td></tr> <tr><td>点字雑誌</td><td>18種</td></tr> <tr><td>雑誌録音テープ</td><td>26種</td></tr> <tr><td>雑誌デージー</td><td>7種</td></tr> </table> <p>[実施主体：東京都教育委員会]</p>	録音テープ	6,435点	デージー図書	803点	点訳資料	951点	点字雑誌	18種	雑誌録音テープ	26種	雑誌デージー	7種	<p>(都立中央・多摩図書館の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況 登録利用者 382名 対面朗読利用人数 544名 ・研修 朗読者講習会 3回 障害者サービス研修会 1回 	<p>各種サービスの充実を図る。サービス向上のための職員研修を実施する。</p>	<p>教育庁</p>
録音テープ	6,435点														
デージー図書	803点														
点訳資料	951点														
点字雑誌	18種														
雑誌録音テープ	26種														
雑誌デージー	7種														
<p>129 東京都特別支援学校総合文化祭の実施 特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図る。 あわせて、都民への理解・啓発の場とする。 (実施時期：11月から1月)</p> <p>[実施主体：東京都教育委員会、特別支援学校文化連盟]</p>	<p>(9部門)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①音楽 ②囲碁・将棋・オセロ ③演劇 ④造形美術 ⑤写真 ⑥職業・作業 ⑦手芸・家庭 ⑧放送・映像 ⑨書道 	<p>継続して実施する。</p>	<p>教育庁</p>												
<p>130 社会教育施設(ユース・プラザ)における交流事業 青少年社会教育施設「ユース・プラザ」において、スポーツを通じて障害者の心身の維持向上を図るとともに、生涯スポーツとしての楽しさを理解してもらう。 また、ボランティア等が障害者とともにスポーツをすることにより、障害者スポーツに対する理解を深める。</p> <p>[実施主体：民間PFI事業者及び東京都教育委員会]</p>	<p>東京スポーツ文化館 (区部ユース・プラザ) ○みんなで楽しむスポーツフェア (ブラインドサッカー、車椅子テニス、カローリング、ペタンク、タスポニー、スポーツ吹矢、チェアスキーシミュレーション他) ※東日本大震災の影響を受け、会場(メインアリーナ)に不具合が生じたためイベントは中止。</p>	<p>障害者へ生涯スポーツの機会を提供するとともに、障害者スポーツに対するボランティア等の理解を促進する。</p>	<p>教育庁</p>												

施策目標Ⅲ 当たり前になる社会の実現

取組1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化

(1) 職業能力開発施設の機能の充実

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
131 東京障害者職業能力開発校の充実 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者と知的障害者の職業訓練を実施する。 [実施主体：東京都]	求職者訓練 年間定員 255名 在職者訓練 年間定員 30名	訓練科目の見直し、新規科目の開発など、訓練内容等の充実を図る。	産 業 労働局
132 総合コーディネート事業 障害者を就業に結び付けるコーディネート機能の充実・強化を図り、企業合同説明会や就業相談会、普及啓発セミナー等の開催や、職場体験実習のあっせんなど総合コーディネート事業を実施する。 [実施主体：(公益財団法人)東京しごと財団]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業総合相談会 4回実施 ・ 求職者・就職者間の交流会、見学会 2回実施 ・ 企業合同説明会 2回実施 ・ 企業向けセミナー 7回実施 ・ 保護者向けセミナー 2回実施 ・ 職場体験実習 582件 ・ 職場体験実習面談会 4回実施 ・ 支援機関との意見交換会 2回実施 ・ 情報発信関係事業 シンポジウム： 1回実施 パネル展示： 1ヶ月間 ・ 障害者就活セミナー 4回実施 ・ 障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業 3回実施 ・ 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 	障害者を就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として、一般就労に向けた相談・支援の充実・強化を図る。	産 業 労働局
133 障害者職業訓練の地域展開 身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施する。 [実施主体：東京都]	城東職業能力開発センター足立校 年間定員10名 城南職業能力開発センター 年間定員20名	一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を設定する。	産 業 労働局

(2) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>134 障害者委託訓練コースの拡充（障害者の態様に応じた多様な委託訓練） 雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用促進に資する。</p> <p>①知識・技能習得コース 民間教育機関を活用し、知識・技能習得を目的として職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練</p> <p>②実践能力習得訓練コース 企業等の現場を活用し、職業実習による実践的な職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練</p> <p>③eラーニングコース IT技術を活用した遠隔地教育により、IT技術の習得を図る4か月以内の訓練</p> <p>〔実施主体：東京都、（公財）東京しごと財団〕</p>	<p>①知識・技能習得コース 定員500名</p> <p>②実践能力習得訓練コース 定員320名</p> <p>③eラーニングコース 定員30名</p> <p>①～③合計 定員850名</p>	<p>雇用就業を希望する障害者の増大に対応し、事業の充実を図るとともに、就職者数の増加に努める。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>135 都庁内での職場実習の機会の提供 一般就労を希望する障害者の就職準備の一環として、都庁内の職場での事務系職種の体験実習の機会を提供する。</p> <p>〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕</p>	<p>（産業労働局） 実習生 6人 実習延日数 30日</p> <p>（教育庁） 実習生 30人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>産業労働局 教育庁</p>
<p>136 企業見学コーディネート事業 一般就労への意欲を有しながら職場実習に踏み切れない障害者と対象として、企業見学や一般就労を果たした障害者との意見交換を行うことにより、企業で働くイメージを高め、一般就労への移行を促していく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>平成24年度 新規事業</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>137 企業就労意欲促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 福祉施設等から職場実習等により障害者を受け入れるために必要な企業内の設備の整備等に要する経費の一部を補助することにより、受入先を確保し、一般就労への移行促進を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>—</p>	<p>事業の推進を通じて、一般就労の促進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>138 離職障害者職場実習事業 離職した障害者を支援するため、企業を離職した障害者が法定雇用率未達成の中小企業で短期間の実習等を行い、中小企業における障害者の雇用を促進する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>20福祉事業所 30名 28企業 で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>139 精神障害者社会適応訓練事業 精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>訓練延日数 8,527日</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

取組2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり

(1) 多様な雇用・就労の場の確保

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>140 東京都障害者就労支援協議会 障害者雇用の拡大を目指し、関係各局による従来の取組に加え、庁内各局、関係機関、企業及び経済団体を含めた協議の場を設け、障害者雇用における東京都独自の施策を打ち出す。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>1回開催 ※震災のため1回中止</p>	<p>「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」(平成20年11月策定)の具体化に向けて協議を重ねていく。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p> <p>産 業 労 働 局</p>
<p>141 障害者の就業促進に関する意識啓発等 障害者の雇用や就業の促進を図るため、商工団体、企業、国、区市町村等と意見交換や企業見学会を行うとともに、福祉部門、教育部門と連携して障害者雇用の普及啓発を目的としたセミナーを開催する。 また、障害者雇用に関する支援制度や地域の関係機関を横断的に紹介する啓発用ハンドブックをわかりやすく作成し、ハローワーク、区市町村などを通じて事業主等に配布する。 さらに、障害者を多数雇用している中小企業を登録して、都のホームページ等で紹介し、その取組を都が広く周知することにより、障害者の積極的な雇用について普及啓発する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催 ・障害者多数就労現場の見学 ・企業向け普及啓発セミナー開催 ・障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成 25,000部 	<p>事業主等の障害者雇用への理解と意識の向上を図り、障害者雇用の推進及び雇用の安定を図る。</p>	<p>産 業 労 働 局</p>
<p>142 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成 都が出資する第三セクター企業を育成指導するとともに、一般企業に特例子会社制度や障害者多数雇用の取組が広く普及するよう、周知・啓発を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>既設企業の育成・指導</p>	<p>モデル企業の周知・啓発を図り、特例子会社制度の普及や障害者雇用の拡大を図る。</p>	<p>産 業 労 働 局</p>
<p>143 東京ジョブコーチ支援事業 国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などにジョブコーチを差配し企業に出向いて職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。 職場定着支援は(公益財団法人)東京しごと財団が民間団体に委託して実施する。</p> <p>[実施主体：(公益財団法人)東京しごと財団]</p>	<p>ジョブコーチ数 60名</p> <p>支援開始数 516件</p> <p>稼働延べ日数 4,401日</p>	<p>都が国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などに職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。</p>	<p>産 業 労 働 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>144 東京都中小企業障害者雇用支援助成金 (目的) 大企業と比べて障害者雇用が進んでいない都内中小企業に対し、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図る。</p> <p>(支給要件) ①障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、平成20年3月31日から平成25年3月30日までの間に支給対象期間が満了となった後も引き続き雇用を継続する事業主。 ②中小企業であること（特例子会社は除く）。 ③対象障害者の就労場所が都内であること。 ④相談員の巡回訪問・相談を受けること。</p> <p>(助成内容) 重度障害者等は1人月3万円（定額）、重度障害者以外は1人月1万5千円(定額) 【6か月分をまとめて支給、支給対象期間は最大2年間。】</p> <p>(巡回訪問相談事業) （公益財団法人）東京しごと財団に業務委託し、対象中小企業への巡回訪問・相談を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>支給決定件数 303件</p> <p>訪問相談件数 289件</p>	<p>障害者の離職割合が高い当初3年間について改善を図るため、特定求職者雇用開発助成金が支給満了となる中小企業に対して、障害者を引き続き雇用する場合には、都が独自に賃金助成を行うとともに、相談員の巡回訪問により、雇用の継続をバックアップする。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>145 オーダーメイド型障害者雇用サポート事業 新たに障害者雇用に取り組む、意欲のある中小企業等を対象に、モデル事業として支援員が個々の企業の実情に合わせて、採用前の準備から採用後の定着までを一貫して支援する。また、使用者団体や障害者就労支援機関等からなる協議会を設置し、支援で得られた成果を情報発信し、障害者の雇用促進を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>平成23年度 新規事業</p>	<p>地域に協議会（5か所）を設置するとともに、初めて障害者雇用に取り組む等のモデル企業（チャレンジ企業）を支援し、成果を取りまとめて企業等に普及する。</p>	<p>産 業 勞 働 局</p>
<p>146 障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援する。</p> <p>[実施主体：区市町村]</p>	<p>8区市村で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
147 障害者施設における若年障害者の雇用促進事業 社会福祉法人が運営する障害者施設において、特別支援学校卒業生などの若年障害者を雇用した場合に、予算の範囲内で補助金を交付することにより、障害者施設における若年障害者の雇用促進を図る。 [実施主体：東京都]	23年度新規事業	事業の推進を図る。	福 祉 保健局

(2) 都における障害者雇用の促進

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
148 障害者雇用率3%の確保 障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考を実施するなど、3%の雇用率を達成するよう計画的な雇用の促進に努める。 [実施主体：東京都]	(平成22年6月1日現在) 身体障害者雇用率 (都全体) 2.21% (知事部局) 2.94%	都全体として雇用率3%を達成できるよう努める。	総務局
149 チャレンジ雇用の推進 知的障害者・精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、都庁におけるチャレンジ雇用を推進する。(臨時職員雇用) また、長期間の雇用が可能となるよう、新たに知的障害者・精神障害者を対象とした非常勤職員制度を創設する。 [実施主体：東京都、東京都教育委員会]	6か月間 16人雇用 (福祉保健局12人、 産業労働局4人) 【緊急雇用創出事業】 14人雇用 (福祉保健局13人、 教育庁1人)	事業の推進を図る。	総務局 福 祉 保健局 産 業 労働局 教育庁

(3) 自営業・在宅就労の支援

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
150 重度身体障害者在宅パソコン講習事業 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加の促進を図る。 [実施主体：社会福祉法人]	受講者数 10人 (5人×2年間) ※ただし、1名年度途中で入院のため受講中断	継続して実施する。	福 祉 保健局

取組3 安心して働き続けるための支援体制の整備

就労面と生活面の一体的支援の提供

事業名・事業内容	平成22年度末状況等	事業目標	所管局
<p>151 区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関を設置する。</p> <p>（対象） 一般就労を希望する、在宅の障害者（児）、福祉施設等で就労している障害者（児）及び一般企業・事業所等で就労している障害者（児）など</p> <p>（事業運営の強化） 「地域開拓促進コーディネーター」の配置（就労移行に関する施設経営者・職員、利用者、親などへの積極的な働きかけ、企業開拓・企業支援など）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>47区市で実施</p> <p>地域開拓促進コーディネーター 23区市に設置</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>152 障害者就業・生活支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援している。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>5か所指定</p> <p>※平成23年度以降、6か所目を指定</p>	<p>6か所で継続して実施する。</p>	<p>産業労働局 福祉保健局</p>
<p>153 就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修） 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>118名 4日間×4回実施</p> <p>44名 2日間×1回実施</p>	<p>研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>

取組4 福祉施設における就労支援の取組の強化

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>154 作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 授産施設や作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	11区市で実施	作業等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	福祉保健局
<p>155 経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 都内における授産施設や作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	1市で実施	作業等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	福祉保健局
<p>156 工賃アップセミナー事業 福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引き上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運を醸成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工賃アップセミナーの実施 ・自主製品等展示即売会の実施 	作業等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	福祉保健局
<p>(再掲) 3 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。</p> <p>①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費:設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員 31,850人 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧体系施設分の合計） ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。</p>	<p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～26年度 3,000人 （重症心身障害児（者）通所分110人を含む。）</p>	福祉保健局

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

取組1 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>157 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進</p> <p>商工農住が混在している地域、あるいは木造家屋が密集している木造住宅密集地域などの環境が悪化している既成市街地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業や沿道一体整備事業の推進にあわせて、道路・公園・広場などの公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを促進する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>【市街地再開発事業】</p> <p>①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 22地区 公共施行 2地区</p> <p>②都施行 4地区</p> <p>【土地区画整理事業】</p> <p>①指導助成団体 組合等施工 (都市機構施行含む) 24地区 公共施行 29地区</p> <p>②都施行 10地区</p> <p>【防災街区整備事業】 3地区</p> <p>【沿道一体整備事業】 5地区</p> <p>※平成22年度末 施行中地区</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>158 バリアフリー法に基づく認定</p> <p>バリアフリー法に規定する誘導的基準を満たす建築物の建築主は所管行政庁の認定を受けることができる。その際、建築主の負担を軽くするため、次のような特典を受けられる。</p> <p>①容積率の特例 ②低利融資 ③税制上の特例措置 ④バリアフリー環境整備促進事業</p> <p>バリアフリー法に基づく認定を受けた民間建築物の移動システム（スロープ、エレベーター等）等の整備費の一部を補助する。</p> <p>* バリアフリー法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行）</p> <p>[実施主体：国、東京都、区市（所管行政庁）]</p>	<p>認定実績（累計） 446件</p> <p>移動システム等 整備事業 5地区</p>	<p>バリアフリー法の普及・啓発を図る。</p>	<p>都 市 整備局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>159 既存建築物改善事例集の活用 建築物の所有者、設計者等に改善事例等をまとめたハンドブック等を紹介することで、既存建築物の改善を促進する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>ハンドブック等の活用により、改善の促進を図った。</p>	<p>事例集、ハンドブックの活用により改善の促進を図る。</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>160 ユニバーサルデザイン整備促進事業 ①ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 集客施設の周辺を中心とした区域でユニバーサルデザインの観点から総合的な整備を行うことにより、福祉のまちづくりの推進を図る。</p> <p>②とうきょうトイレ整備事業 だれもが社会参加できるまちづくりの核となるトイレの整備促進を図る。</p> <p>[実施主体：区市町村]</p>	<p>①ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 2区</p> <p>②とうきょうトイレ整備事業 6区1市</p>	<p>①ユニバーサルデザインの観点から整備を行う区市町村を支援し、福祉のまちづくりの推進を図る。</p> <p>②区市町村が行うトイレ整備を支援する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>161 スポーツ祭東京2013競技会場及び周辺のユニバーサルデザイン化推進 平成25年の第68回国民体育大会の開催に向けて、競技会場となる施設の整備を図り、併せて都におけるスポーツ環境の整備に資するため、区市町村に対する工事費の補助制度（補助率：工事費の1/2（限度額1億円（特例3億円））を平成20年度創設した。</p> <p>平成20年7月に策定した「開催基本構想」で、競技会場やその周辺のユニバーサルデザイン化に取り組むこととしたため、平成21年度に、補助制度を改正し、「福祉のまちづくりに資する競技施設の整備事業」を補助対象に加えた。</p> <p>全国障害者スポーツ大会の競技会場決定に伴い、平成23年度から全国障害者スポーツ大会競技会場も補助対象とした。</p> <p>また、会場施設周辺のインフラ整備事業について、関連インフラ事業として取りまとめ、整備推進する。</p> <p>[実施主体：東京都、区市町村]</p>	<p>施設整備補助 4施設</p>	<p>平成25年のスポーツ祭東京2013での円滑な競技会開催に向けて、施設整備を完了させる。</p>	<p>スポー ツ 振興局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 107 高等学校等への受入れ体制の整備</p> <p>都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、</p> <p>①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）</p> <p>②校舎内外の段差解消</p> <p>③障害者トイレの設置</p> <p>④廊下・階段の手摺新設</p> <p>⑤非常用スロープ階段の新設</p> <p>⑥出入口の扉改造等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、東京都〕</p>	<p>【高等学校】</p> <p>エレベーター設置 122校</p> <p>校内段差解消 39校</p> <p>障害者トイレ設置 161校</p> <p>階段手摺設置 188校</p> <p>スロープ(昇降口)設置 113校</p> <p>スロープ(玄関)設置 109校</p> <p>自動ドア(昇降口)設置 52校</p> <p>自動ドア(玄関)設置 88校</p> <p>【附属中学校・中等教育学校】</p> <p>エレベーター設置 8校</p> <p>校内段差解消 2校</p> <p>障害者トイレ設置 10校</p> <p>階段手摺設置 9校</p> <p>スロープ(昇降口)設置 7校</p> <p>スロープ(玄関)設置 8校</p> <p>自動ドア(昇降口)設置 3校</p> <p>自動ドア(玄関)設置 6校</p> <p>【高等専門学校】</p> <p>エレベーター設置 2校</p> <p>校内段差解消 1校</p> <p>障害者トイレ設置 2校</p> <p>階段手摺設置 2校</p> <p>スロープ(玄関)設置 2校</p> <p>自動ドア(昇降口)設置 2校</p> <p>自動ドア(玄関)設置 2校</p>	<p>近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。</p>	<p>教育庁 総務局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 118 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 (目的) 私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。</p> <p>(事業内容) 公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。(融資限度額 1件10億円) 東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。</p> <p>[実施主体：東京都、(公益財団法人) 東京都私学財団]</p>	<p>特定事業利率 上限1.000% なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定</p> <p>(福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。)</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>

(2) 住宅の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>162 既設都営住宅のバリアフリー化(エレベーター設置事業)の推進 都営住宅等の公共住宅の供給に当たっては、良質な住宅供給を推進する観点からすべてのバリアフリー化を行う。 既設都営住宅についても、エレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化を進める。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>1,225基</p>	<p>既設都営住宅において、エレベーター(スロープも含む)の設置を進める。</p>	<p>都市整備局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>163 既設都営住宅のスーパーリフォーム 都営住宅（約26万戸）の40%を占める昭和40年代に建設した住宅の建替えには相当の期間と経費を要するため、従来からの建替え事業を着実に進めていくほか、既存ストックを有効に活用していくため、昭和40年代の中規模（100～300戸）団地を対象に、躯体部分を残し、内装・設備を新築とほぼ同水準の住宅に更新するスーパーリフォーム事業を実施している。これにより、室内のバリアフリー化等による高齢者対応、建設廃棄物の軽減による環境配慮、躯体を耐用年数限度まで使用する資源の有効活用を図る。</p> <p>（事業内容） ①高齢化に対応した住戸内の間取りの変更・設備の更新 ②床の段差解消による室内のバリアフリー化及び手すりの設置 ③浴室、台所等の設備水準の向上 ④スロープ、エレベータの設置による高齢化の対応</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>平成22年度 1,102戸</p> <p>平成10年度以降 累計 21,424戸</p>	<p>平成25年度まで、継続して事業を推進する（着工ベース）</p>	<p>都 市 整備局</p>
<p>164 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備 都営住宅の建設時に良好な市街地の形成と生活環境及び福祉の向上に寄与することを目的として、公共・公益的施設を「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づき地元自治体の基本構想等に整合させながら整備する。</p> <p>〔実施主体：区市町村等〕</p>	<p>（平成21年度） ・江戸川区小松川三丁目第2アパート 多機能型通所施設 ・武蔵野緑町二丁目第3アパート 発達支援施設</p>	<p>地元自治体の要望等に基づき着実に推進する。</p>	<p>都 市 整備局</p>

(3) 道路の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>165 安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化</p> <p>①安全で快適な歩道の整備 歩行者等を交通事故から守り安全な歩行空間を確保するため、歩道の未整備区間及び狭い幅員（2.0m未満）の歩道について、歩行者だけでなく自転車や車椅子の利用者も含め、誰もが安心して通行できる広い幅員（2.0m以上）の歩道を整備する。</p> <p>②道路のバリアフリー化 区市町村が作成する基本構想に基づき、特定道路（都道）の歩道のバリアフリー化を重点的に行う。 また、基本構想が未策定であっても、特定道路に指定されるべき要件を満たした都道のバリアフリー化を順次進める。 歩道のバリアフリー化とは、歩道の縦横断勾配や歩車道境界段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置である。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>①平成22年度整備延長 6.9km 平成22年度末現在 整備対象延長 1,884km 幅員2m以上の歩道 1,150km</p> <p>②241km</p>	<p>継続して整備を推進する。</p> <p>②については、平成26年度末までに対象道路307km（94%）を整備</p>	建設局
<p>166 横断歩道橋のバリアフリー化</p> <p>階段式の既設歩道橋をスロープ化するなど、バリアフリー化を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>構築・改良 1か所（施工中）</p>	<p>継続して事業を推進する。</p>	建設局
<p>167 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備</p> <p>渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とする。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や道路と鉄道の立体交差化を図り、交通環境のバリアフリー化を推進する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>（平成21年度） 都市計画道路整備状況 区部：1,058km 多摩： 807km （都市整備局集計）</p>	<p>平成26年度末までに</p> <p>区部環状道路の整備率 約91%</p> <p>多摩南北道路の整備率 約81%</p>	建設局
<p>168 無電柱化の推進</p> <p>歩行者等の安全性や災害時の救助活動の円滑化を確保するとともに、親しみのある都市景観の創造を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>699km</p>	<p>継続して整備を推進する。</p>	建設局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>169 視覚障害者誘導用ブロック等の設置</p> <p>視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるようにするため、視覚障害者を誘導し、かつ段差や障害物を認識・回避できるよう、視覚障害者を誘導するためのブロックを設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>9,101か所</p>	<p>視覚障害者の歩行が多い道路や公共交通機関と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ道路について、安全かつ円滑に歩行できるよう視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進する。</p>	<p>建設局</p>
<p>170 路上放置物等の是正指導、広報 (建設局)</p> <p>安全で快適な通行を確保するため、日常のパトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を行う。</p> <p>また、リーフレット等により都民に対して普及啓発に努めていく。</p> <p>(警視庁)</p> <p>安全で快適な通行を確保するため、広告宣伝等を目的とした看板を道路上に設置しているもの、及び歩道を自転車、商品等の置き場としているものなどに対し、点検、是正、指導を行う。</p> <p>また、官民合同パトロールや各種広報活動等の機会を通じ、都民の理解と協力を求めていく。</p> <p>〔実施主体：東京都、警視庁〕</p>	<p>(建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を実施。 ・ 8月26、27日に実施された「夢のみち」イベント等において、パネル等を作成し都民に対して普及啓発を実施。 <p>(警視庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて広報活動、官民一体となった合同パトロール等を実施したが、特に3月を道路交通環境整備強化推進期間に指定し、路上放置物等の是正指導を推進した。 	<p>(建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 是正指導の強化 ・ 効果的な広報の実施 <p>(警視庁)</p> <p>継続して実施する。</p>	<p>建設局 警視庁</p>
<p>171 視覚障害者用信号機・エスコートゾーンの設置・改善</p> <p>視覚障害者等が、横断歩道を安全に渡るため、擬音（鳥の鳴き声）によって青信号であることを知らしめる視覚障害者用信号機の整備及び押しボタンを押すのが困難な障害者が、携行小型発信器により電波を発し、青色表示時間を延長し安全な横断ができる高齢者等感応式信号機の整備を推進するとともに、エスコートゾーンを整備する。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>整備か所数 119か所</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者用信号機 96か所 ・ 高齢者等感応式信号機 23か所 	<p>継続して実施する。</p>	<p>警視庁</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
172 道路標識の整備 見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、道路交通環境に応じた道路標識の大型化、超高輝度化等を図る。 [実施主体：警視庁]	整備数 1,522本 (内訳) ・新設・更新数 (標識柱・標識板の新設・更新) 1,183本 ・修繕数 (標識板のみ交換) 339本	継続して実施する。	警視庁

(4) 公園、河川等の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
173 海上公園における障害者向け配慮 海上公園に車椅子使用者、高齢者、妊婦など誰もが円滑に利用することができるよう、公園便所における既設和式便器の洋式化を図る。また、新設時も「だれでもトイレ」等を備えた整備を図る。 [実施主体：東京都]	だれでもトイレ設置状況 20公園/40公園 43棟/72棟	既設公園の改良及び新規公園の整備については、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき整備・拡充を図る。	港湾局
174 河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進 誰もが水辺に親しめるように、河川の整備に併せ、管理用通路や緩傾斜型護岸を設置したり、スーパー堤防の整備におけるスロープの設置やテラスの連続化を図るなど、可能な限りバリアフリー化の推進を図る。 また、整備済のか所においても、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。 ①中小河川整備での取組 ・護岸整備に合わせた管理用通路の設置 ・背後に余裕のある場合は、緩傾斜型護岸で整備し、併せてスロープを設置する。 ②低地河川整備での取組 ・スーパー堤防等の整備にあわせ、スロープの設置を図る。また、テラスの連続化やスロープの設置などを推進し、バリアフリー化を図る。 ③整備済河川での取組 ・整備済のか所において、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。 [実施主体：東京都]	①中小河川整備 ・207.9km ②低地河川整備 ○高潮防御施設整備 ・155.7km ○江東内部河川整備 ・31.6km ○スーパー堤防等の整備 ・15.0km ○テラスの整備 ・42.8km ③整備済河川での環境整備 ○中川、大栗川等で緑化	事業の推進を図る。	建設局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
175 都立公園の整備 緑のネットワークの拠点となる都立公園について、新規及び既設の公園整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進める。主な整備内容は、「だれでもトイレ」の設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車いす対応の水飲み等の設置等である。 [実施主体：東京都]	都立公園面積 平成22年度末 1,960ha	新規の公園整備及び既設の公園整備において、引き続き、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進める。	建設局

(5) 公共交通機関の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
176 都営交通機関（地下鉄・バス）の施設・設備の整備 (都営地下鉄) ①ホームから道路又は公共用通路まで、エレベーター等を利用して移動可能な経路を、各駅で1つ以上確保する。(1ルートの確保) ②大江戸線へのホームドアの整備 ③駅を安心して利用できるよう、音声案内装置、音声案内付触知図を整備する。 (都営バス) ④すべての人が円滑にバス車両に乗降できるように、今後購入するバス(観光バス除く)は、すべてノンステップバスとする。 [実施主体：東京都]	①96駅 / 106駅 中整備済み ②大江戸線ホーム ドア設置工事、車 両改修 ④1376両 / 乗合 1462両中導入	(都営地下鉄) すべての人が円滑に鉄道駅施設を利用できるように、都営地下鉄駅のバリアフリー化を推進し、安心して外出できる環境の整備を目的とする。 ①平成24年度までに、すべての駅でエレベーター等による1ルートを確認する。 ②平成25年度までに、大江戸線の全38駅にホームドアを整備する。 ③順次整備する。 (都営バス) ④平成24年度には、すべてのバスをノンステップバスとする。	交通局
177 鉄道駅エレベーター等整備事業 高齢者や障害者を含む全ての都民が、円滑に社会参加できる環境を創出するため、既存の鉄道駅に車いす対応エレベーター等を整備する鉄道事業者に対して補助を行う区市町村の取組を支援する。 [実施主体：区市町村]	229駅 (補助実績の合計)	都内でエレベーターを必要とする全ての駅を整備。	福祉保健局
178 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図る。 [実施主体：東京都]	3,080両 (補助実績の合計)	都内民営路線バスのうち、ノンステップ整備が必要なすべての車両を整備。	福祉保健局

取組2 情報面のバリアフリー

情報提供体制の整備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
179 障害者向け都政情報の提供 視覚障害者のために、点字版・テープ版広報紙を作成し、配布する。 [実施主体：東京都]	(広報東京都(点字版・テープ版)の作成) ・点字版 年13回 1回1,360部 ・テープ版 年13回 1回1,820組 (都庁総合ホームページ) 一部に音声読み上げ機能を導入	継続して実施する。	生活文化局
180 福祉保健局ホームページにおける情報提供 障害者や高齢者などが利用しやすいよう、音声読み上げ、画面拡大等の機能を付加した、アクセシビリティに配慮したホームページを通じて、情報提供を行っていく。 (主な機能) ・音声読み上げ ・画面拡大 ・カラー変更 ・振り仮名(平仮名・ローマ字) [実施主体：東京都]	継続して実施	継続して実施する。	福祉保健局
181 音声コードのマニュアル作成・普及 視覚障害者への情報提供に有効な音声コードに関し、利用に当たって留意すべき事項などをまとめたマニュアルを作成・公開するとともに、その内容の普及を通じて、視覚障害者への情報提供の一層の充実を図る。 [実施主体：東京都]	(平成21年度) ・「音声コード」活用についての研修(全庁対象) 実施 計3回 参加者 計99人 (平成22年度) ・「音声コードの使い方」についての研修(局内対象) 実施 計2回 参加者 計61人	マニュアルを作成し、内容の普及を図る。	福祉保健局

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>182 「消費生活情報」の提供 視覚障害者等、身体の手帳いキャップにより消費生活情報を得にくい消費者に向けて、録音テープや字幕入りビデオ等により情報を提供する。</p> <p>[実施主体:東京都消費生活総合センター]</p>	<p>(「東京くらしねっと」CD版の作成) ・作成数 1,350本×6回</p> <p>(字幕入り消費者教育DVDの制作) ・年2種類を制作</p> <p>(障害者向け出前講座の実施) ・実施回数 3回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>183 字幕入映像ライブラリー事業（東京都地域生活支援事業） 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>貸出実績 594件 1,565本</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>184 視覚障害者用図書の製作及び貸出 視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>(貸出用図書) 点字図書 製作 302冊 貸出 1,318冊 声の図書 製作 305巻 貸出 11,064巻</p> <p>(希望図書) 点字図書 製作 622冊 声の図書 製作 302巻</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>185 点字による即時情報ネットワーク（東京都地域生活支援事業） 視覚障害者に、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>(点字) 延配布者数 23,500人</p> <p>(音声) アクセス数 652回</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>186 点字録音刊行物の作成及び配布 (東京都地域生活支援事業)</p> <p>視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>(点字本) 12種類 各 723部</p> <p>(録音テープ) 12種類 各 1,130本</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 社 保 健 局</p>
<p>187 「手話交番」の表示板の設置</p> <p>一見して、手話のできる警察官が勤務していることがわかるように、「手話交番」の表示板を掲示する。</p> <p>(警視庁職員に対する手話研修)</p> <p>警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、初級、中級、上級と段階的に実施する。</p> <p>[実施主体：警視庁]</p>	<p>2署2交番</p>	<p>「手話委託研修」へ警察官を派遣し、手話技能取得者を養成し、「手話交番」の拡充を図る。</p>	<p>警視庁</p>

取組3 制度面のバリアフリー

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>188 東京都職員採用試験制度 身体障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するため、採用試験実施面での配慮を行うとともに、身体障害者を対象とする採用選考を実施する。</p> <p>①身体障害者選考の実施 引き続き、身体障害者を対象とする選考を実施する。</p> <p>②採用試験方法への配慮 点字試験：Ⅰ類福祉Cで実施 （昭和48年度から） Ⅰ・Ⅱ類事務で実施 （平成4年度から） 拡大文字試験：全職種で実施 （平成5年度から） ワープロ試験：事務で実施 （平成6年度から）</p> <p>※平成19年度から、Ⅱ類事務の採用試験は廃止。また上記Ⅰ類はⅠ類Bとなった。</p>	<p>（平成22年度） 8名採用</p>	<p>引き続き、障害者に対して必要な配慮を行う。</p>	<p>人 事 委員会 事務局 総務局</p>
<p>189 公職選挙実施に伴う障害者への配慮 選挙の実施に際して、公職選挙法令に基づくもの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行う。</p> <p>《法令に基づく施策》 ・点字による投票（公職選挙法47条） ・代理投票（同法48条） ・指定施設での不在者投票（同法施行令55条） ・政令で定める者の郵便等投票（同法施行令59条の2） ・上記郵便等投票の対象者で、代理記載による投票（同法施行令59条の3の2）</p>	<p>①点字版「選挙のお知らせ」の作成及び愛盲時報号外（全文音声版）の購入・配布 ②投票所入場整理券及び投票箱に点字シール貼付 ③投票のための点字器の配置 ④記載台の改善 ⑤案内表示の拡大 ⑥受付に手話のできる職員を配置 ⑦車いす・つえの配置 ⑧投票所で段差のある所に仮設のスロープを設置 ⑨都知事選挙の政見放送に手話通訳を導入 ⑩不在者投票についてのDVD作成</p>	<p>引き続き、障害者に対して必要な配慮を行う。</p>	<p>選 挙 管 理 委員会 事務局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>190 駐車禁止規制の適用除外措置</p> <p>移動の際の利便を図るため、歩行困難な身体障害者、戦傷病者、介護人を要する重度の知的障害者、精神障害者及び紫外線要保護者が使用する自動車については、駐車禁止場所（法定駐車禁止場所を除く。）でも駐車できるよう駐車禁止除外標章を交付する。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>標章交付 19,231件 (内訳)</p> <p>身体障害者 17,736件</p> <p>知的障害者 1,433件</p> <p>精神障害者 59件</p> <p>戦傷病者 3件</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>警視庁</p>

取組4 心のバリアフリー

(1) 障害の理解のための啓発・教育の推進、広報活動の充実

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>191 ふれあいフェスティバルの開催 「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人となない人と同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>[実施主体：民間団体]</p>	<p>みらい座いけふくろ (豊島公会堂) 定員800人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>192 障害に関するシンボルマークの周知・普及（東京都地域生活支援事業） 国際的に、また、法律に基づくなどして定められている障害に関する各種のシンボルマークについて、様々な機会を捉え、広く都民への周知・普及を進めていく。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>広報誌、障害者週間ポスター等で周知</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>193 精神保健知識の普及・啓発（東京都地域生活支援事業） 精神保健に関する都民等の理解を深めるため、家族会等の民間団体に委託して精神保健に関する知識の普及・啓発を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>・東京都精神保健福祉民間団体協議会委託 刊行物 年1回 講演会 年2回 個別相談 年1,524回 地域巡回相談 37回</p> <p>・東京都精神保健福祉協議会委託 刊行物 年2回 講演会 年1回</p>	<p>効果的な普及・啓発の推進に努める。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>194 福祉教育の充実 各区市町村における福祉教育推進に関する協議を行うとともに、小・中学校及び高等学校における「総合的な学習の時間」における福祉に関する指導の充実を図る。</p> <p>[実施主体：東京都教育委員会、区市町村]</p>	<p>小中：区市町村ごとに実施 高校：「奉仕」の授業で実施</p>	<p>福祉教育の推進について、必要に応じ指導主事等連絡協議会、教育課程編成状況に関する説明会等において、区市町村教育委員会への情報提供を行う。</p> <p>平成19年度から都立高等学校に導入された必修教科「奉仕」との関連性を図り、小・中学校及び高等学校における段階に応じた福祉に関する学習内容の充実を図る。</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>195 広報活動の充実</p> <p>障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害者週間などの機会をとらえ東京都提供によるテレビ・ラジオの放送番組、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどを積極的に活用して普及・啓発活動を展開する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・ 広報東京都 年13回 435万部発行</p> <p>・ 都政広報番組 テレビ 5番組</p> <p>・ 都政ニュース テレビ 1番組 ラジオ 2番組</p> <p>・ 都庁総合ホームページ トップページアクセス件数 約995万件</p>	<p>各種広報媒体により効果的な広報活動を展開する。都民とともに考え、行動することを呼びかけていく広報の充実に努める。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>(再掲) 115 特別支援教育の理解啓発の推進</p> <p>障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力の育成や、社会全体が発達障害を含む障害児（者）に対して適切な支援ができるようにすることなどを目的として、以下の事業を実施する。</p> <p>①理解啓発資料の作成 研修会や講習会等様々な場面で活用する為に、啓発ビデオなどの理解啓発資料を作成する。</p> <p>②理解啓発行事の実施等 障害のある児童・生徒一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う為に、「理解推進シンポジウム」や「弁論大会」の開催、都立特別支援学校の児童・生徒による「フリーマーケット」などを計画・実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施（年1回）</p>	<p>障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童生徒等一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。</p>	<p>教育庁</p>

(2) 障害者に関する調査・研究、広聴備

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>196 障害者に関する調査の実施</p> <p>福祉保健局において、おおむね5年おきに、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の生活実態調査を実施している。</p> <p>そのほか、障害者施策の充実に資する調査を、適宜、実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」</p> <p>（平成20年度） 調査実施</p> <p>（平成21年度） 結果公表</p>	<p>継続して実施する。 次回平成25年度実施予定。</p>	<p>福祉保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>197 首都大学東京における社会福祉学の研究・教育</p> <p>首都大学東京都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野及び大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野の研究・教育課程に障害者に関する課題を取り入れて、社会福祉学全般の教育・研究を充実する。</p> <p>〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕</p>	<p>(平成22年5月1日時点学生数)</p> <p>都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野 78名</p> <p>人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野 19名</p>	<p>教育・研究の充実を図る。</p>	<p>総務局</p>
<p>198 広聴活動の充実</p> <p>世論調査、都政モニター、都政一般相談、都民の声総合窓口等の活用により、障害者を含む都民各層の意向の把握に努め、障害者施策への反映を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世論調査 年3回実施 ・都政モニター 年9回実施 ・都民の声総合窓口 (知事への提言、苦情・要望等) 24,899件 ・都政一般相談 10,247件 	<p>継続して実施する。</p>	<p>生活文化局</p>

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

取組	人材の養成・確保
----	----------

(1) 人材養成機関の運営

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
199 首都大学東京健康福祉学部の運営 高齢化社会の進展に伴う保健医療に対する需要に応え、より高度な専門知識と柔軟な応用力を備えた資質の高い保健医療職を育成する。 [実施主体：公立大学法人首都大学東京]	(平成22年5月1日 時点学生数) 健康福祉学部 852名	首都大学東京健康福祉学部の 運営 (養成規模) ①看護師、保健師 80人 ②理学療法士 40人 ③作業療法士 40人 ④診療放射線技師 40人	総務局

(2) 福祉人材センターの運営

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
200 福祉人材センターの運営 福祉分野における無料職業紹介事業を始め、福祉人材確保のための広報啓発活動、情報提供事業、講習講座事業など、広く求人求職活動の支援を行っている。 平成18年4月には、規制緩和により無料職業紹介の対象範囲が社会福祉法第2条以外の事業にも拡大したため、相談機能の更なる充実を図っている。 また、平成16年7月には、東京しごとセンター内へ移転し、一体的な連携が可能となり、利用者に対してワンストップで福祉事業と民間事業の就職相談、紹介サービスを提供することができるとともに、キャリアカウンセラーによるきめ細かい相談を実施するなど、機能強化を図っている。 [実施主体：東京都]	新規求人数 16,362人 新規求職登録者 6,878人 就職者数 3,492人	福祉人材の確保・養成を図る。	福祉保健局

(3) 人材の養成・確保、修学支援、研修の充実等

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>201 ホームヘルパー養成研修事業</p> <p>①障害者（児）居宅介護従業者養成研修 1級～3級 障害者（児）の多様化するニーズに対応した必要な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成</p> <p>②重度訪問介護従業者養成研修 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する重度訪問従業者の養成</p> <p>③同行援護従業者養成研修 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を有する同行援護従業者の養成</p> <p>④行動援護従業者養成研修 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を有する者に対する行動時の危険回避の援護、外出時の移動中の介護等に関する知識及び技術を有する行動援護従業者の養成</p> <p>[実施主体：区市町村、民間養成事業者]</p>	<p>①研修修了者 1級 0人 2級 13,876人 3級 69人</p> <p>②研修修了者 1,243人</p> <p>③平成23年10月 から実施</p> <p>④研修修了者 196人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>202 難病患者ホームヘルパー養成研修</p> <p>難病患者等の多様なニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、既存のヘルパー研修を修了（履修中を含む。）した者（及び介護福祉士）に対し、必要な知識や技能の習得に向けた研修を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>養成研修修了者 累計 283人</p>	<p>継続して実施していく。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>203 ガイドヘルパー養成研修事業</p> <p>①視覚障害者移動支援事業者養成研修 視覚障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>②全身性障害者移動支援従業者養成研修 全身性の障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>③知的障害者移動支援従業者養成研修 知的障害者（児）の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>〔実施主体：区市町村・民間養成事業者〕</p>	<p>①研修修了者 1,331人</p> <p>②研修修了者 679人</p> <p>③研修修了者 1,228人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>204 介護福祉士等修学資金の貸与</p> <p>介護福祉士又は社会福祉士養成施設に在学し、将来、都内の社会福祉施設等で介護業務や相談援助業務に従事しようとする者に修学資金を貸与して、修学を容易にすることにより、介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>貸与件数：159件 貸与総額： 102,782,000円</p>	<p>福祉人材の養成・確保のため、引き続き事業を継続していく。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>205 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成</p> <p>福祉サービス需要の高度化・多様化に対応するために、職業能力開発センターの「介護サービス科」等を充実し、介護従事者の確保と資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>6校 年間定員 345名</p>	<p>職業能力開発センターにおける介護従事者養成の訓練内容の充実を図る。</p>	<p>産 業 労働局</p>
<p>206 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業</p> <p>在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う事業者及び従業者の登録等を実施し、医療関係者との連携の下で安全に、たんの吸引等の提供ができる体制を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>平成23年度 新規事業</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>207 サービス管理責任者研修（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 852人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>208 障害程度区分認定調査員等研修 (東京都地域生活支援事業)</p> <p>自立支援給付に係る障害程度区分調査及び市町村審査会における審査判定業務に際して、全国一律の基準に基づき、障害程度区分認定における客観的かつ公平・公正な調査及び審査判定等を実施するために必要な知識、技術を習得及び向上させる。</p> <p>①障害程度区分認定調査員研修 ②市町村審査会委員研修 ③主治医研修</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>研修修了者 ①273人 ②64人 ③816人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>209 研修の充実</p> <p>①行政機関職員研修 対象：生活保護行政等（及び社会福祉行政）に従事する職員 内容：今日的課題についての理解</p> <p>②社会福祉・保健医療連携研修 対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 内容：保健・医療・福祉に関するそれぞれの専門的知識を駆使し、地域における在宅福祉のニーズに対し、的確かつ総合的に対応できるよう、諸サービスの調整能力及び問題解決能力の向上を図る</p> <p>③人権研修 対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 内容：人権についての正しい理解と認識</p> <p>④民生児童委員研修 対象：新任及び現任の民生・児童委員 内容：人権についての正しい理解と認識</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>①3回開催 受講者数 350人</p> <p>②1回開催 受講者数 55人</p> <p>③3回開催 受講者数 1,007人</p> <p>④研修受講者 3,852人 (内訳) 新任：1,641人 現任：2,211人</p>	<p>東京都職員及び民間の社会福祉事業従事者等の資質の向上を図る。</p>	<p>福 祉 保健局</p>
<p>(再掲) 8 聴覚障害者への情報支援のための人材養成(東京都地域生活支援事業)</p> <p>聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話及び要約筆記の指導を行うことにより手話通訳者及び要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>○手話通訳者養成事業 ○中途失聴者コミュニケーション事業</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>(修了者数) 手話通訳者 208名 要約筆記者 43名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保健局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 9 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成(東京都地域生活支援事業) 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。</p> <p>※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児）</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 7,571件 派遣時間 30,940時間</p> <p>・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 41人 修了者数 39人</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>(再掲) 12 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業(東京都地域生活支援事業) 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。</p> <p>(内容) 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ） 修了者研修会</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>修了者 42名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>(再掲) 13 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業(東京都地域生活支援事業) 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>12名</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>(再掲) 25 障害者IT支援総合基盤整備事業(東京都地域生活支援事業) 障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。</p> <p>①ITに関する利用相談・情報提供 ②障害者IT支援者養成研修の実施</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>①IT利用相談支援事業 相談件数 1,556件 HPアクセス数 14,240件</p> <p>②障害者IT支援者養成研修事業 基礎コース 22人 応用コース 21人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>(再掲) 26 相談支援従事者研修(東京都地域生活支援事業) 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等援助技術の習得及び相談支援従事者の資質の向上を図る。 また、指定した研修事業者と連携し、都の実施する研修と併せて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>・初任者研修 1回 ・現任研修 1回 ・その他対象者も含めた研修 2回</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>(再掲) 32 障害者虐待防止対策支援事業 障害者に対する虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等のため地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う。</p> <p>①連携協力体制整備事業 ②障害者虐待防止・権利擁護研修事業</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>平成23年度 新規事業</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>(再掲) 60 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会の提供などにより、看護師の確保に努め、重症心身障害児への支援の充実を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>プロナース研修 40名 認定看護師(資格取得の機会提供) 4施設</p>	<p>重症心身障害児施設で働く看護師の確保を通じて、重症心身障害児への支援の充実を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>(再掲) 153 就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修) 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>118名 4日間×4回実施 44名 2日間×1回実施</p>	<p>研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

(多様な取組への活用が可能な事業)

事業名・事業内容	平成22年度末 状況等	事業目標	所管局
<p>210 区市町村地域生活支援事業 障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>(必須事業) 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業 ※24年度より、成年後見制度利用支援事業が必須事業化</p> <p>(その他の事業) 区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>211 障害者施策推進区市町村包括補助事業 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることにより、都民の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的事業 ・選択事業 ・一般事業 	<p>継続して実施する。</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>

資料

資料

東京都障害者施策推進協議会審議経過

【委嘱期間：平成 23 年 7 月 14 日～平成 25 年 7 月 13 日】

開催日時	会議名・審議内容
平成 23 年 7 月 14 日	<p>第 1 回総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項について ・ 専門部会の設置、審議日程について ・ 「東京都障害者計画・第 2 期東京都障害福祉計画」の実施状況 ・ 第 3 期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（骨子案）
平成 23 年 7 月 25 日	<p>第 1 回専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域におけるサービス提供体制の整備について ・ 第 3 期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（骨子案）
平成 23 年 8 月 29 日	<p>第 2 回専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活移行の取組状況について
平成 23 年 9 月 13 日	<p>第 3 回専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援策の取組状況について
平成 23 年 11 月 4 日	<p>第 4 回専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論点整理
平成 23 年 12 月 14 日	<p>第 5 回専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論点整理（提言素案について） ・ 障害者福祉以外の分野について
平成 24 年 1 月 27 日	<p>第 6 回専門部会（拡大専門部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提言案について
平成 24 年 2 月 2 日	<p>第 2 回総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提言案について

東京都障害者施策推進協議会 委員名簿

		氏 名	役 職
1		石川 雅己	千代田区長
2		伊藤 善尚	東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員長
3		小川 典子	弁護士
4	◎副部会長	小川 浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科学科長
5	◎副部会長	小澤 温	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
6	◎	北澤 清司	(福)東京都知的障害者育成会参与
7		倉田 清子	東京都立東大和療育センター院長
8		坂口 光治	西東京市長
9		坂本 義次	檜原村長
10	◎	笹川 吉彦	(社)東京都盲人福祉協会会長
11	副会長	高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部学部長
12	会長	高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授
13		平川 博之	(社)東京都医師会理事
14	◎	古田 純子	公募委員
15	◎専門部会長	松矢 勝宏	目白大学客員教授
16	◎	峰 裕美	公募委員
17		宮澤 勇	(社)東京都身体障害者団体連合会会長
18	◎	宮本 一郎	(社)東京都聴覚障害者連盟理事長
19		山崎 一男	(社)東京都歯科医師会副会長
20		山田 雄飛	(社)東京精神科病院協会副会長

東京都障害者施策推進協議会 専門委員名簿

		氏 名	役 職
21	◎	岩城 節子	東京都重症心身障害児(者)を守る会会長
22	◎	大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
23	◎	小金澤 正治	東京都精神障害者団体連合会相談役
24	◎	笹生 依志夫	(福)原町成年寮 地域生活援助センター所長
25	◎	中西 正司	(特非)DPI 日本会議常任委員
26	◎	橋本 豊	(福)東京都知的障害者育成会本人部会副代表
27	◎	船木 勝雄	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会事務局次長
28	◎	水野 雅文	東邦大学医学部精神神経医学講座教授
29	◎	宮本 めぐみ	(福)めぐほうす 地域生活支援センターMOT A 施設長
30	◎	山下 望	(福)南風会 青梅学園統括施設長

◎…専門部会委員

東京都障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日

条例第29号

(設置)

第1条 東京都における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事の附属機関として、東京都障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画に関し、同条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

(2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び東京都の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置及び権限)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(定足数及び表決数)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附則(抄)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

障害福祉計画に係る法令の根拠

東京都障害福祉計画は、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づいて策定する計画であり、同条第2項の規定に掲げられた事項を定めたものです。

第89条第1項 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第89条第2項 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 2 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 3 第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 4 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 5 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 6 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 7 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

上記のほか、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づく基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、平成18年6月26日厚生労働省告示第395号、最終改正：平成23年12月27日厚生労働省告示第478号）では、以下の事項を定めるものとしています。

- 障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念等
- 平成26年度の数値目標の設定
 - ・ 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・ 入院中の精神障害者の地域生活への移行
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- 区域の設定
- 計画の期間及び見直しの時期
- 計画の達成状況の点検及び評価

基本指針 第二・一・2 平成26年度の数値目標の設定

(一) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成17年10月1日時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づき指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、1年未満入院者の平均退院率（ある月から連続した12月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を12で除したものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院者のうち、65歳以上であって、5年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、1年未満入院者の平均退院率については、平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成26年度における高齢長期退院者数を直近の数から2割増加させることを指標とする。

また、これと併せ、医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち3割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成26年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、平成26年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）において、「国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努める」とされている等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

※ 別表は省略

東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画

平成 24 年 5 月

印刷物規格表第2類
登録番号 (24) 4

編集・発行／東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03-5320-4100 (ダイヤルイン)
ファクシミリ 03-5388-1407
印 刷／社会福祉法人 東京コロニー
東京都大田福祉工場

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。